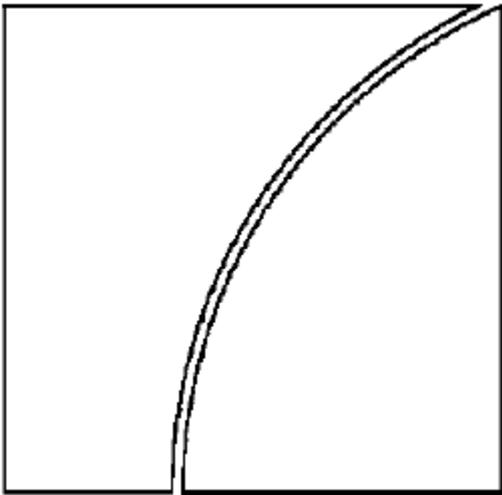


バーゼル銀行監督委員会



実効的な銀行監督のためのコア
となる諸原則

2012年9月



国際決済銀行

目次

要旨.....	1
I. 改訂にあたっての序言.....	5
全般的なアプローチ.....	6
新たな動向及び変化へのアプローチ.....	7
コア・プリンシプルの構造及び評価.....	10
整合性及び実施.....	13
II. コア・プリンシプル.....	13
監督権限、責任及び機能.....	14
健全性に関する規制及び要件.....	16
III. 実効的な銀行監督のための前提条件.....	20
健全かつ持続可能なマクロ経済政策.....	21
金融安定化政策を策定するための十分に確立された枠組み.....	21
十分に発達した公的インフラストラクチャー.....	22
危機管理、再建及び処理のための明確な枠組み.....	23
システミックな保護（または公的セーフティ・ネット）の適切な水準.....	23
実効的な市場規律.....	23
IV. 評価メソドロジー.....	24
メソドロジーの利用.....	25
遵守状況の評価.....	26
評価に際する実務的な留意点.....	29
V. コア・プリンシプルの遵守状況の評価するための基準.....	31
監督権限、責任及び機能.....	31
原則 1：責任、目的及び権限.....	31

原則 2 : 監督当局の独立性、説明責任、資源配分及び法的保護	33
原則 3 : 協力及び協調	35
原則 4 : 許容される業務	37
原則 5 : 免許付与の基準	37
原則 6 : 主要な所有権の移譲	40
原則 7 : 主要な買収	41
原則 8 : 監督上のアプローチ	43
原則 9 : 監督上の手法及び手段	45
原則 10 : 監督当局への報告	48
原則 11 : 監督当局の是正及び制裁権限	50
原則 12 : 連結ベースの監督	52
原則 13 : 母国・現地当局間の関係	54
健全性に関する規制及び要件	57
原則 14 : コーポレート・ガバナンス	57
原則 15 : リスク管理の手続	59
原則 16 : 適正自己資本比率	64
原則 17 : 信用リスク	68
原則 18 : 不良資産、引当金及び準備金	70
原則 19 : リスクの集中及び大口エクスポージャー規制	73
原則 20 : 関連先との取引	76
原則 21 : カントリー・リスク及びトランスファー・リスク	78
原則 22 : マーケット・リスク	80
原則 23 : 銀行勘定の金利リスク	82
原則 24 : 流動性リスク	83
原則 25 : オペレーショナル・リスク	87

原則 26 : 内部統制及び監査.....	89
原則 27 : 会計報告及び外部監査.....	92
原則 28 : 情報開示及び透明性.....	94
原則 29 : 金融サービスの濫用.....	96
付属文書 1 コア・プリンシプルの改訂版と 2006 年版との比較.....	100
付属文書 2 国際通貨基金及び世界銀行が作成する評価報告書の構成及び指針.....	102

実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則

(バーゼル・コア・プリンシプル)

要旨

1. 実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則（コア・プリンシプル）は、銀行及び銀行システムの健全性に関する規制及び監督のための事実上の最低基準である。本原則は、バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）¹より 1997 年に初めて公表され、各国が自国の監督制度の質を評価し、健全な監督実務の基本水準を満たすために今後何をすべきかを把握する際の基準として用いられてきた。また、コア・プリンシプルは、国際通貨基金（IMF）と世界銀行が金融セクター評価プログラム（Financial Sector Assessment Program, FSAP）の一環として、各国における銀行監督の制度や実務の実効性を評価する際にも用いられてきた。

2. バーゼル委は、世界中の監督当局の協力を得て、2006 年 10 月にコア・プリンシプルを改訂した。バーゼル委は、2010 年 10 月に公表した「金融危機への対応：G20 への報告」の中で、世界の監督実務を強化する継続的な作業の一環としてコア・プリンシプルの見直しを行う計画を明らかにした。

3. 2011 年 3 月、バーゼル委はコア・プリンシプル・グループ²に対し、コア・プリンシプルの見直しと改訂を指示した。バーゼル委の任務は、金融危機から得た教訓³に

¹ バーゼル銀行監督委員会は、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の銀行監督当局並びに中央銀行の上席代表者により構成される。

² コア・プリンシプル・グループは、バーゼル委及びバーゼル諮問グループ（Basel Consultative Group）のメンバーにより構成され、バーゼル委メンバー国、非メンバー国、銀行監督当局の地域的グループ、IMF、世界銀行、イスラム金融サービス委員会の代表者が参加した。

³ 例えば、「システム上重要な金融機関（SIFIs）への監督の密度と実効性」（金融安定理事会、2010 年 11 月）、「金融規制の業態別特徴及び範囲のレビュー - 重要な論点と提言」（ジョイ

基づく健全な監督制度の育成を含め、2006年10月以降の世界の金融市場及び規制環境の重要な変化を考慮し、コア・プリンシプルを見直すことであった。本作業の狙いは、時間の経過や環境の変化に関わらず、あらゆる国々において、実効的な銀行監督を促進する手段としてのコア・プリンシプルの有用性を維持することにあった。

4. 見直しを行うにあたり、バーゼル委は、健全な監督の基準を引き上げることと、柔軟かつ国際的に適用可能な基準としてのコア・プリンシプルの有用性を維持することとの間で適切な均衡を図ることを目指してきた。改訂版コア・プリンシプルとその評価基準は、実情に即した運用（**proportionality**）という考え方が一段と明確化されたことにより、多様な銀行システムに適用可能なものとなっている。また、**proportionality** のアプローチにより、（国際的に活動する大銀行から、複雑ではない小規模預金受入機関に至るまで）多種多様な銀行に対し、そのリスク特性やシステム的な重要性に応じたコア・プリンシプルの遵守状況の評価が可能になる。

5. 既存のコア・プリンシプルとこれに付随するコア・プリンシプル・メソドロジー⁴（評価メソドロジー）のいずれも、各国が自国の監督制度を評価し、改善すべき点を把握することを助けるという目的に役立ってきた。バーゼル委は、連続性と比較可能性を極力維持するために意識的に努力しつつ、コア・プリンシプルと評価メソドロジーを一つの包括的な文書に統合した。また、29の改訂コア・プリンシプルは、適切な実施を促すためより論理的な構成とし、最初に監督当局の権限、責任及び機能を取り上げ、次に、良好なコーポレート・ガバナンス、リスク管理、監督基準の遵守に重点を置きつつ、銀行に対する監督上の期待を提示している。旧版との比較を容易にするため、新旧の対応関係をまとめた表を付属文書1として添付した。

6. 個々のコア・プリンシプルについても、特に監督実務とリスク管理を強化するうえで必要な分野を中心に、重要な補強が行われた。その結果として、様々な補足基準が必須基準に格上げされたほか、新たな評価基準も追加された。今回の金融危機で浮き彫りになったリスク管理をめぐる重大な問題点やその他の脆弱性については、十分

ント・フォーラム、2010年1月）、及び「2008年グローバル金融危機からのリスク管理上の教訓」（シニア・スーパーバイザーズ・グループ、2009年10月）を参照。

⁴ コア・プリンシプル・メソドロジーは、1999年にコア・プリンシプルとは別に策定され、その後、評価基準やコア・プリンシプルの遵守に係る評価について更に詳細な説明とガイダンスを提供するため、2006年に改訂された。

な注意を払いつつ、その多くに対処した。更に、見直しにあたっては、ここ数年の市場混乱期にみられた幾つかの重要な傾向や出来事を考慮した。すなわち、システム上重要な銀行に実効的に対処するためには、より緊密な監督とより多くの資源の投入が必要であること、また、システミック・リスクを把握・分析し、予防的措置を採るための一助として、銀行のマイクロ健全性監督に、システム全体を俯瞰するマクロ的視点を適用することが重要であること、あるいは、銀行破綻の可能性及び影響を軽減するため、実効的な危機管理及び再建・処理計画に対する関心が高まっていること、などである。委員会は、これらの新たな論点を適宜強調することを心がけ、必要に応じ、これをコア・プリンシプルに組み込むほか、関連する各プリンシプルの下で具体的に言及した。

7. さらに、個々の銀行及び銀行システムにおける実効的なリスク管理及び公衆の信頼を支えるのは健全なコーポレート・ガバナンスである。最近の金融危機において、銀行のコーポレート・ガバナンスの根本的欠陥が露呈したことを踏まえ、今回の改訂に当たっては、コーポレート・ガバナンスに関する新しいコア・プリンシプルを追加した。これは、従来から評価メソドロジーに含まれているコーポレート・ガバナンス関連の基準をひとまとめにし、健全なコーポレート・ガバナンスの重要性を一段と強調したものである。同様に、バーゼル委は、関連する既存のプリンシプルを拡張して二つの新しいプリンシプルとし、それぞれにおいて、公衆への開示及び透明性の強化と、財務報告及び外部監査の強化をとり上げることで、堅固な市場規律が安全かつ健全な銀行システムを育成する上で重要な役割を果たすことを改めて述べた。

8. 現在、コア・プリンシプルの遵守状況は必須基準のみにもとづいて格付されている。重要な金融センターの所在地をはじめ、各法域が最も高い監督基準を率先して採用するためのインセンティブとして、改訂版コア・プリンシプルでは、必須基準及び補足基準の双方に照らして評価を受け、格付されることを各国が自主的に選択できる。同様に、完全かつ堅固な実施を促進するため、委員会は、コア・プリンシプルの遵守状況に対する現行の 4 段階評価を維持した。この 4 段階評価には「かなりの程度不遵守」(materially non-compliant) という格付が含まれ、関係国の当局に対し、監督及び規制面の不備に対処するための是正措置が必要との明確なメッセージを与える。

9. 以上の見直しの結果、コア・プリンシプルの総数は 25 から 29 に増えた。新たに 39 の評価基準が追加され、そのうち 34 が必須基準であり、5 が補足基準である。

さらに、従来の評価メソドロジーでは補足基準とされていた 34 の基準が必須基準に格上げされ、全ての国に対して求められる最低要件となった。

10. 改訂コア・プリンシプルは、引き続き、銀行部門における規制、監督、ガバナンス及びリスク管理の健全な基盤を確立するための包括的な基準としての役割を果たすであろう。本基準を統合的かつ効果的に適用することの重要性に鑑み、バーゼル委は、他の監督機関及び利害関係者ととも、各国レベルにおける改訂コア・プリンシプルの実施を促進するために行動する用意がある。

I. 改訂にあたっての序言

11. バーゼル銀行監督委員会（「バーゼル委」）は、*実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則*（コア・プリンシプル）を改訂した。バーゼル委は、この見直しを行うにあたり（金融危機から学んだ教訓及び 2006 年のコア・プリンシプル改訂以降生じたその他の規制面の重要な変化⁵を織り込むために）、銀行監督の最低水準を引き上げるという目標と、コア・プリンシプルを引き続き普遍的に適用可能なものとする事と、また継続性と比較可能性を確保する必要性との間でバランスをとるよう努めた。監督の最低水準を引き上げたことで、コア・プリンシプルの実際の適用を通じて、世界の銀行監督のあり方が改善できると考える。

12. 改訂コア・プリンシプルでは、監督当局に対する要請、監督アプローチ及び銀行に対する監督当局の要請が強化されている。これは、実効的なリスク・ベースの監督、及び、早期介入と適切な時期をとらえた監督行動の必要性を一段と強調することによって行われた。監督当局は、銀行の抱えるリスク、リスク管理の実効性、及び、銀行システムや金融システムに及ぼすリスクという視点に立って、銀行のリスク特性を評価すべきである。このリスク・ベースのプロセスにおいては、ルールの遵守状況を受動的に評価するにとどまらず、結果とプロセスの双方に焦点を当てつつ、最大の効果が期待できるところに監督資源が充当される。

13. コア・プリンシプルは、監督当局が、安全性及び健全性をめぐる懸念に対処するためにどのような権限を備えるべきかを示している。権限を備えることに劣らず重要なのは、銀行またはシステムの弱点や不備が判明した場合に、監督当局がそれらの権限を実際に行使することである。フォワード・ルッキングな監督手法を用いて早期に介入すれば、判明した弱点が安全性と健全性に対する脅威に発展する事態を防ぐことができる。このことは特に、非常に複雑で個別性の高い問題（例えば流動性リスク）にあてはまり、こうした場合は、個々の銀行の実情に応じた監督措置が効果を発揮する。

⁵ 特に、資本に関する国際的規制基準の強化と、新たに導入された国際的流動性基準が織り込まれた。これらは何れも、銀行セクターの強靱性を高めることを狙いとしてとられた措置である。

14. バーゼル委は、コア・プリンシプルの強化、補強、焦点の調整を行いつつも、引き続き、コア・プリンシプルの基本的な目的と利用方法に留意している。バーゼル委は、時間の経過や環境の変化に耐え得る監督実務の基準として、コア・プリンシプルが有用であり続けることを確保しなければならないと考えている。このため、今回のコア・プリンシプル改訂は、以前の版を土台とし、継続性及び比較可能性を極力確保することを旨として行われている。

15. バーゼル委は、コア・プリンシプルが世界的に適用されるとの認識の下で、バーゼル委メンバー国・非メンバー国の双方、銀行監督当局の地域グループ並びにIMF・世界銀行及びイスラム金融サービス委員会の代表者により構成されるバーゼル諮問グループのメンバーとの緊密な協力のもとに今回の見直しを行った。バーゼル委は、本文書の校了に先立ち、産業界及び公衆の意見を求めた。

全般的なアプローチ

16. 最初のコア・プリンシプルでは、銀行及び銀行システムの安全性と健全性の向上が銀行監督の主目的であることが示されている。各法域では、主目的に抵触しないことを条件として、銀行監督当局に主目的以外の責任も負わせることができる⁶。銀行の破綻防止は銀行監督の目的ではない。しかしながら、破綻した場合でも、破綻が秩序立ったものとなるように破綻処理当局と協力することも含め、銀行が破綻する可能性を引き下げ、衝撃を緩和することを監督の目的とするべきである。

17. コア・プリンシプルが所期の目的を達成するためには、広い範囲の法域に適用可能なものでなければならず、各法域の銀行セクターには、必然的に（国際的に活動する大銀行から、複雑ではない小規模の預金取扱機関までの）広い範囲の銀行が含まれる。また、銀行システムにより、広い範囲の商品またはサービスが提供されており、コア・プリンシプルでは、金融に関係する様々なニーズに応えるという一般的な目的も考慮されている。このような広い範囲の用途に対応するため、監督当局の職務遂行に関する期待と、監督当局が銀行に適用する基準の両方において規模等銀行の実情に則した、比例原則（proportionality）にもとづくアプローチが採用されている。従っ

⁶ 一部の法域では、銀行監督当局に対し、例えば、次のいずれかの責任を負わせることが考えられる：(i) 預金者保護、(ii) 金融安定性、(iii) 消費者保護、または(iv) 金融包摂。

て、コア・プリンシプルでは、監督当局が、通常の場合においてリスク・ベースのアプローチを利用し、比較的規模が大きく、複雑またはリスクの高い銀行に多くの時間と資源を割くことが認識されている。監督当局が銀行に適用する基準という点では、監督当局による銀行のリスク管理の評価に関するコア・プリンシプルに、この比例原則の考え方が反映されている。これらのコア・プリンシプルには、銀行のリスク特性⁷及びシステミックな重要性⁸に応じた監督上の期待水準が示されている。

18. バーゼル委の既存の基準及び指針の今後の改訂や新しい基準及び指針は、規制制度の強化を目的とするものである。バーゼル委による最新の国際的な監督基準の公表に合わせ、監督当局がその採択に取り組むことが望ましい。

新たな動向及び変化へのアプローチ

(i) システム上重要な銀行 (SIB)

19. 金融危機を受け、SIB と、これに効果的に対処するために必要な規制及び監督権限が関心を集めた。バーゼル委は、SIB について扱ったコア・プリンシプルを新たに設けるかどうかを検討した。しかしながら、SIB の場合、他の銀行よりも監督の密度を高める必要があり、従ってこれに、より多くの資源を割く必要がある一方、SIB に対する監督を、銀行に対する多様な監督の一つに含まれるという結論に達した。いずれのコア・プリンシプルも、あらゆる銀行の監督に適用される。SIB に対し、そのリスク特性及びシステミックな重要性に応じて監督当局に対する期待及び監督当局の期待の水準を引き上げることが求められるだろう。従って、SIB のみを扱う特別なコア・プリンシプルを設ける必要はない。

⁷ 本文書における「リスク特性」とは、銀行によるリスク・エクスポージャーの性質及び規模を指す。

⁸ 本文書における「システミックな重要性」は、2011 年 11 月公表のバーゼル委文書「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」に記載された銀行の規模、相互関連性、代替可能性、グローバルな、または複数の法域に跨る活動（存在する場合）並びに複雑性により決定される。

(ii) マクロプラードンス上の課題及びシステミック・リスク

20. 今回の金融危機では、実効的な監督におけるマクロプラードンスの要素とマイクロプラードンスの要素との境界面及び両者の相互補完的な性質に焦点があてられた。監督当局及び他の当局がリスク・ベースで監督上のアプローチを採用する際は、個々の銀行の貸借対照表にとどまらない広い意味でリスクを評価する必要がある。例えば、一般的なマクロ経済環境、景気動向及び銀行セクター内全体及び、実際のところ、銀行セクター外におけるリスクの蓄積及び集中などが、個々の銀行のリスク・エクスポージャーに必然的に影響を及ぼす。従って、銀行特有の監督を行う際は、このようなマクロ的な視点も考慮すべきである。システミック・リスクの識別及び分析に活用するために、監督当局により適宜収集された個々の銀行データ、またセクターレベルのデータ及び総合的な趨勢に関するデータを、（監督当局の一部門であるか、監督当局以外であるかを問わず）金融安定化を目的とする当局の検討に組み込むべきである。関係当局は、システミック・リスクに対する予防的措置を講ずる能力を備える必要がある。また、監督当局も、銀行システムに影響を与え得る他の当局が実施する金融安定性に関連した分析または評価結果にアクセス可能でなければならない。

21. 多くのコア・プリンシプルにおいて、このように広い視野で金融システムを捉えることが不可欠である。このため、バーゼル委は、マクロプラードンスのみを単独で扱う特別なコア・プリンシプルを設けなかった。

22. 監督当局が企業グループに含まれる個別の銀行を監督する場合、単体ベース（ただし、上述のようにマイクロ、マクロ両方の視点から）、連結ベース（銀行を、「銀行グループ⁹」内の他の企業とともに、一体として監督するという意味において）及びグループベース（その銀行に対する、銀行グループ外の他のグループ企業から生ずる潜在的リスクを勘案）など、複数の観点から当該銀行及びそのリスク特性を検討することが不可欠である。グループ企業（銀行グループの内外を問わない）の存在は、強みともなり得るものの、銀行の財務内容、評判及び全般的な安全性と健全性に悪影響を及ぼし得る弱みともなり得る。コア・プリンシプルでは、連結ベースでの銀行グ

⁹ 本文書における「銀行グループ」には、国内外両方の持株会社、銀行及びその支店、子会社、系列会社及び合弁企業が含まれる。より広いグループの構成企業、例えば（非金融機関を含む）ノンバンクに由来するリスクも関連する場合がある。グループでの監督手法は、会計上の連結の枠を超えたものである。

グループ監督に関する原則も含まれているが、銀行または銀行グループが抱えるリスクを評価する際の親会社及び他の非銀行主体の重要性にも触れられている。この監督上の「リスク範囲」は、会計上の連結概念の枠を超えたものである。監督当局は、それぞれの職務を遂行するにあたり、個々の銀行内で生じたものか、関連企業または主なマクロ金融環境要因から生じたものかを問わず、広い範囲のリスクを観察しなければならない。

23. また、監督当局は、引き続き、規制対象となる銀行セクター外の金融活動の動向または拡大（「シャドバンキング」構造の形成）及びそこから生じる潜在的なリスクについても警戒しなければならない。この分野に関するデータ及び情報は金融安定化の目的に関係する他の当局と共有される必要がある。

(iii) 危機管理、再建及び処理

24. 銀行の破綻防止は監督当局の役割ではないものの、監督当局による監督には、こうした破綻の可能性を引き下げ、その悪影響を緩和する狙いがある。時には銀行が窮地に陥る場合もあり、問題を抱える銀行自身と、銀行セクター及び金融セクター全体への破綻による悪影響を最小限に抑えるためには、金融危機への効果的な備え及び危機管理並びに処理のための秩序だった枠組み及び措置が必要である。

25. このような措置は、次の二つの観点から考察することができる：(i) 監督当局及び他の当局が採用する（問題を抱える銀行の秩序だった再編または処理を調整するための、処理計画の策定を含む国内及びクロスボーダー両面における他の当局との情報共有及び協力に関する）措置、(ii) 継続的な監督の一環として監督当局による批判的評価の対象となる、銀行が採用すべき（緊急時調達計画及び再建計画を含む）措置。

26. 危機管理や再建及び処理のための措置の重要性を反映し、強調するため、いくつかのコア・プリンシプルは緊急時対応計画の維持及び評価に関する特別な記載を含んでいる。クロスボーダーに活動する銀行の危機管理及び処理については、母国と現地の監督当局との関係について示す既存のコア・プリンシプルを強化し、両者の協力及び調整を要請している。

(iv) コーポレート・ガバナンス、開示及び透明性

27. 金融危機の最中に見られた例のように、銀行のコーポレート・ガバナンスの不備は、当該銀行及び、時には、金融システム全体の両方にとって、深刻な結果を生じさせるおそれがある。従って、今回の改訂版には、銀行が安全かつ健全に機能するための不可欠な要素として実効的なコーポレート・ガバナンスに焦点を当てた新たな原則が加えられた。この新しいコア・プリンシプルは、評価メソドロジーにおけるコーポレート・ガバナンスに関する既存の基準をまとめ、コーポレート・ガバナンスに関する健全な実務をこれまで以上に重視している。

28. 同様に、金融危機は、銀行のリスク特性に対する市場参加者の理解をより深め、これによって銀行の財務体質に係る市場の不確実性を減少させることで可能となる、銀行への信頼を維持するうえで、開示と透明性が重要であることを浮き彫りにした。こうした点を認識し、本分野における監督実務の方向性をより明確にするために新たな原則が追加された。

コア・プリンシプルの構造及び評価

構造

29. コア・プリンシプルの旧版では、コア・プリンシプルの遵守状況を測るための基準を示した評価メソドロジーが分けて用意されていた。改訂版では、コア・プリンシプルと評価基準との間の本質的な相互依存関係及び共通する用途を反映し、評価メソドロジーとコア・プリンシプルを一つの文書に統合した。また、コア・プリンシプルも再編成した。原則 1～13 は、監督当局の権限、責任及び機能を扱っており、原則 14～29 は、銀行に対する監督上の期待を扱っており、良好なコーポレート・ガバナンス及びリスク管理並びに監督基準の遵守の重要性を強調している。このような順番の入れ替えにより、監督当局自身の行動と監督当局が銀行に期待する行動との違いが明確になった。旧版との比較を容易にするため、付属文書 1 の表に新旧の対応関係が整理されている。

評価

30. コア・プリンシプルは、監督当局が自国の監督制度の質を評価するための指標となる健全な監督実務の水準を示している。また、IMF 及び世界銀行も金融セクター評価プログラム（Financial Sector Assessment Program, FSAP）において、各国の銀行監督の制度や実務の実効性を評価するためにコア・プリンシプルを活用している。
31. 今回、コア・プリンシプルを改訂するにあたって、これまでと同様、必須基準と補足基準の両方を評価メソッドロジーの一部として含めた。必須基準は、健全な監督実務の最低限の基本要件を示したものであり、あらゆる国々に普遍的に適用される。しかしながら、ある国を必須基準に照らして評価する際は、監督実務が、監督対象の銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に応じたものとなる必要があることを認識しなければならない。つまり、評価する際に、監督実務が適用される状況を考慮しなければならない。比例原則の考え方に直接言及していない場合でも、あらゆる評価基準の根底にはこの考え方が存在する。
32. 実効的な銀行監督実務は、静的なものではない。新たな教訓を学び、銀行が発展し、拡大するにつれ、監督実務は進化する。監督当局は、「ベスト・プラクティス」を導入するよう銀行に即座に促しがちであるが、最高水準の監督基準を目指して継続的に前進することに努めることによって、自ら「手本となる」べきである。このような意欲を高めるため、コア・プリンシプルの補足基準は、現在基本線となっている期待を超えるものの、個別の監督枠組みの堅固性に寄与するような監督実務を示している。監督実務が進化するにつれ、基本線となる基準への期待が変化するとともに、一部の補足基準はコア・プリンシプルの改訂毎に必須基準に格上げされることになる。その意味で、必須基準と補足基準の利用は、コア・プリンシプルの長期に亘る妥当性を維持する一助となる。
33. かつては、各国が自主的に補足基準にもとづいて評価されることを選択し、監督実務を強化する方法に関する評価者の所見を知ることも可能であったものの、格付は必須基準のみにもとづいて行われていた。今後、IMF 及び（または）世界銀行による評価を受けている国々は、必須基準と補足基準の両方にもとづいて格付を受けることを選択できる。このことは、一定の法域、特に重要な金融センターである法域に、最高水準の監督実務を率先して導入するインセンティブを与えるとみられる。必須基

準の場合と同様、補足基準にもとづいて評価する際は、前述の比例原則の考え方に留意すべきである。

34. さらに、マクロ経済環境の正確な評価や、危険な趨勢の拡大の察知といった一部の課題そのものは、厳格な遵守／不遵守の体系には適さないことを念頭に置く必要がある。これらの課題の評価は困難かもしれないが、監督当局は、その時点で入手可能な情報にもとづいて可能な限り正確に評価し、そのようなリスクに対処し、これを軽減するための合理的な行動をとるべきである。

35. 法域の評価を公表することで、ある程度の透明性が得られるものの、一つの法域の評価結果を他の法域の評価結果と直接比較することは困難である。第一に、評価には、比例原則が反映される必要がある。よって、多くの **SIB** の本拠地である法域は、小規模で、複雑ではない預金取扱機関しかない法域よりも、「遵守」格付¹⁰を受けるためのハードルが当然高くなる。第二に、改訂版コア・プリンシプルにおいて、各法域は、必須基準のみにもとづいて格付を付与されるか、必須基準と補足基準の両方にもとづいて格付を付与されるかを選ぶことができる。第三に、評価の内容は、度合いは異なるにしろ、必然的に国毎に固有のものとなり、時間に依存するものとなる。従って、特定の法域において検討されている固有の側面へのアプローチ及びなんらかの改善の必要性を理解するには、各コア・プリンシプルの記載内容及び各コア・プリンシプルの格付に付記される定性的な所見を検証すべきである。「遵守」格付の数と「不遵守」格付の数とを単純に比べることで各国を比較しようとしても、あまり参考にはならない。

36. 広い視点からみた際、実効的な銀行監督は、監督当局の権限が直接及ばないいくつかの外部要因、または前提条件に依存している場合がある。このため、格付という点では、前提条件の評価は、引き続き定性的な評価であり、コア・プリンシプルの遵守状況の評価（及び格付）とは区別される。

37. 金融サービスの濫用を扱う原則 29 には、特に、銀行によるマネーロンダリングとテロリズムへの資金供給（**AML/CFT**）対策の監督が含まれる。バーゼル委では、一部の国々で、本コア・プリンシプルに照らして評価する際に、金融活動作業部会（**FATF**）の相互評価手続とは一定程度重複せざるを得ないことを認識している。この間

¹⁰ 格付の定義は、パラグラフ 61 を参照。

題に対処するため、FATF による評価が最近実施された国では、FSAP の評価者が、その評価を前提とし、FATF によって特定された不備に対処するために監督当局が講じた措置の検証に評価を集中させることも可能である。FATF による評価が最近実施されていない国の場合、FSAP の評価者は、その国による銀行の AML/CFT 対策の監督の評価を継続する。

整合性及び実施

38. 銀行セクターは、重要ではあっても、金融システムの一部にしかすぎないため、バーゼル委では、コア・プリンシプルの見直しに際して、可能な限り、証券と保険に関する対応する基準（これについても、最近見直しが行われている）及びマネーロンダリングと透明性に関する対応する基準との整合性を確保することに努めてきた。しかしながら、重要なリスク分野及び監督上の優先事項について必然的な違いが、部門間で依然として存在している。監督当局は、コア・プリンシプルを実施するにあたり、実体経済の生産的活動を支援し、促進する銀行セクターの役割に留意すべきである。

II. コア・プリンシプル

39. コア・プリンシプルは、健全な監督実務のための最低基準の枠組みであり、普遍的に適用可能だと考えられている¹¹。バーゼル委は、グローバル金融システムの強化に貢献するためにコア・プリンシプルを公表した。先進国か途上国かを問わず、一国の銀行システムの脆弱性は、国内外の金融の安定性を脅かしかねない。バーゼル委では、あらゆる国々がコア・プリンシプルを実施することが、国内及び国際的な金融の安定性を高める上での重要な一歩となり、実効的な監督制度の一層の発展の良好な基礎になると考えている。大半の国々は、すでにコア・プリンシプルを承認し、実施している。

¹¹ コア・プリンシプルは、健全な監督実務の最低基準の自主的な枠組みとして考案された。各国の当局は、自らの法域において実効的な監督を実現するために必要だと判断する補足的措置を自由に実施できる。

40. 改訂版コア・プリンシプルでは、監督制度を実効的なものとするために必要な29の原則を設けている。これらの原則は、大きく次の二つのグループに分かれる：第1グループ（原則1～13）は、監督当局の権限、責任及び機能に重点が置かれている一方、第2グループ（原則14～29）では、銀行に対する健全性に関する規制及び要件に重点が置かれている。改訂版では、旧版の原則1を新たに三つの原則に分けた一方、コーポレート・ガバナンス並びに開示及び透明性に関する原則を新たに追加した。このため、原則の数が25から29に増加した。

41. 29のコア・プリンシプルは、次の通りである：

監督権限、責任及び機能

- ・ **原則1 - 責任、目的及び権限**：実効的な銀行監督システムでは、銀行及び銀行グループの監督に関与している当局それぞれについて明確な責任及び目的が定められている。銀行免許の付与、継続的な監督の実施、法律の遵守への対処及び安全性と健全性に関わる問題に対処するための是正措置の適時実施に必要な法的権限を各所管当局に付与する、銀行監督に関する適切な法的枠組みが整備されている。
- ・ **原則2 - 監督当局の独立性、説明責任、資源配分及び法的保護**：監督当局は、業務上の独立性、透明な手続、健全なガバナンス、自律性を損なわない予算編成過程及び適切な資源を備え、自らの職務の遂行及び資源の活用に関する説明責任を負う。銀行監督のための法的な枠組みには、監督官に対する法的保護も含まれる。
- ・ **原則3 - 協力及び協調**：法律、規則または他の取決めにより、国内外の関連当局と協力、協調するための枠組みが整備されている。これらの取決めには、機密情報の保護の必要性も反映されている。
- ・ **原則4 - 許容される業務**：免許を付与され、銀行としての監督を受ける組織が行うことのできる業務が明確に定義され、「銀行」という名称の使用が制限されている。
- ・ **原則5 - 免許付与の基準**：免許付与当局は、免許付与の基準を設定し、一定の基準を満たさない企業の申請を却下する権限を有する。免許付与手続は、最低限、銀行及びより広範なグループの所有構造及び（取締役及び上級管理職の適格性を含む）ガバナンス、戦略面及び業務面の計画、内部統制、リスク管理及び（自己資本基盤

を含めた) 財務状況の予測に対する評価で構成される。提案されている所有者あるいは親会社が外国銀行である場合は、母国監督当局の同意を事前に得られている。

- ・ **原則 6 - 主要な所有権の移譲**： 監督当局は、既存の銀行に対して直接的または間接的に行使される主要な所有権または支配力を他の主体に移譲させる提案に対して審査、却下し、健全性に関する条件を課す権限を有する。
- ・ **原則 7 - 主要な買収**： 監督当局は、クロスボーダーの業務拠点の設置を含め、銀行による主要な買収や投資を所定の基準に沿って承認または却下（あるいは、その承認または却下を所管当局に勧告）し、健全性に関する条件を課す権限及び会社の系列関係や組織構造が銀行を不当なリスクに晒したり、かつ実効的な監督を妨げたりすることがないことを確認する権限を有する。
- ・ **原則 8 - 監督上のアプローチ**： 実効的な銀行監督のシステムとは、システミックな重要性に則して、個々の銀行及び銀行グループのリスク特性のフォワード・ルッキングな評価を策定・維持し、銀行及び銀行システム全体から派生するリスクを識別、評価及びそれらに対処し、早期介入のための枠組みを備え、銀行が実質的な破綻状態に陥った場合、他の関連当局と協力して、秩序だった処理のための措置の実施に向けた計画を整備することを監督当局に求めるものである。
- ・ **原則 9 - 監督上の手法及び手段**： 監督当局は、銀行のリスク特性及びシステミックな重要性を考慮に入れながら、監督上のアプローチを実施するために、適切な範囲の手法及び手段を利用し、比例原則にもとづいて監督資源を投入する。
- ・ **原則 10 - 監督当局への報告**： 監督当局は、単体及び連結ベースの双方で、銀行が提出する健全性に関する報告書及び統計報告書を徴求し、調査し、分析する。また、オン・サイト検査または外部専門家の活用により、これらの報告を独自に検証する。
- ・ **原則 11 - 是正及び制裁に関する監督当局の権限**： 銀行または銀行システムにとってリスクとなり得る、安全でないかつ健全でない実務または活動に対処するため、監督当局は早い段階で行動する。監督当局は、是正措置を適時に講ずるため適切な範囲の監督手段を自由に利用できる。これには、銀行免許の取消しあるいは取消しを勧告する権限が含まれる。

- ・ **原則 12 - 連結ベースの監督**： 銀行監督の重要な要素は、監督当局が、銀行グループが世界各地で行っている業務の全ての側面を適切に監視しつつ、必要に応じて健全性に関する基準を適用し、銀行グループを連結ベースで監督することである。
- ・ **原則 13 - 母国・現地当局間の関係**： クロスボーダー銀行グループの母国当局及び現地当局は、グループ及びグループ企業を実効的に監督し、危機的状況に効果的に対応するため、情報を共有し協力する。監督当局は、外国銀行の現地業務が、国内の銀行に求められているものと同一の基準で行われるよう義務づける。

健全性に関する規制及び要件

- ・ **原則 14 - コーポレート・ガバナンス**： 監督当局は、銀行及び銀行グループが、例えば、戦略的方向性、グループ及び組織構造、統制環境、銀行の取締役会及び上級管理職の責任並びに報酬をカバーするコーポレート・ガバナンスに関する堅固な方針と手続を有していることを確認する。これらの方針と手続は、銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に応じたものとなっている。
- ・ **原則 15 - リスク管理プロセス**： 監督当局は、銀行が、全ての重大なリスクを適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減し、自行のリスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢に照らした自己資本及び流動性の適切性を評価するための（取締役会及び上級管理職による実効的な管理を含む）包括的なリスク管理手続を備えていることを確認する。これには、当該銀行固有の状況を考慮に入れた緊急時対応策（必要であれば堅固かつ信頼性のある再建計画を含む）を策定し、検証する行為も含まれる。リスク管理手続が、当該銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に応じたものとなっている。
- ・ **原則 16 - 自己資本の適切性**： 監督当局は、銀行が活動する市場及びマクロ経済情勢に照らして、当該銀行が引き受け、もたらすリスクを反映した、銀行の自己資本に関する健全かつ適切な規制を定める。監督当局は、損失を吸収する能力に留意して自己資本の構成要素を定義する。少なくとも国際的に活動する銀行に関しては、自己資本水準は、バーゼル委が定めた基準を下回ってはならない。

- ・ **原則 17 - 信用リスク**： 監督当局は、銀行が、自らのリスク選好度、リスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢を考慮に入れた適切な信用リスク管理手続を備えていることを確認する。これには、信用リスク（カウンターパーティ・リスクを含む）を適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための健全な方針と手続が含まれる。これは、信用リスクの引受、評価及び銀行の貸出と投資ポートフォリオの継続的管理を含む、あらゆる信用リスクの一連の動きをカバーするものでなければならない。
- ・ **原則 18 - 不良資産、引当金及び準備金**： 監督当局は、銀行が、不良資産を早期に識別及び管理し、適切な貸倒引当金・貸倒準備金を維持するための適切な方針と手続を備えていることを確認する。
- ・ **原則 19 - リスクの集中及び大口エクスポージャー規制**： 監督当局は、銀行がリスクの集中を適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための適切な方針と手続を備えていることを確認する。監督当局は、単一のカウンターパーティあるいは関連のあるカウンターパーティ・グループに対する銀行のエクスポージャーを制限するための健全性維持のための上限を設定する。
- ・ **原則 20 - 関連先との取引**： 関連先との取引における濫用の発生を防ぎ、利益相反のリスクに対処するため、監督当局は、関連先との全ての取引を独立企業間の原則に則って（arm's-length ベースで）行うこと、これらの取引を監視すること、リスクを管理ないしは軽減するための適切な方策を講ずること及び標準的な方針と手続に従って関連先へのエクスポージャーの償却を行うことを銀行に義務づける。
- ・ **原則 21 - カントリー・リスク及びトランスファー・リスク**： 監督当局は、銀行が、国際的な貸付及び投資活動に伴うカントリー・リスク及びトランスファー・リスクを適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための適切な方針と手続を備えていることを確認する。
- ・ **原則 22 - マーケット・リスク**： 監督当局は、銀行が、自行のリスク選好度、リスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢並びに市場の流動性の著しい悪化のリスクを考慮に入れた適切なマーケット・リスク管理手続を備えていることを確認する。これには、マーケット・リスクを適時に識別、計測、評価、監視、報告並びに管理または軽減するための健全な方針と手続が含まれる。

- ・ **原則 23 - 銀行勘定の金利リスク**： 監督当局は、銀行が、銀行勘定の金利リスクを適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための適切なシステムを備えていることを確認する。これらのシステムは、自行のリスク選好度、リスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢を考慮に入れたものとする。
- ・ **原則 24 - 流動性リスク**： 監督当局は、流動性に関する当該銀行のニーズを反映した、銀行の流動性に関する健全かつ適切な（定量的な要件と定性的な要件のいずれかまたは両方を含め得る）要件を定める。監督当局は、銀行が、流動性リスクの健全な管理及び流動性に関する要件の遵守を可能にするような戦略を備えていることを確認する。この戦略は、銀行のリスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢を考慮に入れ、銀行のリスク選好度に応じ、一連の適切な対象期間における流動性リスクを識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための健全な方針と手続を含む。少なくとも国際的に活動する銀行に関しては、流動性要件はバーゼル委が定めた基準を下回ってはならない。
- ・ **原則 25 - オペレーショナル・リスク**： 監督当局は、銀行が、自行のリスク選好度、リスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢を考慮に入れたオペレーショナル・リスク管理の枠組みを有していることを確認する。これには、オペレーショナル・リスクを適時に識別、査定、評価、監視、報告及び管理または軽減するための健全な方針と手続が含まれる。
- ・ **原則 26 - 内部統制及び監査**： 監督当局は、銀行が、自行のリスク特性を考慮に入れ、業務を行うための適切に管理された業務環境を確立し、維持するための適切な内部統制の枠組みを有することを確認する。これには、権限及び責任を委譲するための明確な取決め、銀行による約定の締結、資金の支払い及び資産・負債の会計処理に係る機能の分離、これらの手続の照合、銀行の資産の保全並びにこれらの内部統制や適用される法律・規則の遵守状況を検査するための適切かつ独立した内部監査及びコンプライアンス機能が含まれる。
- ・ **原則 27 - 会計報告及び外部監査**： 監督当局は、銀行及び銀行グループが、適切かつ信頼性のある記録を作成・保管し、国際的に広く受け入れられた会計方針及び実務に従って財務諸表を作成し、財務状況及び収益性を公正に反映し、独立した外部監査人の意見を添付した情報を毎年公表していることを確認する。また、監督当局

は、銀行及び銀行グループの親会社が、外部監査機能に対する適切なガバナンス及び監視機能を備えているかについても確認する。

- ・ **原則 28 - 情報開示及び透明性**： 監督当局は、銀行及び銀行グループが、容易にアクセス可能であり、かつその財務状況、収益性、リスク・エクスポージャー、リスク管理戦略及びコーポレート・ガバナンスに関する方針と手続が公正に反映された連結ベース及び必要な場合には単体ベースの情報を定期的に公表していることを確認する。
- ・ **原則 29 - 金融サービスの濫用**： 監督当局は、銀行が、金融セクターにおける高水準の倫理的・職業的基準を促進し、自行が意図的に、または意図せずして犯罪活動に利用されることを防ぐための厳格な顧客確認ルールを含む適切な方針と手続を備えていることを確認する。

42. コア・プリンシプルは、主目的が達成される限り、異なる監督アプローチに対して中立的である。コア・プリンシプルは全ての銀行システムの全てのニーズや状況をカバーすることを企図して作成されたものではない。個別国に固有の状況は、むしろ評価の過程や、評価者と各国監督当局の対話の中で考慮することが適当である。

43. 各国監督当局は、自国内の全ての銀行組織に対する監督にコア・プリンシプルを適用すべきである¹²。先進的な市場や銀行を有する国はもとより、個々の国は、監督面のベスト・プラクティスを達成するため、コア・プリンシプルを出発点として更に高い水準を目指すこともできる。

44. コア・プリンシプルに対する遵守の度合いが高ければ、金融システム全体の安定性が強化される。しかしながら、それによって金融システムの安定が保証されるわけではなく、銀行の破綻を防ぐわけでもない。銀行監督は、「銀行は破綻しない」という保証を与えることはできず、そのような保証を与えるべきではない。市場経済においては、破綻もリスク・テイクの一部である。

¹² 銀行以外の金融機関が銀行に類する預金・貸出サービスを提供している国において、本文書で提示される原則の多くは、そのような金融機関に対しても適したものとなっている。ただし、このような業態の一部については、金融システムに占める預金シェアが業態全体として重要な割合に達しない限り、銀行とは異なる規制を受けている可能性があることも認識されている。

45. バーゼル委は、他の監督主体や関係者と協力のうえ、各国におけるコア・プリンシプルの実施作業を奨励する用意がある。バーゼル委は、国際金融機関及び開発援助機関が個別国の監督制度の強化を支援する際にコア・プリンシプルを用いることを勧奨する。バーゼル委は、引き続き IMF 及び世界銀行と緊密に協力し、バーゼル委が設定する健全性基準の実施状況を監視するためにこれら国際機関が行っている作業を支援する。またバーゼル委は、引き続き、非メンバー国の監督当局との交流を更に強化する所存である。

III. 実効的な銀行監督のための前提条件

46. 実効的な銀行監督システムは、平時、またストレス時における経済・金融状況のもとでも監督政策を実効的に策定、実施、監視及び執行できる必要がある。監督当局は、銀行または銀行システムに悪影響を及ぼしかねない外部状況に対応できる必要がある。実際に、監督の実効性に直接的な影響を及ぼす要素または前提条件はいくつか存在する。これらの前提条件の殆どは監督当局の直接または単独の所掌の範囲外にある。こうした前提条件が、銀行の規制及び監督の効率性または実効性に影響する懸念を有する場合、監督当局は、そうした懸念の存在、及びそれらの前提条件が監督目的に現に及ぼしている、または及ぼし得る負の効果について、政府及び関係当局の注意を喚起すべきである。監督当局は、監督当局の直接または単独の所掌の範囲外にある問題に対処するため、政府及び関連当局と協力すべきである。また監督当局は、通常業務の一環としても、そのような懸念が銀行に対する規制・監督の効率性及び実効性に及ぼす影響に対処するための措置も採り入れるべきである。

47. 上記の前提条件には、以下のものが含まれる。

- ・ 健全かつ持続可能なマクロ経済政策
- ・ 金融安定化政策を策定するための十分に確立された枠組み
- ・ 十分に発達した公的インフラストラクチャー
- ・ 危機管理、再建及び処理のための明確な枠組み

- ・ 適切なレベルのシステミックな保護（または公的セーフティ・ネット）
- ・ 実効的な市場規律

健全かつ持続可能なマクロ経済政策

48. 健全なマクロ経済政策（主に財政及び金融政策）は、安定的な金融システムの基盤である。健全な政策が存在しなければ、多額の政府債務及び支出等の不均衡並びに流動性の過度の不足または供給が生じ、金融システムの安定性を損ないかねない。さらに、政府の政策¹³の中には、銀行及び他の金融仲介機関を道具として利用しているものもあり、これにより、実効的な監督が妨げられかねない。

金融安定化政策を策定するための十分に確立された枠組み

49. 実体経済及び銀行や金融システムとの間の影響及び相互作用に鑑み、マクロプラウデンスのサーベイランス及び金融安定化政策の策定のための明確な枠組みが存在することが重要である。このような枠組みでは、金融システムにおけるシステミック・リスク及び新たなリスクを識別し、システミック・リスクの累積に繋がりにくい市場及び他の金融及び経済的要因を監視及び分析し、適切な政策を策定・実施し、このような政策が銀行及び金融システムにどのような影響を及ぼしているかを評価する当局または担当機関を定める必要がある。また、これには、関連当局間の実効的な協力及び協調のための仕組みも含めるべきである。

¹³ このような政策の例として、大量の政府発行証券の累積、政府による規制または不均衡の拡大による資本市場へのアクセスの減少、金融緩和政策後の資産の質の低下及び経済条件の悪化への対応策としての政府主導の貸付または支払猶予要件（の緩和）、が挙げられる。

十分に発達した公的インフラストラクチャー

50. 十分に発達した公的インフラストラクチャーは、以下の要素を含む必要がある。これらの要素が適切に備わっていない場合、金融システムと市場を著しく弱体化させ、システムや市場の改善を阻害する要因となり得る。

- 整合的に執行され、紛争の公正な解決のメカニズムを提供する、会社、破産、契約、消費者保護及び私有財産に関するビジネス法の体系、
- 効率的かつ独立した司法、
- 広く国際的に受け入れられている、包括的で、明確に定義された会計原則及び規則、
- 銀行を含めた財務諸表の利用者に対し、当該財務諸表がその企業の真実かつ公正な財務状況を示しており、また、確立された会計原則に沿って作成されていることを独立した立場から保証し、かつ監査人に説明責任を課す、独立した外部監査システム、
- 有能で、独立し、かつ経験を積んだ専門職（例えば、会計士、監査人及び弁護士）が利用可能であること。これらの専門家の業務は、公的機関または職業団体が国際的基準に従って定め、執行する透明性のある技術的及び倫理的基準に従う。また、これらの専門家は適切な監督に服さなければならない、
- 他の金融市場、及び必要な場合にはそれらの市場の参加者に対して適用される、明確に定義されたルール及び適切な監督、
- カウンターパーティ・リスクが実効的に統制・管理されている、金融取引の決済のための安全で、効率的かつ十分に規制された（中央清算機関を含む）支払・清算システム、
- 借り手に関する信用情報を提供する効率的かつ実効的な信用調査機関及び（または）リスクの評価に役立つデータベース、及び
- 経済、金融及び社会に関する基本的な統計が公開されていること。

危機管理、再建及び処理のための明確な枠組み

51. 実効的な危機管理の枠組み及び破綻処理制度は、問題を抱えるあるいは破綻しかけている銀行及び金融機関から生じ得る、金融の安定性を損ないかねない混乱を最小限に抑える助けとなる。危機管理及び処理のための健全な制度的枠組みには、関連当局（銀行監督当局、破綻処理当局、財務省及び中央銀行等）それぞれの所管事項の明確化及びこれを支える実効的な法的枠組みが必要になる。関連当局は、既に実質的な破綻状態にあり、再建できる合理的な見込みのない金融機関の処理を行うための、法律によって定められた広範な権限及び適切な手段を有するべきである。また、危機管理及び処理のための個別及び共同の責任並びにこれらの責任を協調的に果たす方法について、関連当局間で合意されている必要もある。これには、再建及び処理が必要となる状況を扱い、そのような状況が実際に発生した場合にこれを管理するための事前の計画立案が容易となるよう当局間で機密情報を共有できる能力も含まれる。

適切なレベルのシステミックな保護（または公的セーフティ・ネット）

52. システミックな保護の適切な水準の決定は、特に公的資金の投入を伴い得る場合において、政府及び中央銀行を含む各関連当局が対処すべき政策上の問題である。監督当局は、問題の金融機関に関する詳しい知識を有するため、重要な役割を担うことになる。システミックな問題を扱う場合には、金融システムに対する信認が損なわれ、本来は健全な金融機関に影響が伝播するリスクと、市場のシグナル及び規律の歪みを最小限に抑える必要性など、いくつかの要素の間でバランスをとる必要がある。システミックな保護の枠組みにおける、一つの重要な要素は預金保険制度である。このような制度が透明かつ十分な検討の上で設計されていれば、金融システムに対する公衆の信頼を高め、それによって、問題を抱える銀行からの影響の伝播を抑制することに寄与し得る。

実効的な市場規律

53. 実効的な市場規律は、市場参加者への情報の適切な流れ、経営管理の行き届いた組織に報いる適切な金銭的インセンティブ及び投資家が自身の決定から生じる結果

を免れないようにするための仕組みに部分的に依存する。対処すべき事項の中には、コーポレート・ガバナンスや、借手から投資家及び債権者に対し、正確で意味のある透明な情報が適時に提供されるよう確保することなどが含まれる。政府が公共の政策目的を達成するために貸出をはじめとする商業的な意思決定に影響を与え、また決定を覆そうとした場合、市場のシグナルが歪み、規律が損なわれるおそれがある。このような状況のもとで、政府またはその関連機関が貸付を実施あるいはこれを保証する場合、こうした取決めを開示し、当該貸出が不良化した場合に金融機関に対して補償を与えるための正式な手続を設けることが重要である。

IV. 評価メソドロジー

54. コア・プリンシプルは、各国が自国の制度の質を評価する作業を助け、改革のための計画に示唆を与えることを主たる目的としている。コア・プリンシプルの遵守状況の評価することは、当該国において実効的な銀行監督制度を実施するための有益な手段であると考えられる。様々な国において、監督当局及び評価者が、コア・プリンシプルの遵守状況を客観的かつ比較可能な方法で評価するためには¹⁴、本評価メソドロジーを参照すべきである。ただし、このことは、遵守状況の評価に際し、両当事者が自ら下す判断の必要性を否定するものではない。こうした評価は、既存の監督・規制制度の問題点を把握し、政府当局や銀行監督当局が採るべき是正手段の基盤を形成するものとなるべきである。

55. バーゼル委メンバーも個別に評価ミッションに協力するものの、評価ミッションは主として IMF 及び世界銀行により行われる。バーゼル委の基準設定機能と IMF 及び世界銀行の評価機能との役割分担を維持するため、バーゼル委は自ら評価することを差し控えることを決定した。しかし、バーゼル委には、金融安定研究所とともに、研修機会の提供など、他の方法で支援を行う用意がある。

¹⁴ ただし、評価の目的は監督制度を格付することではない。パラグラフ 35 を参照。

メソドロジーの利用

56. メソドロジーは次のような複数の状況のもとで活用できる。即ち、(i) 銀行監督当局自身による自己評価¹⁵、(ii) IMF 及び世界銀行が、例えば FSAP の一環として行っている監督制度の質の評価、(iii) コンサルティング会社等、民間の第三者により行われるレビュー、(iv) 地域の銀行監督当局グループ等において行われるピア・レビュー、である。本文書の執筆時点において、既に 150 ヶ国以上において遵守状況の評価が行われており、その他の国でも評価が行われつつある¹⁶。

57. いかなる状況においても、下記の要素は不可欠である。

- ・ 十分な客観性を確保するため、コア・プリンシプルの遵守状況は、監督の分野に精通した 2 人の評価者から成る適格な外部主体により行われ、両名の異なる視点からチェック・アンド・バランスが働くことが最適である。しかし、最近の事例から、自己評価も外部主体が評価する際には、大いに有益な情報をもたらすことが明らかとなっている。
- ・ 銀行監督手続の公正な評価は、全ての関係当局の純粋な協力なくしては実施できない。
- ・ 29 のコア・プリンシプルのそれぞれを評価する手続は、多数の要素を比較衡量する必要があり、実務に精通しかつ相応しい経験を持つ、資質のある評価者のみがこれを行うことができる。
- ・ コア・プリンシプルの遵守状況を解釈するため、評価に際しては、法律及び会計分野における専門性を必要とする。このような法律及び会計上の解釈は当該国の法令及び会計制度に沿ったものでなければならない。また、オン・サイトの評価後に、法律及び会計の専門家の意見を追加的に求める必要性が生ずる場合もある。

¹⁵ バーゼル委は、自己評価の実施に関するガイドライン「監督当局による自己評価の実施：実際の適用」（バーゼル、2001年4月）を公表している。

¹⁶ FSAP の一環として評価を行った経験から学んだ事柄に関し、IMF 及び世界銀行は定期的に報告書を作成している。これらには有益な情報が含まれており、コア・プリンシプルを改訂する際にもこの情報が利用された。

- ・ 基準が、概念上のみならず、実際に達成されているかを判断するため、評価は包括的かつ十分に掘り下げたものでなくてはならない。法律及び規則は、範囲・深度ともに十分であり、効果的に執行され、遵守されていなければならない。これらが存在するというだけでは、諸基準が満たされていることの十分な証左とはならない。

遵守状況の評価

58. 評価の主たる目的は、銀行監督制度の弱点の性質や程度及び個々のコア・プリンシプルの遵守状況を見極めることにある。コア・プリンシプルを実施するプロセスは、その遵守状況の評価することから始まるものの、評価自体は目的達成のための手段であり、目的そのものではない。むしろ、このような評価は、必要に応じ、監督当局（及び場合により政府）が銀行監督制度を改善するための計画に着手することを可能にする。

59. メソドロジーでは、原則の遵守状況の評価するため、各原則について一連の必須評価基準と補足評価基準を提示している。基本的には、必須基準（**essential criteria**）が、コア・プリンシプルが完全に遵守されているかどうかを測るための尺度となる唯一の要素である。補足基準（**additional criteria**）は、先進的な銀行を有する国が目指すべきベスト・プラクティスとして推奨されている。各国は、将来的には、遵守状況の評価される方法として、次の三つのいずれかを選択できるようになる。

- (i) 当該国が、他の選択肢を明示的に選択しない限り、必須基準のみに照らしてコア・プリンシプルの遵守状況が評価され、格付される方法、
- (ii) 自国における規制及び監督を将来的に更に向上させる余地のある分野を特定し、その実現方法に関し評価者の所見から学ぶため、自主的に補足基準による評価を選択する方法。ただし、コア・プリンシプルの遵守状況の格付は、引き続き必須基準のみ参照し行われる、または
- (iii) さらに監督に関するベスト・プラクティスの形成を図る国のため、自主的に必須基準に加え、補足基準による評価、格付を選択する方法。

60. 外部主体がコア・プリンシプルの評価を行う場合は¹⁷、「遵守」(compliant)、「ほぼ遵守」(largely compliant)、「かなりの程度不遵守」(materially non-compliant)、「不遵守」(non-compliant)の4段階の格付が用いられる。パラグラフ62に述べる特定の状況においては、「該当せず」(not applicable)の格付を用いることができる。

61. 格付及びその適用に関する簡単な説明：

- ・ 遵守：当該国が、大きな不備を伴うことなく該当する全ての必須基準¹⁸を満たしている場合、当該国はその原則を「遵守」しているとされる。もちろん、当該国が、他の手段により当該原則を達成していることを証明できる場合もある。逆に、各国の特別な事情により、必須基準だけでは当該原則の目的を常に十分に達成することができず、当該原則に述べられている銀行監督の要素に実効性があると判断されるための追加的な措置が必要な場合もある。
- ・ ほぼ遵守：小さな不備のみが認められ、それらの不備が、当該原則の完全な遵守を一定期間内に達成する監督当局の能力と明確な意志に疑問を抱かせるようなものではない場合において、当該国がその原則を「ほぼ遵守」しているとされる。「ほぼ遵守」の格付は、当該銀行監督制度が必須基準の全てを満たしていないものの、全体としての実効性が十分に高く、重大なリスクへの対策が採られ、放置されていない場合に用いられる。
- ・ かなりの程度不遵守：公式の法令、規則及び手続が定められているにも関わらず、重大な不備があり、明らかに監督が実効的に行われていないこと、実際の運用が弱いこと、あるいは、把握された不備に照らして原則の遵守に関する監督当局の能力に疑いがあることを示す証拠が存在する場合、当該国はその原則について「かなりの程度不遵守」とされる。「ほぼ遵守」とされた場合と「かなりの程度不遵守」とされた場合の「差」が大きく、両者間の選択が困難であることは認識されている。他方、これには、評価者に明確な意見を迫る意図もある。

¹⁷ 自己評価の格付は当局に有益な情報を提供しうる一方、評価者は独自の判断を行うため、強制されるものではない。

¹⁸ 任意で補足基準に照らして評価され、格付されることを選択した国については、格付の対象として、本パラグラフで言及される「必須基準」には補足基準も含まれる。

- ・ 不遵守：当該原則が実質的に実施されておらず、必須基準のいくつかを満たしていないか、または監督が明らかに実効性を欠いている場合、当該国はその原則について「不遵守」とされる。

62. また、当該国の構造的、法的及び制度的特性に鑑み、当該原則が当てはまらな
いと評価者が判断した場合、当該原則については「該当せず」とされる。揺籃期にあ
るかまたは規模が微小な銀行業務が監督対象外となっているケースにおいて、「不遵
守」ではなく「該当せず」と評価すべきだったのではないかという批判がなされた事
例がいくつか存在する。評価する時点において比較的小規模であった業務の重要性が
後に増すこともあり得るため、監督当局はそのような展開を把握し、対応する準備を
しておくべきであるが、これについては評価者の判断に委ねるべきである。ただし、
監督制度は、規制や監督がただちに必要だとは考えられていない場合でも、そのよ
うな業務を監視することが可能であるべきである。「該当せず」と評価することが妥
当なのは、監督当局がその事象について把握しており、対応することが可能であるも
の、現実的には当該業務がリスクとなり得る規模に拡大する可能性がない、という場
合である。

63. 格付は、厳密な科学的手法ではなく、コア・プリンシプルは、様々な方法で達
成することができる。評価基準は、コンプライアンスに関するチェックリスト手法と
してではなく、定性的な評価作業として捉えられるべきである。一部の法域では、そ
の状況及び事情に応じ、実効的な監督を行う上で、特定の基準が遵守されていること
の方がはるかに重要な場合がある。従って、達成されている基準の総数は、必ずしも
当該原則の総合的な遵守状況の格付に結びつかない。各々の原則の格付にはコメント
を添えるべきであり、むしろ、格付自体よりもコメントを重視すべきである。評価作
業の目的は、第一義的には「格付」を付与することではなく、改善に向けた環境を作
り、コア・プリンシプルの完全な遵守を達成するために何を優先的に改善すべきかを
明確にした行動計画を作成するため、対応を要する分野に監督当局の注意を喚起する
ことにある。

64. 評価には、パラグラフ 46～53 で述べられている実効的な銀行監督の前提条件
(preconditions) に見られる問題が、実効的な銀行監督をどう阻害しているのか、ま
た、監督措置がそのような問題をどの程度有効に緩和しているのか、に関する評価者
の所見も含めるべきである。この所見は、格付のような評価ではなく、定性的な評価

であるべきである。前提条件に関する提言は、コア・プリンシプルの評価に付随する行動計画の一部に含めず、例えば、金融セクターの監督環境を強化するためのその他の一般的な提言などに盛り込むべきである。

65. コア・プリンシプルは、全ての銀行監督当局によって適用される最低基準である。監督当局は、一部のコア・プリンシプルを実施するにあたり、特にリスク管理に関する銀行の方針や手続が適切であるかどうかを判断するよう監督当局が求められている原則については、個別銀行のリスク特性及びシステミックな重要性を考慮に入れる必要がある。

評価に際する実務的な留意点

66. バーゼル委には、評価報告書の作成及び提出に関する詳細なガイドラインを定める特定の役割はないものの、評価者が評価を行い、評価報告書を作成する際に考慮すべき点はいくつか存在すると考える。参考までに、IMF 及び世界銀行が作成し、個別国のコア・プリンシプル実施状況を評価するために利用するため策定した書式を本文書の付属文書 2 として添付した。付属文書では、評価者への指針として、実効的な銀行監督の前提条件に関しどのような所見を作成するか、パラグラフ 64 で述べた通り、このような外的要因をめぐる問題が監督をどのように阻害し得るか、また実効的な銀行監督の前提条件をめぐる問題点を監督措置によってどのように補うかについて述べている。

67. まず、評価する際に、評価者は広範な情報や関係者に自由にアクセスできなければならない。必要な情報は、例えば、関連する法律や規則、政策等の公開情報のみならず、自己評価や監督当局のための運用ガイドライン、あるいは、可能であれば個々の銀行に対する監督評価など、より機密に関係する情報も含まれ得る。このような情報は、監督当局に機密保持を義務づける法律に違反しない限り、提供されるべきである。評価に関するこれまでの経験によれば、守秘義務の問題は、評価者と評価対象当局とが一時的に取決めを交わすことで解決できる場合が多い。評価者は、一つまたは複数の銀行監督当局、他の国内監督当局、政府の関連省庁、銀行及び銀行協会、監査人、及び金融セクターの他の参加者を含む、広範な個人や団体と幅広く面談する

必要がある。必要な情報が得られない場合は、そのことが評価の正確性に与え得る影響も含め、特に注記すべきである。

68. 次に、コア・プリンシプルの各原則の遵守状況を評価するにあたり、原則によっては、法律、健全性規則、監督ガイドライン、オン・サイトの検証及びオフ・サイトの分析、当局への報告及び公衆への情報開示、そして法務執行の有無に関する証拠など、一連の要件を評価しなければならない。さらに、評価では、これらの要件が実際に行われているかどうかを確認しなければならない。また、監督当局がコア・プリンシプルを実施するために必要な機能上の独立性、技術、資源及び意志を有しているかについても評価する必要がある。

69. 第三に、評価では、不備のみに焦点を当てるのではなく、具体的な実績も強調すべきである。このような方法により、銀行監督の実効性をより明確に浮かび上がらせることができる。

70. 第四に、一部の法域では、監督対象の銀行グループに属さないノンバンク金融機関が、銀行と同様の活動を行っている。これらの金融機関は、金融システム全体で重要な位置を占めるにも関わらず、ほとんど監督されていない場合がある。コア・プリンシプルは銀行の監督のみを扱っているため、これらのノンバンク金融機関を正式に評価するために用いることはできない。しかし、評価報告書では、最低でも、監督下にある銀行がノンバンクから影響を受けている業務分野や、ノンバンクの活動から生じ得る問題に言及すべきである。

71. 第五に、クロスボーダー銀行業務の進展に伴い、コア・プリンシプルの遵守状況を評価する作業は一段と複雑になっている。母国当局と現地当局との協力や情報交換を改善することは、平時でも危機的状況時でも最重要事項である。従って、評価者は、当該二国間の銀行業務上のつながりの規模や複雑性を考慮した上で、そのような協力や情報交換が、必要に応じて実際に行われているかを確認しなければならない。

V. コア・プリンシプルの遵守状況を評価するための基準

72. 本章では、29のコア・プリンシプルの各々について、評価基準を二種類の基準、すなわち「必須基準」と「補足基準」に分けて記載している。パラグラフ 59 で述べたとおり、必須基準とは、その原則が遵守されていることを証明するために必要な要素である。補足基準は、特に、より洗練された銀行組織の監督に関連が深いと考えられる基準であり、そのような銀行を有する国が達成を目指すべきものである。遵守状況の格付は、主として必須基準に基づき行われる。評価対象国が自主的に補足基準でも格付されることを選択しない限り、評価者は補足基準の遵守状況について格付は行わず、コメントを付す。

73. 個々の評価基準は、まだ完全には実施されていないものも含め、既に確立されている健全な監督実務に基づいている。必要に応じ、基準の根拠となる文書が示されている。

監督権限、責任及び機能

原則 1：責任、目的及び権限

実効的な銀行監督システムでは、銀行及び銀行グループの監督に関与している当局それぞれについて明確な責任及び目的が定められている¹⁹。銀行免許の付与、継続的な監督の実施、法律の遵守への対処及び安全性と健全性に関わる問題に対処するための是正措置の適時実施に必要な法的権限を各所管当局に付与する、銀行監督に関する適切な法的枠組みが整備されている²⁰。

¹⁹ 本文書における「銀行グループ」には、国内外の持株会社、銀行及びその支店、子会社、関連会社及び合弁企業が含まれる。より広いグループ内の他の企業、例えば（非金融機関を含む）ノンバンクから生じるリスクも関連性がある場合がある。グループ全体に対する監督手法は、会計上の連結の範囲を超える。

²⁰ 銀行の設立認可、継続的な監督及び是正措置については、後の原則で詳述されている。

必須基準

1. 銀行監督に關与する各々の当局²¹の責任と目的が、法令により明確に定義され、公表されている。複数の当局が銀行システムの監督を所管する場合、規制及び監督上の齟齬が生ずるのを防ぐための、信頼できかつ一般に利用可能な枠組みが設けられている。
2. 銀行監督の主目的は、銀行及び銀行システムの安全性及び健全性の促進である。銀行監督当局がより広範な責任を負う場合であっても、その他の責任は、主目的の下位に位置付けられ、矛盾が生じることがない。
3. 法律及び規則により、監督当局が銀行及び銀行グループの健全性に関する最低基準を定め、執行するための枠組みが整備されている。監督当局は、個々の銀行及び銀行グループに対して、そのリスク特性²²及びシステミックな重要性²³に応じて、健全性に関する要件を引き上げる権限を有する。
4. 銀行法、規則及び健全性基準が、変化する業界や規制の実態に対して実効性かつ関連性が維持されるよう、必要に応じて改正されている。これらは、適宜市中協議に付されている。
5. 監督当局は、以下の権限を有する。
 - (a) 法律及び規則に加え、銀行内部で定めた規則及び制限の遵守状況を確認するため、銀行及び銀行グループの取締役会、経営陣、職員及び記録に全面的にアクセスすること、

²¹ 本文書では、そのような当局を「監督当局」と呼ぶ。但し、明確化のため「銀行監督当局」という、より長い呼称を用いる場合もある。

²² 本文書における「リスク特性」とは、銀行によるリスク・エクスポージャーの性質及び規模を指す。

²³ 本文書における「システミックな重要性」は、2011年11月のバーゼル委文書「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」に記載された銀行の規模、相互連関性、代替可能性、グローバルなまたは複数の法域に跨る活動（それがあつ場合）並びに複雑性により決定される。

- (b) 国内及びクロスボーダーの双方における活動を含め、銀行グループの活動全体を精査すること、及び
 - (c) 法域内で設立された銀行の海外業務を監督すること。
6. 監督当局は、銀行が法律ないし規則を遵守していないと判断した場合、または、安全ではない業務や不健全な業務、または銀行や銀行システムを脅かし得る行為に従事しているか、その可能性が高いと判断した場合、以下のことを行う権限を有する。
- (a) 適時に是正措置を実施する（及び（または）銀行にその実施を命ずる）こと、
 - (b) 様々な制裁を課すこと、
 - (c) 銀行免許を取り消すこと、及び
 - (d) 必要な場合には、処理の発動を含め、銀行の秩序だった処理を実現するために関連当局と協力し、協調すること。
7. 監督当局は、銀行及び銀行グループの安全性及び健全性への影響を確認するため、親会社及び親会社の系列会社の活動について精査する権限を有している。

原則 2：監督当局の独立性、説明責任、資源配分及び法的保護

監督当局は、業務上の独立性、透明な手続、健全なガバナンス、自律性を損なわない予算編成過程及び適切な資源を備え、自らの職務の遂行及び資源の活用に関する説明責任を負う。銀行監督のための法的な枠組みには、監督官に対する法的保護も含まれる。

必須基準

1. 監督当局の機能上の独立性、説明責任及びガバナンスが、法律に規定され、公表されている。監督当局の機能上の独立性が、政府ないし業界の干渉によって

阻害されていない。監督当局が、その監督下にある銀行及び銀行グループに関する監督上の措置または決定について全面的な裁量権を有する。

2. 監督当局の長及びその運営組織の構成員の任命及び解任のための手続が透明性を伴うものである。監督当局の長は、決められた任期のもと任命され、在任期間中は法律に明記された理由によるか、身体的または精神的に役割を果たすことができないか、不正行為により有罪であると認定された場合にのみ解任され得る。解任の理由は公表される。
3. 監督当局は、自らの目的を公表し、それらの目的に照らして、自らに与えられた任務の遂行について、透明性のある枠組みを通じて説明する責任を有する²⁴。
4. 監督当局は、問題の重要性に応じた適切なレベルでの監督上の決定、及び緊急時における適時の決定が可能となるような実効的な内部ガバナンス及び連絡手続を有する。運営主体は、実際のまたは潜在的な利益相反を回避するよう構成される。
5. 監督当局及びその職員は、専門性及び高潔性にに基づき信頼を得ている。利益相反を防ぐ方法及び職務を通じて入手した情報の適切な利用に関する規則が定められ、これに反した場合の制裁が存在する。
6. 監督当局は、実効的な監督及び監視を実施するための適切な資源を有している。監督当局の財源は、自律性または機能上の独立性を損なわない方法によって賄われている。これには以下の手段が含まれる。
 - (a) 監督対象となる銀行及び銀行グループのリスク特性及びシステミックな重要性に応じ、人数及び技能の面で十分な職員を確保し得る予算、
 - (b) 質の高い職員をひきつけ、確保できる給与水準、
 - (c) 監督上の業務を遂行する際に必要な守秘義務を課した上で、所要の職業能力と独立性を有する外部専門家に業務を委託する能力、
 - (d) 職員に対する定期的な研修のための予算とプログラム、

²⁴ 原則 1、必須基準 1 を参照。

- (e) 銀行業界を監督し、個々の銀行及び銀行グループを評価するために必要な手段を職員に与える上で十分な技術面の予算、及び
 - (f) 適切なオン・サイトの作業、重大な関連性のある国内及び国際的な会合（例えば監督カレッジ等）へのクロスボーダー協力及び参加を可能にする旅費予算。
7. 監督当局は、毎年実施する資源計画の一環として、関連する新たな監督実務も考慮に入れながら、既存の技能及び短期から中期にわたる予測需要を定期的に把握している。監督当局は、特定された数及び（または）技能面での隔たりを埋めるための措置を検討し、実施する。
 8. 監督当局は、監督プログラムの策定や資源の配分に際し、個々の銀行及び銀行グループのリスク特性及びシステミックな重要性並びにそれらのリスクを緩和するために用い得る様々な手法を考慮する。
 9. 法律により、監督当局及びその職員は、職務を忠実に遂行する過程において採った行動及び（または）不作為に関する訴訟から法的に保護されている。監督当局及びその職員は、職務を忠実に遂行する過程において採った行動及び（または）不作為について自らを弁護するための費用についても、適切な保護が与えられている。

原則 3： 協力及び協調

法律、規則または他の取決めにより、国内外の関連当局と協力、協調するための枠組みが整備されている。これらの取決めには、機密情報の保護の必要性も反映されている²⁵。

²⁵ 原則 3 については、「連結ベースの監督」を取り扱う原則（原則 12）、「母国・現地当局間の関係」を取り扱う原則（原則 13）及び「金融サービスの濫用」を取り扱う原則（原則 29）において詳述されている。

必須基準

1. 銀行、その他の金融機関の安全性と健全性及び（または）金融システムの安定性に責任を有する全ての国内当局との間で、情報の分析及び共有を含む協力及び共同作業を行うための公式ないし非公式の取決めが存在する。それらの取決めが必要に応じて実際に機能している証拠が存在する。
2. 銀行及び銀行グループの海外の関連監督当局との間で、情報の分析及び共有を含む協力及び共同作業を行うための公式ないし非公式の取決めが存在する。それらの取決めが必要に応じて実際に機能している証拠が存在する。
3. 監督当局は、機密情報を他の国内当局ないしは海外の監督当局に提供できるものの、提供したあらゆる機密情報が、受領者側により当該銀行のみまたはシステム全体の監督目的のみに用いられ、機密情報として取り扱われるよう確保するための合理的な方策を講じなければならない。
4. 監督当局は、他の監督当局から受領した機密情報を、当該銀行のみまたはシステム全体の監督目的のみに用いる。監督当局は、情報の提供を受けた監督当局の許可なく、受領した情報を第三者に開示してはならず、保有する機密情報に対する（裁判所または立法機関からの命令以外の）いかなる要求も拒絶することができる。監督当局が、他の監督当局から受領した機密情報を法律にもとづき開示せざるを得ない場合、当該監督当局は、どのような情報を開示せざるを得ないか、また開示の背景となる事情について記載し、情報の提供を受けた監督当局に速やかに通知する。機密情報の開示に同意が得られない場合、監督当局は、当該要求を拒絶するまたは情報の機密性を保護するためにあらゆる合理的な手段を講じる。
5. 監督当局は、破綻処理当局（例えば、必要に応じて、中央銀行及び財政担当省庁）による再建及び処理のための計画の策定及び措置の実施を支援するための手続を備えている。

原則 4：許容される業務

免許を付与され、銀行としての監督を受ける組織が行うことのできる業務が明確に定義され、「銀行」という名称の使用が制限されている。

必須基準

1. 「銀行」という用語が、法律または規則によって明確に定義されている。
2. 銀行として免許を付与され、監督に服する機関が行うことができる業務が、監督当局によって、または法律や規則において、明確に定義されている。
3. ドメイン名を含む、名称に「銀行」という単語及び「銀行業」などのあらゆる派生語を使用することは、世間一般の誤解を招かないよう、全ての状況において、免許を有し、監督に服している機関に限定される。
4. 一般からの預金の受入は、銀行として免許を付与され、監督に服している機関のみに認められている²⁶。
5. 監督当局ないし免許付与当局は、自法域内で営業する外国銀行支店を含め、免許を受けている銀行の最新のリストを、容易に一般がアクセスできるような方法で公表するか、これを入手可能にしている。

原則 5：免許付与の基準

免許付与当局が、免許付与の基準を設定し、一定の基準を満たさない企業の申請を却下する権限を有する。免許付与手続は、最低限、銀行及びより広範なグループの所

²⁶ バーゼル委は、一部の国において、預金を受け入れているものの、銀行とは異なる規制を受けているノンバンク金融機関が存在することを認識している。これらの金融機関は、取引の種類及び規模に応じた形態の規制に服するべきであり、業態全体として、金融システムにおける預金に占める比率が大ききものであってはならない。

有構造及び（取締役及び上級管理職の適格性（fitness and propriety）²⁷を含む）ガバナンス、戦略面及び業務面の計画、内部統制、リスク管理及び（自己資本基盤を含めた）財務状況の予測に対する評価で構成される。提案されている所有者あるいは親会社外国銀行である場合は、母国監督当局の同意を事前に得られている。

必須基準

1. 法律により、銀行免許の付与及び取消について責任を負う当局が定められている。免許付与当局は、銀行監督当局である場合と、他の権限当局である場合があり得る。免許付与当局と監督当局が同一でない場合、監督当局は、個々の申請について自らの見解が考慮され、懸念が対処される権限を有する。さらに、免許付与当局は、免許を受けた銀行の監督に際して重要であり得る情報を監督当局に提供する。監督当局は、必要な場合には、免許を新たに受けた銀行に対して健全性に関する条件または制限を課す。
2. 法律または規則により、免許付与当局に対し、銀行免許付与の基準を設定する権限が与えられている。免許付与当局は、基準が満たされていないかまたは提出された情報が不適切なものであった場合、申請を却下する権限を有する。免許が虚偽の情報にもとづいて付与された場合と免許付与当局または監督当局が判断した場合、当該免許を取り消すことができる。
3. 免許付与の基準は、継続的な監督において用いられる基準と整合的である。

²⁷ 本文書では、取締役会及び上級管理職で構成されるガバナンス構造について論じている。バーゼル委は、これらの機能に関しては国毎に法律及び規制の枠組みが大きく異なることを認識している。一部の国では二層構造が用いられ、取締役会の監督機能は、業務執行機能を持たない監査役会（Supervisory Board）として知られる別の機関によって果たされている。これに対し、単層構造が用いられ、取締役がより広範な役割を果たしている国もある。こうした相違を踏まえ、本文書では、特定の取締役会の構造を推奨することはしない。その結果、本文書では、「取締役会」及び「上級管理職」という用語はあくまでも一般的な管理機能及び経営機能を指す用語として用いられており、本文書全体を通じ、各法域で適用される関連法に従って解釈されるべきである。

4. 免許付与当局は、銀行及び当該銀行の属するより広範なグループが提案する法律上、経営上、業務運営上及び所有関係上の構造が、単体ベース及び連結ベースの実効的な監督を妨げないことを確認する²⁸。また、免許付与当局は、必要な場合には、これらの構造が、将来における是正措置の実効的な実施を妨げないことも確認する。
5. 免許付与当局は、最終的な受益者（ultimate beneficial owners）を含む主要株主及び重大な影響を及ぼし得るその他の主体を特定し、その適格性を確認する。また、免許付与当局は、所有構造の透明性や、当初資本の調達源及び必要とされる場合に追加的な金融支援を行う株主の能力を評価する。
6. 全ての銀行について当初資本の最低限度額が定められている。
7. 免許付与当局が、申請を承認する際、提案されている銀行の取締役及び上級管理職の専門知識と高潔性（適格性審査：fit and proper test）、及び利益相反の可能性を評価する。適格性審査の基準には、以下の項目が含まれる。(i) 当該銀行が計画する業務内容に照らして、関連する金融業務に関する十分な技能と経験、(ii) 銀行内で重要な地位を占める上で不適格となるような犯罪歴あるいは規制当局による否定的判断の記録が存在しないこと²⁹。免許付与当局は、銀行の取締役会が、全体として、銀行が追求を意図する重要な活動及びこれに付随するリスクに関する健全な知識を備えているかどうか確認する。
8. 免許付与当局は、銀行の提案する戦略上、業務運営上の計画を精査する。これには、犯罪行為の察知と防止や、外部委託を予定している機能の監視を含む、コーポレート・ガバナンス、リスク管理及び内部統制の適切なシステムの整備の確認が含まれる。業務運営の構造には、銀行が提案する活動の範囲及び洗練度が反映される必要がある³⁰。

²⁸ 従って、シェルバンクには免許を付与しない（参考文書：パーゼル銀行監督委員会「シェルバンクとブッキング・オフィス」、2003年1月）。

²⁹ 原則 14、必須基準 8 参照。

³⁰ 原則 29 を参照。

9. 免許付与当局は、設立が予定されている銀行の仮の（pro forma）財務諸表及び将来見通しを精査する。これには、申請された経営計画を支えるに十分な財務力及び銀行の主たる株主の財務情報の評価が含まれる。
10. 外国銀行が支店ないし子会社を設立する場合、現地監督当局は、免許を付与する前に、母国監督当局が異議を唱えていないこと（あるいは「異議なし」という見解が伝えられていること）を確認する。現地監督当局は、自国内のクロスボーダー銀行業務について、母国監督当局がグローバルな連結ベースの監督を行っているかどうかを確認する。
11. 免許付与当局ないし監督当局は、新規に参入した銀行の業務上、戦略上の目標の達成状況を監視し、かつ免許付与の際に示された監督上の要件が満たされていることを確認するための方針と手続を備えている。

原則 6： 主要な所有権の移譲

監督当局³¹は、既存の銀行に対して直接的または間接的に行使される主要な所有権または支配力を他の主体に移譲させる提案に対して審査、却下し、健全性に関する条件を課す権限を有する。

（参考文書³²：「銀行の平行所有構造」（2003年1月）及び「シェルバンクとブッキング・オフィス」（2003年1月））

必須基準

1. 法律または規則に、「主要な所有権」及び「支配力」の明確な定義が含まれている。

³¹ 原則 6 では全体を通じて「監督当局」という用語が用いられているが、バーゼル委は、いくつかの国では、これらの問題が別の免許付与当局によって扱われることを認識している。

³² 特に断りの無い限り、全ての参考文書はバーゼル委の文書である。

2. 受益所有者を含む所有構造の変化、一定限度を超える議決権の行使、あるいは支配力の変化をもたらすような変更の提案について、監督当局の承認を得るか、または即座に通知することが求められている。
3. 監督当局は、主要な所有権の変更が、銀行に免許を付与する際に用いられる基準と同等の基準を満たすよう確保するため、受益所有者を含む主要な所有構造や支配力の変更をもたらす提案を却下するか、あるいは当該出資に係る議決権の行使を阻止する権限を有する。監督当局は、主要な所有権の変更が虚偽の情報にもとづいて行われたと判断した場合、主要な所有権の変更を却下、修正または無効とする権限を有する。
4. 監督当局は、定期的な報告あるいはオン・サイトの検証を通じ、銀行から、全ての重要な株主ないし支配的影響力を行使する主体の名前及びその持分に関する情報を入手する。これには、名義人、カストディアン及び所有者を隠蔽するために用いられ得る手段（vehicle）を通じて保有されている株式の受益者の身元が含まれる。
5. 監督当局は、監督当局への通知ないし監督当局の承認など所要の手順を経ずに行われた支配力の変更に対し、修正、無効ないしその他の方法で対処するため、適切な措置を講ずる権限を有する。
6. 銀行は、主要株主または支配力を有する主体の適格性に悪影響を及ぼす可能性のある重要な情報を入手した場合、法律や規則、または監督当局によって、ただちに監督当局に通知するよう義務づけられている。

原則 7：主要な買収

監督当局は、クロスボーダーの業務拠点の設置を含め、銀行による主要な買収や投資を所定の基準に沿って承認または却下（あるいは、その承認または却下を所管当局に勧告）し、健全性に関する条件を課す権限及び会社の系列関係や組織構造が銀行を不当なリスクに晒したり、かつ実効的な監督を妨げたりすることがないことを確認する権限を有する。

必須基準

1. 法律または規則により、次の事項が明確に定められている。
 - (a) いかなる種類及び（絶対額及び（または）銀行の自己資本との比較における）金額の買収及び投資を行う際に監督当局の事前承認が必要とされるか、及び
 - (b) 買収及び投資が事後通知で足りる場合。そのような場合とは、主として、買収及び投資の対象が銀行業に密接に関連した業務であり、かつ、投資額が銀行の自己資本に比して小さい場合である。
2. 法律または規則により、個々の提案を判断する基準が定められている。
3. 監督当局が用いる客観的な基準の一つとして、免許付与時の要件と同様、新たな買収及び投資が銀行を不当なリスクにさらさないこと、実効的な監督を妨げないことが求められる。また、監督当局は、新規買収及び投資によって将来における是正措置の実効的な実施が妨げられないことを確認する³³。監督当局は、適切な連結ベースの監督を行うために必要な情報の入手を妨げるような法律や規則が存在する国において、銀行による（クロスボーダー銀行業務の設立を含む）大規模な買収及び投資を禁止できる。監督当局は、現地国における監督の実効性及び連結ベースで監督を行う自身の能力を勘案する。
4. 監督当局は、銀行が買収及び投資を行うにふさわしい財務上、経営上及び組織上の資源を当初より有していることを確認する。
5. 監督当局は、銀行業務以外の活動が銀行グループに及ぼし得るリスクを認識し、それらのリスクを緩和するための措置を講ずる手段を有する。監督当局は、銀行業以外の活動への投資を許可する前に、銀行のこれらのリスクを管理する能力を勘案する。

³³ 主要な買収の場合、決定については、買収または投資が銀行の秩序だった破綻処理の障害となるかどうかを考慮に入れる。

補足基準

1. 監督当局は、銀行グループ内の他の企業による主要な買収または投資が、銀行を不当なリスクにさらさないこと、または実効的な監督を妨げないことを確認する。また、監督当局は、必要な場合、これらの新規の買収及び投資が、将来における是正措置の実効的な実施を妨げないことを確認する³⁴。監督当局は、必要に応じて、このような買収または投資から生ずる銀行へのリスクに効果的に対処することが可能である。

原則 8：監督上のアプローチ

実効的な銀行監督のシステムとは、システミックな重要性に則して、個々の銀行及び銀行グループのリスク特性のフォワード・ルッキングな評価を策定・維持し、銀行及び銀行システム全体から派生するリスクを識別、評価及びそれらに対処し、早期介入のための枠組みを備え、銀行が実質的な破綻状態に陥った場合、他の関連当局と協力して、秩序だった処理のための措置の実施に向けた計画を整備することを監督当局に求めるものである。

必須基準

1. 監督当局は、以下のリスクの性質、影響及び範囲を継続的に判断し、評価するための手法を用いる。
 - (a) より広い範囲のグループ内企業から生ずるリスクを含む、個々の銀行ないし銀行グループが晒されているリスク、及び
 - (b) 銀行及び銀行グループが、銀行システムの安全性及び健全性にもたらすリスク。

当該手法は、特に、事業の重点、グループの構造、リスク特性、内部統制環境及び銀行の処理可能性を扱うとともに、銀行間での妥当な方法での比較を可

³⁴ 原則 7、必須基準 3 の脚注 33 を参照。

能にする。銀行及び銀行グループの監督の頻度及び密度に、このような分析の結果が反映されている。

2. 監督当局は、個々の銀行及び銀行グループのリスク特性について理解するための手続を有し、その特性に関するフォワード・ルッキングな見解を得るための明確に定められた手法を採用する。それぞれの銀行に対する監督作業の性質は、こうした分析の結果にもとづいたものとなっている。
3. 監督当局は、銀行及び銀行グループが健全性規制やその他の法令上の要件を遵守しているかを評価する。
4. 監督当局は、銀行及び銀行グループのリスク評価を行う際、マクロ経済環境を考慮する。また、監督当局は、例えば銀行以外の金融機関の規制当局と頻繁に接触することにより、例えば、銀行以外の金融機関における、業態の枠を超えた動向も勘案する。
5. 監督当局は、他の関連当局とともに、銀行システム内及びシステム全体におけるリスクの累積、動向及び集中を識別し、監視及び評価する。これには、特に、銀行の不良資産及び流動性の源泉（国内及び外国通貨による資金調達条件及び調達コスト等）が含まれる。監督当局は、このような分析の結果を銀行及び銀行グループの評価に織り込み、銀行システムの安定性への重大な脅威に積極的に対処する。監督当局は、自ら識別した重要な動向または新たなリスクの発生を銀行及び金融システムの安定性に責任を負う関連当局に伝達する。
6. 監督当局は、銀行及び他の国内監督当局から提供された情報にもとづき、破綻処理当局とともに、必要な場合には、銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に留意し、銀行の処理可能性を評価する。秩序だった破綻処理を妨げる銀行固有の障壁の存在が判明した場合、監督当局は、必要であれば、事業戦略、経営、業務と所有権の構造及び内部手続の変更等、適切な措置を講ずるよう当該銀行に求める。そのような措置を講ずる際は、継続的な業務の健全性と安全性に対する当該措置の影響を考慮に入れる。
7. 監督当局は、再建や破綻処理の要請または実施の決定を適時に下せるような、ストレス時における銀行に対処するための明確な枠組みまたは手続を有する。

8. 監督当局は、全面的または部分的に規制対象範囲外の銀行類似の活動が行われていることを察知した場合、その問題について所管当局の注意を促すための適切な措置を講じる。監督当局は、銀行が規制を回避するために自らの活動を再編していることを察知した場合、これに対処するために適切な措置を講じる。

原則 9：監督上の手法及び手段

監督当局は、銀行のリスク特性及びシステミックな重要性を考慮に入れながら、監督上のアプローチを実施するために、適切な範囲の手法及び手段を利用し、比例原則にもとづいて監督資源を投入する。

必須基準

1. 監督当局は、銀行及び銀行グループの経営状態、そのリスク特性、内部統制環境及び監督上の懸念に対処するために必要な是正措置について判断するため、オン・サイト³⁵及びオフ・サイト³⁶の監督を適切に組み合わせる。オン・サイト及びオフ・サイトの監督の具体的な組合せは、その国及び銀行の特別な事情や環境に応じて決定され得る。監督当局は、オン・サイト及びオフ・サイト機能の質、実効性及び相互補完性を定期的に評価し、必要に応じて自らの手法を改正する。
2. 監督当局は、オン・サイト及びオフ・サイトの活動を計画及び実行するための一貫した手続を有する。また、それらの活動が、明確な責任、目的及び成果物を伴って徹底的かつ整合的な形で行われ、かつオン・サイトの機能とオフ・サ

³⁵ オン・サイトの作業は、銀行において適切な方針、手続及び統制が存在することを独立した立場で検証し、各銀行から提出された情報の信頼性を確認し、銀行の経営状態を判断するために必要な銀行及び関連会社に関する追加的な情報を入手し、監督当局が示した懸念に対する銀行の対応を監視する等の手段として用いられる。

³⁶ オフ・サイトの作業は、銀行の財務状況を定期的に見直し、分析し、継続的な注意を要する事項を追跡し、拡大しつつあるリスクを識別、評価し、その後のオフ・サイト及びオン・サイトの作業の優先順位及び範囲を特定する作業を支援する等の手段として用いられる。

イトの機能の間で有効な調整と情報交換が行われるよう確保するための方針と手続が存在する。

3. 監督当局は、銀行の安全性や健全性、重大なリスクの評価、必要な是正措置や監督措置の特定を、定期的に精査、評価するため、様々な情報を利用する。これには、健全性に係る報告書、統計報告書、銀行の関連会社に関する情報及び公開情報が含まれる。監督当局は、銀行から提供された情報が信頼できるものかを確認し³⁷、必要に応じて、銀行及びその関連会社に関する追加的な情報を入手する。
4. 監督当局は、以下のような様々な手段を用い、銀行及び銀行制度の安全性と健全性を定期的に見直し、評価する。
 - (a) 財務諸表及び勘定の分析、
 - (b) ビジネスモデルの分析、
 - (c) 水平的なピア・レビュー、
 - (d) 銀行が行ったストレス・テストの結果の精査、及び
 - (e) リスク管理及び内部統制システムを含めたコーポレート・ガバナンスの分析。

監督当局は、必要な場合、判明した事実を銀行に伝達し、当該銀行の安全性と健全性を損ないかねない特定の脆弱性を軽減するための措置を講ずるよう銀行に義務づける。監督当局は、フォローアップ作業の必要性を判断するため、自らの分析結果を利用する。

5. 監督当局は、他の関連当局とともに、（個々の銀行または銀行システム全体を対象とする）監督上のストレス・テストの実施を含め、複数の銀行間及び銀行システム全体への新たなリスクの拡大を識別、評価及び軽減することに努める。監督当局は、必要に応じ、判明した事実を銀行または業界に伝達し、必要な場合には、銀行システムの安定性を損ないかねない特定の脆弱性を軽減するため

³⁷ 原則 10 を参照。

の措置を講ずるよう銀行に義務づける。監督当局は、フォローアップ作業の必要性を判断するため、自らの分析結果を利用する。

6. 監督当局は、銀行の内部監査機能の作業を評価し、監督当局が潜在的なリスク分野を識別する上で内部監査人の作業を信頼できるか、また、どの程度信頼できるかを判断する。
7. 監督当局は、銀行の戦略、グループ構造、コーポレート・ガバナンス、業績、自己資本の適切性、流動性、資産の質、リスク管理システム及び内部統制等の事項について理解し、評価するために必要に応じて、銀行の取締役会、非執行取締役、監査委員会、上級及び中間管理職（個々の事業ユニット及び統制機能の長を含む）と十分な頻度での接触を維持する。監督当局は、必要な場合には、戦略及びビジネスモデルの策定における前提について、銀行の取締役会及び上級管理職に異論を述べる。
8. 監督当局は、書面による報告ないし銀行の経営陣との協議や会談を通じ、オン・サイト及びオフ・サイトの監督分析から判明した事項を適時に当該銀行に伝える。監督当局は、必要に応じ、監督上の検証及び外部監査の結果について協議するため、銀行の上級管理職及び取締役会と会談する。また、必要に応じて、銀行の独立取締役と別途会談する。
9. 監督当局は、銀行が監督上の懸念に対処しているか、または銀行に伝えた要求が実行されているかを確認するため、かつ適時適切なフォローアップを行う。これには、行動計画が適切または適時に実施されていない場合において、監督当局の適切なレベル及び銀行の取締役会に早期に上申することも含まれる。
10. 監督当局は、銀行に対し、活動、構造及び全般的な状況に関する重大な変化について前もって、また、法令ないし健全性規制に対する違反を含め、好ましくない重大な事態に気付いた場合はただちに、監督当局に知らせるよう求める。
11. 監督当局は、委嘱事項が明確かつ詳細に定められていることを条件として、監査人等の独立した第三者を利用することもできる。しかしながら、監督当局は、健全性に関する自らの責任を第三者に委ねることはできない。監督当局が、第三者を利用する場合、その成果が意図した水準において信頼できるかを評価し、第三者に影響しかねない偏りも考慮に入れる。

12. 監督当局は、健全性に関する情報の処理、監視及び分析を促進する適切な情報システムを有する。当該システムは、フォローアップ対応を要する分野の特定に役立つものとなっている。

補足基準

1. 監督当局は、利用可能な一連の監督手段及びその利用の適切性及び実効性を、例えば内部監査機能または第三者評価によって、定期的かつ独立して見直すための枠組みを有し、必要に応じて変更する。

原則 10：監督当局への報告

監督当局は、単体及び連結ベースの双方で、銀行が提出する健全性に関する報告書及び統計報告書³⁸を徴求し、調査し、分析する。また、オン・サイト検査または外部専門家の活用により、これらの報告を独自に検証する。

必須基準

1. 監督当局は、銀行に対し、自らの財務状況、業績及びリスクについて、単体及び連結ベースの双方で、定期的かつ要求があり次第情報を提出するよう求める権限³⁹を有する。これらの報告書には、オンバランスとオフバランスの資産・負債、損益、自己資本の適切性、流動性、大口エクスポージャー、リスクの集中（経済部門、地域及び通貨別を含む）、資産の質、貸倒引当金、関連先取引、金利リスク及びマーケット・リスクといった事項に関する情報が含まれる。

³⁸ 本原則において、「健全性に関する報告書及び統計報告書」とは、定められた会計報告書とは別に、追加的な提出を求められるものを指す。前者は本原則で、後者は原則 27 で取り扱われる。

³⁹ 原則 2 を参照。

2. 監督当局は、監督当局に提出する報告書を作成する際に用いられる会計基準を明確に示した解説を提供する。それらの基準は、国際的に広く受け入れられた会計上の原則及びルールに基づいている。
3. 監督当局は、銀行に対し、評価の導出手法に係る健全なガバナンス構造及び統制手続を備えるよう求める。公正価値は、重要かつ信頼性のあるデータを最大限活用して測定され、リスク管理及び報告目的のために整合性を以って適用される。評価の枠組み及び統制手続は、内部におけるまたは外部専門家による適切かつ独立した確認及び検証の対象となる。監督当局は、規制目的で利用される評価が信頼できかつ健全であるかどうかを評価する。監督当局は、評価が十分に健全ではないと判断した場合、銀行に対し、自己資本の適切性または規制報告目的の報告内容を調整するよう求める。
4. 監督当局は、必要な情報の性質や、銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に相応しい頻度で銀行から情報を収集し、分析する。
5. 監督当局は、銀行及び銀行グループ間で有意な比較を行うため、連結ベースの監督の対象に含まれる全ての銀行及びその他の会社から、比較可能なベースで、同一期日（ストック）及び同一期間（フロー）のデータを収集する。
6. 監督当局は、銀行や銀行グループの状況またはリスク評価において重要であるか、処理計画の立案を支援するために必要と考える場合には、銀行及び業種に拘らずより広範囲のグループ内企業から、あらゆる関連情報を要求し、入手する権限を有する。こうした情報には内部の経営情報も含まれる。
7. 監督当局は、監督作業を遂行するため、銀行の全ての記録にアクセスする権限を有する⁴⁰。また、監督当局は、銀行の取締役会、経営陣及び職員に対しても、必要に応じて同様にアクセスすることができる。
8. 監督当局は、情報を適時かつ正確に提出する義務を確実に遵守させるための手段を有する。監督当局は、当局に提出する報告の正確性について相応のレベルの銀行の上級管理職が責任を負っていることを確認するとともに、誤報告や継続的な間違いについては制裁を課し、不正確な情報を修正するよう求める。

⁴⁰ 原則 1、必須基準 5 を参照。

9. 監督当局は、監督情報の有効性と完全性を確認するための方針と手続を活用する。これには、監督当局自身の職員ないし外部専門家が監督当局への報告を定期的に検証するプログラムが含まれる⁴¹。
10. 監督当局は、外部専門家を任命して監督上の任務を委託する際、作業の範囲を含め、外部専門家の役割と責任を明確に定義し、文書化する⁴²。監督当局は、委嘱した任務及び作業の質に照らして専門家の適性を評価し、外部専門家による成果／勧告に影響しかねない利益相反も考慮する。外部専門家は、定例的な確認作業に用いられる場合もあれば、銀行業務の特定の側面を検証するために用いられる場合もある。
11. 監督当局は、外部専門家に対し、監督目的において行う作業の過程で重大な欠陥を把握した場合は、直に監督当局に知らせるよう求める。
12. 監督当局は、監督上の必要性を満たすことを判断するために収集した情報を定期的に見直すための手続を有する。

原則 11： 是正及び制裁に関する監督当局の権限

銀行または銀行システムにとってリスクとなり得る、安全でないかつ健全でない実務または活動に対処するため、監督当局は早い段階で行動する。監督当局は、是正措置を適時に講ずるため適切な範囲の監督手段を自由に利用できる。これには、銀行免許の取消しないしは取消しを勧告する権限が含まれる。

(参考文書：「銀行の平行所有構造」(2003年1月))

⁴¹ 外部専門家には、適切な守秘義務の下で適切な任務を受託する、外部監査人ないしその他の適格な外部者が含まれる。

⁴² 外部専門家には、適切な守秘義務の下で適切な任務を受託する、外部監査人ないしその他の適格な外部者が含まれる。外部専門家による精査の結果を監督当局の利用に供することは可能であるが、究極的には、監督当局が、それらの外部専門家が行った精査の結果に納得しなければならない。

必須基準

1. 監督当局は、銀行の経営陣、または必要に応じて銀行の取締役会に対し、早い段階で監督上の懸念を伝え、それらの懸念に対して迅速に対応するよう求める。監督当局は、銀行に対して重大な是正措置を求める場合は、書面により銀行の取締役会にその旨を伝える。監督当局は、銀行に対し、定期的に経過報告書を提出することを求め、是正措置が満足 of いく形で完遂されることを確認する。監督当局は、特定した事項を確実にかつ適時にフォローする。
2. 監督当局は、銀行が法律、規則または監督措置に従っていないと判断した場合、安全でない業務や不健全な業務を行っているとして判断した場合、銀行または銀行システムをリスクに晒しかねない活動に従事していると判断した場合、または、その他の理由により預金者の利益が脅かされていると判断した場合において、一連の適切な監督手段を用い得る⁴³。
3. 監督当局は、銀行が、所定の規制比率や手法を含め、確立した規制上の基準要件を下回る場合に措置を講ずる権限を有する。監督当局は、銀行に対し、規制上の基準要件を下回ることを防ぐ措置を講じるよう求めるため、早い段階で介入する権限も有する。監督当局は、このようなシナリオに対処するための様々な選択肢を有する。
4. 監督当局は、上記必須基準 2 において示されたシナリオに早期に対処するために採り得る広範な措置を用い得る。こうした措置には、銀行に対し、適時には是正措置を採るよう求める、または迅速に制裁を課すことが含まれる。実務上は、これらの措置は状況の深刻度に応じて用いられる。監督当局は、これらの措置の健全性に係る目的を明らかにし、またはどのような措置が採られるかを明示する。これらの措置には、銀行が既に行っている業務の制限、健全性に係る目的におけるより厳格な制限と要件の適用、新規業務や買収の認可の停止、株主に対する支払いまたは自社株の買戻しの制限や差止、資産移転の制限、銀行セクターへの特定個人の関与の禁止、経営陣、取締役またはその他の支配力を有する主体の交替や権限の制限、より健全な金融機関による買収や合併の促進、暫定的な銀行経営及び銀行免許の剥奪または剥奪の提言が含まれる。

⁴³ 原則 1 を参照。

5. 監督当局は、銀行のみならず、必要に応じ、銀行の経営陣及び（または）取締役会、ないし銀行に属する個人にも制裁を課す。
6. 監督当局は、銀行及び銀行システムの安全性と健全性を損ないかねない事象について、親会社、子会社、銀行の平行所有構造、及びその他の関連主体の行動から銀行を隔離（ring-fencing）することを含め、是正措置を採る権限を有する。
7. 監督当局は、関連当局と協力、協調し、問題のある銀行の状況に対する秩序立った処理（閉鎖、再編の支援、またはより健全な金融機関との合併が含まれる）を、いつ、どのような形で実施するかを決定する。

補足基準

1. 法律及び（または）規則により、監督当局による適切な是正措置の不当な先送りを防ぐための措置が講じられている。
2. 監督当局は、銀行に対して正式な是正措置を採る際、自らの行動について銀行以外の関連金融業者の監督当局に伝え、必要な場合には、自らの行動をそれらの当局と調整する。

原則 12：連結ベースの監督

銀行監督の重要な要素は、監督当局が、銀行グループが世界各地で行っている業務の全ての側面を適切に監視しつつ、必要に応じて健全性に関する基準を適用し、銀行グループを連結ベースで監督することである⁴⁴。

（参考文書：「バーゼル II の効果的な実施のための母国・現地当局間での情報共有」（2006年6月）⁴⁵、「クロスボーダー銀行業務の監督」（1996年10月）、「国際的業務を営む銀行グループおよびその海外拠点の監督のための最低基準」（1992年7

⁴⁴ 原則 1 の脚注 19 を参照。

⁴⁵ コア・プリンシプルの遵守状況を評価する際、本参考文書は、バーゼル II が適用される銀行及び国に対してのみ用いられる。

月)、「銀行の海外拠点監督上の原則」(1983年5月)及び「銀行の国際的活動に対する連結ベースでの監督」(1979年3月)

必須基準

1. 監督当局は、銀行グループの構造全体について理解し、国内及びクロスボーダー双方の業務を含め、より広範なグループに属する企業の行う(銀行業務以外の活動を含む)全ての重要な活動について理解している。監督当局は、グループ全体としてのリスクを管理する方法を理解、評価し、銀行グループ及びより広い範囲のグループに属する他の企業から生ずるリスク、特に伝播リスク及び評判リスクが銀行及び銀行システムの安全性と健全性を損なう可能性がある場合には措置を講ずる。
2. 監督当局は、銀行グループについて、自己資本の適切性、流動性、大口エクスポージャー、関連先に対するエクスポージャー、与信限度及びグループ構造等の分野をカバーしつつ、連結ベースで健全性基準を適用し、財務その他に関する情報を収集し、分析する。
3. 監督当局は、銀行の海外業務のリスク特性及びシステミックな重要性を考慮し、これに対する(親銀行または本店、及び該当する場合には持株会社の)経営陣の監督が適切か、また、親銀行による他国の支店や子会社のあらゆる重要な情報へのアクセスについて、現地に何らかの障害がないかどうかについて確認する。また、監督当局は、銀行の方針と手続が、監督上及び規制上の要請を遵守しつつ、安全かつ健全な形で業務の管理を行うために必要な専門能力を備えるよう、クロスボーダー業務を担当する現地経営陣に義務づけていることを確認する。母国監督当局は、監督下の銀行が重要な業務を有する現地国における監督の実効性を勘案する。
4. 母国監督当局は、海外業務のリスク特性及びシステミックな重要性に応じて訪問先及び頻度を定め、海外拠点を定期的に訪問する。監督当局は、当該訪問期間中に現地の監督当局と面談する。監督当局は、銀行の海外拠点に対するオン・サイトの検証の実施や、追加報告を求める必要性を評価するための方針を有し、かつ、そのような措置を適時適切に講ずるための権限及び資源を有する。

5. 監督当局は、銀行及び銀行グループの安全性と健全性に重要な影響を有する親会社及び親会社の系列会社の主な活動を精査し、適切な監督措置を講ずる。
6. 監督当局は、以下のように判断した場合、（海外拠点の閉鎖を含め）連結グループに認められている活動範囲及び活動地域を制限する。
 - (a) 活動が、銀行または銀行グループを過大なリスクにさらしている、及び（または）適正に管理されていないため、銀行及び銀行グループの安全性と健全性が損なわれている、
 - (b) 活動から生ずるリスクに照らして、他の監督当局による監督が不十分である、及び（または）
 - (c) 連結ベースでの実効的な監督の実施が妨げられている。
7. 連結ベースでの監督に加えて、所管する監督当局は、グループに属する個々の銀行を監督する。所管する監督当局は、個別の銀行を単独ベースで監督し、グループ内の他の構成企業との関係について理解する⁴⁶。

補足基準

1. 事業会社による銀行保有が認められている国について、監督当局は、親会社の所有者及び上級管理職の適格性（fit and proper）基準を設定し、執行する権限を有する。

原則 13：母国・現地当局間の関係

クロスボーダー銀行グループの母国当局及び現地当局は、グループ及びグループ企業を実効的に監督し、危機的状況に効果的に対応するため、情報を共有し協力する。監督当局は、外国銀行の現地業務が、国内の銀行に求められているものと同じの基準で行われるよう義務づける。

⁴⁶ 原則 16、補足基準 2 を参照。

(参考文書：金融安定理事会 (FSB) による「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(2011年11月)、「監督カレッジの優れた運営実務に関する諸原則」(2010年10月)、「バーゼルⅡの効果的な実施のための母国・現地当局間での情報共有」(2006年6月)⁴⁷、「新 BIS 規制のクロスボーダー実施に関する基本原則」(2003年8月)、「シェルバンクとブックイング・オフィス」(2003年1月)、「クロスボーダーの銀行監督に関する報告書」(1996年6月)、「銀行監督当局間の情報交換」(1990年4月)及び「銀行の海外拠点監督上の原則」(「コンコルダット」)(1983年5月))

必須基準

1. 母国監督当局は、重要なクロスボーダー業務を営む銀行グループのリスク特性及びシステミックな重要性並びにこれに対応した監督当局のニーズを考慮に入れ、実効的な監督を強化するために、当該銀行グループに関する監督者カレッジを設置する。最も広い範囲では、銀行グループの関連する子会社または重要な支店を自らの法域内に有し、従って、当該グループを実効的に監督するという共通の関心を有する現地の監督当局がカレッジに含まれている。カレッジの構造は、銀行グループの性質及び監督当局のニーズを反映している。
2. 母国及び現地の監督当局は、二国間及びカレッジの両方を通じ、それぞれの役割及び責任に沿って適切な情報を適時に共有する。これには、銀行グループの重大なリスク及びリスク管理実務⁴⁸と、自らの管轄下にある関連法人の安全性と健全性に対する監督当局の評価の両方に関する情報が含まれる。機密情報の交換が可能となるよう、非公式または公式な取り決め(例えば覚書)が結ばれている。

⁴⁷ コア・プリンシプルの遵守状況を評価する際、本参考文書は、バーゼルⅡが適用される銀行及び国に対してのみ用いられる。

⁴⁸ 期待される情報共有の度合いに関する更なる情報は、バーゼル委による「監督者カレッジの優れた運営実務に関する諸原則」(2010年10月)のカレッジにおける情報交換の典型例を参照。

3. 母国及び現地の監督当局は、共通の関心分野が特定された場合、クロスボーダー銀行グループに対する監督の実効性及び効率性を高めるため、監督活動を調整し計画または共同作業を行う。
4. 母国監督当局は、関連する現地監督当局と合意の上、意思疎通のための戦略を策定する。当該戦略の範囲及び性質には、銀行または銀行グループのクロスボーダー業務のリスク特性及びシステミックな重要性が反映される。また、母国及び現地の監督当局は、グループ全体の問題に関するメッセージの整合性を確保するため、必要な場合、共同活動及びカレッジ会合の見解と結果を銀行に伝えることに合意する。
5. 母国監督当局は、必要な場合、銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に応じ、自国の破綻処理当局と協力し、関連する母国及び現地当局間における危機対応に向けたクロスボーダー協力及び協調に関する枠組みを策定する。関連する当局は、処理の成功予想を大きく損なうことなく、機密に関するルールに従って、危機に備えるための情報を早い段階から共有する。
6. 母国監督当局は、必要な場合、銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に応じ、自国の破綻処理当局及び現地の関連当局と協力し、グループの処理計画を策定する。関連当局は、信頼性のある処理計画を策定し、維持するのに必要な情報を共有する。また、監督当局は、再建及び処理措置を講ずる際、（母国と現地双方の）関連当局及び監督当局に即時に注意喚起し、これらと協議する。
7. 外国銀行の現地拠点には、現地の法律または規則により、現地の銀行と同様の健全性基準、検査及び監督上の報告義務に服することを求められる。
8. 母国監督当局は、銀行グループの安全性と健全性及び顧客確認に関する要請の遵守状況の評価を円滑にするため、現地における銀行グループの営業所及び子会社を直接訪問するためのオン・サイトのアクセス権限が与えられている。母国監督当局は、銀行グループの現地営業所及び子会社を訪問する計画について、現地監督当局に通知する。
9. 現地監督当局は、国際的に合意された基準に則した手法により、ブッキング・オフィスを監督する。監督当局は、シェルバンクまたはシェルバンクによる業務の継続を許可しない。

10. 監督当局は、他の監督当局から得た情報に基づき何らかの対応を採る場合、可能な範囲で、そのような対応の前に当該監督当局と協議を行う。

健全性に関する規制及び要件

原則 14 - コーポレート・ガバナンス

監督当局は、銀行及び銀行グループが、例えば、戦略的方向性、グループ及び組織構造、統制環境、銀行の取締役会及び上級管理職⁴⁹の責任並びに報酬をカバーするコーポレート・ガバナンスに関する堅固な方針と手続を有していることを確認する。これらの方針と手続は、銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に応じたものとなっている。

(参考文書：「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則」(2010年10月)及び「報酬原則及びその実施基準に係る評価手法」(2010年1月))

必須基準

1. 法律、規則または監督当局によって、銀行の業務全体が実効的に管理されるよう確保するため、コーポレート・ガバナンスに関する取締役会及び上級管理職の責任が明確に定められている。監督当局は、銀行及び銀行グループに対し、健全なコーポレート・ガバナンスの観点から期待される事柄について指針を示す。
2. 監督当局は、コーポレート・ガバナンスに関する銀行の方針と実務及びその実施を定期的に評価し、銀行が、リスク特性及びシステミックな重要性に応じた堅固なコーポレート・ガバナンスに関する方針と手続を有することを確認する。監督当局は、銀行及び銀行グループに対し、不備を適時に是正するよう求める。
3. 監督当局は、銀行及び銀行グループの取締役を指名し、任命するためのガバナンス構造及び手続が適切であることを確認する。必要に応じて、取締役会には、

⁴⁹ 原則 5 の脚注 27 を参照。

経験を積んだ非執行取締役が含まれる。リスク特性及びシステミックな重要性に応じ、取締役会の構造として、経験を積んだ非執行取締役を伴う監査、リスク監督及び報酬委員会が含まれる。

4. 取締役は、適切な資格を備え、有能であって、かつ「注意義務（duty of care）」及び「忠実義務（duty of loyalty）」を履行する⁵⁰。
5. 監督当局は、銀行の取締役会が、銀行の戦略的方向性、リスク選好度⁵¹と戦略及び関連する方針を承認、監督し、企業文化及び価値を（例えば行為規範を通じて）確立し、伝達し、利益相反に関する方針及び強力な統制環境を確立していることを確認する。
6. 監督当局は、法律または規則により求められる場合を除き、銀行の取締役会が、上級管理職を選任する際の適格性（fit and proper）基準を定め、職務の承継計画を維持し、上級管理職について定められた基準に照らしてその業績を監視することを含め、上級管理職による取締役会の戦略の実行を積極的かつ批判的に監督していることを確認する。
7. 監督当局は、銀行の取締役会が、銀行及び銀行グループの報酬制度の設計及び運用を積極的に監督し、その制度が健全なリスク・テイクに沿った適切なインセンティブを有することを確認する。報酬制度と、これに関連する業績基準が、

⁵⁰ OECD（OECDによる「コーポレート・ガバナンスに関する地域別ラウンドテーブルから得られた経験」（2003年）、www.oecd.org/dataoecd/19/26/23742340.pdfに添付されたコーポレート・ガバナンスに関する用語集）では、「注意義務」を「取締役が、当該企業に関わる決定において、十分な情報に基づいて慎重に行動する義務。しばしば、取締役は、当該企業に関わる事柄において、『慎重な人間』が自分自身の事柄に対処する場合と同様に対処する義務を負っていると解釈される。注意義務に基づく責任は、業務判断上のルールによって軽減されることが多い」と定義している。OECDはまた、「忠実義務」を「取締役が、当該企業と株主の利益のために行動する義務。本義務の下、個々の取締役は、当該企業と株主を犠牲にして、自分自身ないし他の個人やグループの利益のために行動することはできない」と定義している。

⁵¹ 「リスク選好度」は、銀行の取締役会が、銀行の事業目的を追求する際に受容し、管理する意思のあるリスクの総量を反映する。リスク選好度は、必要に応じて定量的及び定性的な要素を含み得るほか、様々な措置も包含する。本文書では、「リスク選好度」及び「リスク許容度」を同意語として扱う。

銀行の長期的な目的及び財務の健全性と整合的であり、仮に制度に不備がある場合には修正される。

8. 監督当局は、銀行の取締役会及び上級管理職が銀行及び銀行グループの業務構造及び透明性を損なう構造（例えば、特別目的構造またはこれに関連する構造）の利用から生じるものを含むリスクを関知し、理解していることを確認する。監督当局は、必要に応じて、リスクが実効的に管理され、軽減されていることを確認する。
9. 監督当局は、取締役のいずれかがこれらの基準の充足に関わる自らの義務を果たしていないと信ずる場合、銀行の取締役会の構成の変更を命ずる権限を有する。

補足基準

1. 法律、規則または監督当局によって、銀行が自行の取締役ないし上級管理職の適格性（**fitness and propriety**）に悪影響を及ぼし得る重大かつ真実の情報を察知した場合、これをただちに監督当局に通報するよう求められている。

原則 15 - リスク管理プロセス

監督当局は、銀行⁵²が、全ての重大なリスクを適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減し⁵³、自行のリスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢に照らした自己資本及び流動性の適切性を評価するための（取締役会及び上級管理職による

⁵² 銀行によるリスク管理体制を、原則 15 から 25 までとの関連で評価するため、銀行のリスク管理枠組みは、銀行の個々の事業ライン及び事業単位を含む、統合された「銀行全体的な」視点をもって銀行のリスク・エクスポージャーをとらえるべきである。銀行がグループ企業の一構成企業である場合、リスク管理枠組みは、更に、銀行グループ（原則 1 の脚注 19 を参照）間のリスク・エクスポージャーをカバーし、より広範なグループ内の他の企業を通じた銀行及び銀行グループに対するリスクを考慮すべきである。

⁵³ 正確にどのようなリスク管理が求められるかは、リスクの種類（原則 15～25）によってある程度異なり得る。こうした違いは、それぞれの原則の典拠となる参考文書に反映されている。

実効的な管理を含む) 包括的なリスク管理手続を備えていることを確認する。これには、当該銀行固有の状況を考慮に入れた緊急時対応策(必要であれば堅固かつ信頼性のある再建計画を含む)を策定し、検証する行為も含まれる。リスク管理手続が、当該銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に応じたものとなっている⁵⁴。

(参考文書: 「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則」(2010年10月)、「バーゼルⅡの枠組みの強化」(2009年7月)及び「健全なストレス・テスト実務及びその監督のための諸原則」(2009年5月))

必須基準

1. 監督当局は、銀行が、取締役会の承認を受けた適切なリスク管理戦略を有し、自行で引き受ける意志があるまたは許容できるリスクの水準を定めた適切なリスク選好度が、取締役会により設定されていることを確認する。また、監督当局は、取締役会が以下の点を確保することを確認する。
 - (a) 健全なリスク管理文化が銀行全体で確立されている、
 - (b) リスク管理戦略及び確立されたリスク選好度に整合的な、リスク・テイクのための方針と手続が策定されている、
 - (c) リスク計測手法に付随する不確実性が認識されている、
 - (d) 銀行のリスク選好度、リスク特性及び資本力と整合的な適切な制限が設けられ、関係職員に理解され、定期的に伝達されている、及び
 - (e) 上級管理職が、承認された戦略及びリスク選好度と整合的な形で、全ての重大なリスクを監視し、管理するための必要な措置を講じている。
2. 監督当局は、個々の銀行に対し、あらゆる重大なリスクを識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための包括的なリスク管理方針と手続を備

⁵⁴ 監督当局は、本原則及び他の複数の原則において、銀行のリスク管理方針と手続が遵守されていることを確認するよう求められている。しかし、遵守の確保に関する責任が飽くまでも銀行の取締役及び上級管理職に存することは認識されているべきである。

えるよう求める。監督当局は、これらの手続が以下に照らして適切であることを確認する。

- (a) 全ての重大なリスクの種類において、包括的かつ「銀行全体的な」視点を提供、
- (b) 銀行のリスク特性及びシステミックな重要性、及び
- (c) 銀行が活動する市場に影響を及ぼすマクロ経済環境から生ずるリスクを評価し、その評価結果を銀行のリスク管理手続に織り込む。

3. 監督当局は、リスク管理戦略、方針、手続及び限度が以下の条件にかなうものであることを確認する。

- (a) 適切に文書化されている、
- (b) リスク選好度、リスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢の変化が反映されるよう、定期的に見直され、適切に調整されている、及び
- (c) 銀行内で伝達されている。

監督当局は、設定された方針や手続及び限度に関する例外的な取扱いが適切なレベルの管理職及び、必要であれば銀行の取締役会に迅速に伝えられ、その承認を受けていることを確認する。

4. 監督当局は、銀行がどのような性質と水準のリスクを引き受けているか、また、そのリスクが適正な自己資本水準及び流動性とどのような関係にあるかについて、銀行の取締役会及び上級管理職が十分な情報を得ており、理解していることを確認する。また、取締役会及び上級管理職が受領するリスク管理情報の含意及び（リスク計測手法に付随する不確実性を含む）限界を定期的に見直し、理解していることを確認する。

5. 監督当局は、銀行が自行のリスク選好度及びリスク特性に照らして、自己資本及び流動性の総合的な適切性を評価するための適切な内部手続を有することを確認する。監督当局は、内部的な自己資本及び流動性の適切性に関する銀行の評価及び戦略について精査し、評価する。

6. 銀行がモデルを用いてリスク要素を計測している場合、監督当局は、以下の点について確認する。

- (a) 銀行が、その使用に関する監督上の基準を遵守している、
- (b) 銀行の取締役会及び上級管理職が、モデルの計測結果に係る限界及び不確実性並びにその使用に内在するリスクについて理解している、及び
- (c) 銀行が、モデルの定期的かつ独立した検証及びテストを行っている。

監督当局は、モデルの計測結果が、引き受けたリスクを反映した合理的なものかを評価する。

7. 監督当局は、銀行が、あらゆる種類のリスク、商品及びカウンターパーティにわたり、エクスポージャーの規模、構成及び質を銀行全体として計測、評価及び報告するための（通常の状況下及びストレス期の両方において）適切な情報システムを有することを確認する。また、監督当局は、銀行のリスク特性及び自己資本と流動性に関わるニーズがこれらの報告に反映されており、その利用に適した形で銀行の取締役会及び上級管理職に適時に報告されていることを確認する。

8. 監督当局は、銀行が、取締役会及び上級管理職が新商品に内在するリスク⁵⁵、既存商品に対する重大な変更点及び（システム、手続、ビジネスモデルの変更及び主要な買収等の）主要な管理の構想を理解するための適切な方針と手続を有していることを確認する。監督当局は、取締役会及び上級管理職がこれらのリスクを継続的に監視し、管理できることを確認する。また、監督当局は、こうした性質の主要な活動の実施について、取締役会または取締役会の特定の委員会による承認を受けることを、銀行の方針と手続が求めていることを確認する。

9. 監督当局は、銀行が、リスク管理機能としての責務を効果的に果たすために十分な資源、独立性、権限及び取締役会へのアクセスをもって、全ての重大なリスクをカバーするようなリスク管理機能を有していることを確認する。監督当

⁵⁵ 新商品には、銀行または第三者によって開発され、銀行が購入または販売している商品も含まれる。

局は、リスク管理機能の責務が行内のリスク・テイク機能とは明確に分離され、リスク・エクスポージャーに関する報告を取締役会及び上級管理職に直接行っていることを確認する。また、監督当局は、リスク管理機能が内部監査機能による定期的な見直しの対象であることも確認する。

10. 監督当局は、より規模が大きく複雑な銀行に対し、最高リスク管理責任者（CRO）または同等の機能を担う者の監督を受ける、専担のリスク管理部門を有するよう求める。CRO が何らかの理由で解任される場合は、事前を取締役会による承認を受け、かつ一般的に、公に開示されるべきである。また、銀行は、監督当局とその解任の理由について議論すべきである。
11. 監督当局は、特に、信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、銀行勘定の金利リスク及びオペレーショナル・リスクに関する基準を公表している。
12. 監督当局は、銀行に対し、リスク管理手続の不可欠な要素として、（存続可能性に深刻なリスクをもたらすものを含め）ストレス条件下で顕在化し得るリスク及び講ずるべき措置を扱う、適切な緊急時対応策を備えることを求める。当該銀行のリスク特性及びシステミックな重要性を裏付けとして、緊急時対応策には、当該銀行固有の状況を考慮に入れた堅固かつ信頼性のある再建計画が含まれる。監督当局は、必要に応じて、破綻処理当局と協力し、（再建計画を精査することも含め）銀行のリスク特性及びシステミックな重要性並びにストレス期における計画の実現可能性に照らし、緊急時対応策の適切性を評価している。監督当局は、不備が判明した場合、改善を求める。
13. 監督当局は、銀行に対し、リスク管理手続の不可欠な要素として、リスク特性及びシステミックな重要性に応じた、フォワード・ルッキングなストレス・テスト・プログラムを備えるよう求める。監督当局は、銀行のストレス・テスト・プログラムを定期的に見直し、同プログラムが、重要なリスクの源を捕捉し、妥当と思われる悪化シナリオを採用していることを確認する。また、監督当局は、銀行が、テスト結果を自行の意思決定、（危機管理取決めを含む）リスク管理手続及び自己資本と流動性水準の評価に織り込んでいることを確認する。監督当局による評価の範囲には、ストレス・テスト・プログラムがどの程度まで以下の項目を達成できているかも含まれる。

- (a) 銀行全体としてのリスクの識別及び管理の促進、
- (b) 適度に厳しい前提の設定、フィードバック効果及びリスク間のシステム横断的な相互作用への対処の追求、
- (c) 取締役会及び上級管理職の積極的関与による便益の享受、及び
- (d) 適切な文書化、定期的な維持及び更新。

監督当局は、銀行のストレス・テスト・プログラムにおける重大な不備が判明した場合または銀行の意思決定手続にストレス・テストの結果が適切に考慮されていない場合において、是正措置を求める。

14. 監督当局は、銀行が、重要な事業活動の全てにつき、内部価格設定、業績の計測及び新商品の承認手続において（流動性の影響を含む）リスクを適切に計算しているかを評価する。

補足基準

1. 監督当局は、銀行に対し、評判リスクや戦略リスクなど、以下の原則では直接取り上げられていない他の重大なリスクを評価するための適切な方針と手続を有することを求める。

原則 16 - 自己資本の適切性⁵⁶

監督当局は、銀行が活動する市場及びマクロ経済情勢に照らして、当該銀行が引き受け、もたらすリスクを反映した、銀行の自己資本に関する健全かつ適切な規制を定める。監督当局は、損失を吸収する能力に留意して自己資本の構成要素を定義する。

⁵⁶ バーゼル I、バーゼル II 及び（または）バーゼル III における自己資本比率規制の枠組みに従うことを求めるコア・プリンシプルは存在しない。バーゼル委は、いずれかのバーゼル合意の枠組みを実施することがコア・プリンシプル遵守の必須要件であるとは考えておらず、いずれかの枠組みに従うことを求められるのは、いずれかの枠組みを自主的に実施したことを明らかにした国のみである。

少なくとも国際的に活動する銀行に関しては、自己資本水準は、バーゼル委が定めた基準を下回ってはならない。

(参考文書：「バーゼル II におけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂」(2011年2月)、「銀行の実質的な破綻状態における規制資本の損失吸収力を確保するための最低要件」(2011年1月)、「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」(2012年7月)、「カウンターパーティ・リスク計測モデルのバックテストに関するサウンド・プラクティス」(2010年12月)、「カウンターシクリカルな(景気連動抑制的な)自己資本バッファーを運用する各国当局のためのガイダンス」(2010年12月)、「バーゼル III - より強靱な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」(2010年12月)、「トレーディング勘定における追加的リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」(2009年7月)、「バーゼル II の枠組みの強化」(2009年7月)、「経済資本の枠組みの実務の幅と論点」(2009年3月)、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組み」(包括版)(2006年6月)及び「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」(1988年7月))

必須基準

1. 法律、規則または監督当局が、銀行に対し、監督措置の発動基準となり得る最低限度を含む規定の所要自己資本を算出し、整合的に維持するよう求めている。法律、規則または監督当局によって、継続企業 (going concern) ベースで損失を吸収するために永続的に利用できる資本要素が重視されることを確保しつつ、適格な自己資本の構成要素が定義されている。
2. 少なくとも国際的に活動する銀行⁵⁷に関しては、自己資本の定義、リスク・カバレッジ、算出の方法及び規定の所要自己資本の最低限度が、適用されるバーゼル委が定めた基準を下回らない。

⁵⁷ バーゼル自己資本合意は、国際的に活動する銀行のみに適用することを前提として策定され、当該銀行は、銀行業務や金融業務を行う子会社を含め、連結ベースで自己資本比率を計算し、適用しなければならない。自己資本の適切性に関する枠組みであるバーゼル II 及びバーゼル III

3. 監督当局は、妥当な場合に、（例えば証券化取引等⁵⁸）銀行が行った取引により適切に移転されていないか、緩和されていないと考えられるリスクに関するものを含め、全ての重要なリスク・エクスポージャーに対し、特定の所要自己資本及び（または）制限を課す権限を有する。規定の所要自己資本を算出する際は、オンバランス及びオフバランスの両方のリスクが含まれている。
4. 規定の自己資本要件は、銀行が活動する市場及びマクロ経済情勢に関連したリスク特性及びシステミックな重要性⁵⁹を反映し、銀行及び銀行セクターにおけるレバレッジの積み上がりを制限するものになっている。特定法域の法律や規則によって、全体的にバーゼル規制を上回る自己資本の基準が設定される場合がある。
5. 銀行が規制上の自己資本を計算する際の入力情報としてリスクの内部評価を用いることが、監督当局によって認められている。監督当局が、以下の場合において、このような利用を認める。
 - (a) 当該評価が、厳格な適格性基準を遵守している、
 - (b) 当該利用の中止または当該内部評価を行うための手続及びモデルの重大な変更が監督当局の承認を受けている、
 - (c) 監督当局が、関連する適格性基準が満たされており、負担したリスクが合理的に反映されているものとして銀行の内部評価結果を信頼できることを確認するために銀行の内部評価手続を審査する能力を有している、

を採用する法域では、国際的に活動する全ての銀行とその持株会社に対し、完全な連結ベースで自己資本比率が適用される。また、監督当局は、銀行が単体ベースでも十分な自己資本を保有していることを検証しなければならない。

⁵⁸ 参考文書：「バーゼルⅡの枠組みの強化」（2009年7月）及び「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組み」（包括版）（2006年6月）

⁵⁹ 監督当局は、銀行のリスク特性に照らしてその自己資本水準の適切性を評価する際は、特に次の点を重視する。(a) 自己資本基盤に含まれる商品の潜在的な損失吸収力、(b) エクスポージャーのリスク特性の代理指標としてのリスクウェイトの妥当性、(c) エクスポージャーについて予想される損失をカバーするための引当金及び準備金の適切性、及び(d) リスク管理及び統制の質。従って、各行自身が負担する及びもたらすリスクをカバーする適切な水準の自己資本で営業することを確保するために必要な自己資本要件は、銀行毎に異なり得る。

- (d) 監督当局が、承認の際、条件を加えることが賢明であると判断した場合に条件追加の権限を有している、及び
 - (e) 銀行が適格性基準または監督当局の加えた条件を継続的に満たさなくなった場合、監督当局が承認を撤回する権限を有している。
6. 監督当局は、銀行に対し、（適切なストレス・テストの実施を含め）フォワード・ルッキングな手法で自己資本の管理を行うよう求める権限を有する⁶⁰。監督当局は、銀行に対し、以下を求める権限を有する。
- (a) 発生し得る事象や市場動向の変化によって悪影響を受ける可能性に備え、自己資本の水準を設定し、利用可能な資本の管理を行う、及び
 - (b) ストレス期に、銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に照らして適切に資本状況を維持または強化するための実現可能な緊急時対応策を備える。

補足基準

1. 国際的な活動を行っていない銀行については、自己資本の定義、リスク・カバレッジ、計算方法、適用範囲及び所要自己資本を含む自己資本要件が、国際的に活動する銀行に適用されるバーゼル委が定めた基準と概ね整合的である。
2. 監督当局は、銀行グループ内の様々な企業体の中で、リスクの所在に応じて自己資本が適切に配分されることを求める⁶¹。

⁶⁰ 「ストレス・テスト」は、単純な感度分析から、より複雑なシナリオ分析及びリバース・ストレス・テストまで、幅広い活動によって構成される。

⁶¹ 原則 12、必須基準 7 を参照。

原則 17 - 信用リスク⁶²

監督当局は、銀行が、自らのリスク選好度、リスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢を考慮に入れた適切な信用リスク管理手続を備えていることを確認する。これには、信用リスク⁶³（カウンターパーティ・リスク⁶⁴を含む）を適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための健全な方針と手続が含まれる。これは、信用リスクの引受、評価及び銀行の貸出と投資ポートフォリオの継続的管理を含む、あらゆる信用リスクの一連の動きをカバーするものでなければならない。

（参考文書：「カウンターパーティ・リスク計測モデルのバックテストに関するサウインド・プラクティス」（2010年12月）、FSB「格付会社による格付への依存抑制のための原則」（2010年10月）、「バーゼルⅡの枠組みの強化」（2009年7月）、「貸出金の健全な信用リスク評価」（2006年6月）及び「信用リスクの管理のための諸原則」（2000年9月））

必須基準

1. 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、信用リスクを有するエクスポージャーに関する、包括的な銀行全体としての視点を提供する適切な信用リスク管理手続を有することを求める。監督当局は、この手続が、銀行のリスク選好度、リスク特性、システミックな重要性及び資本力と整合的であって、市場及びマクロ経済情勢を考慮に入れ、信用の引受け、評価、管理及び監視に関する健全な基準をもたらすものであることを確認する。
2. 監督当局は、銀行の取締役会が、信用リスク管理戦略及び（カウンターパーティ信用リスク及びこれに付随する将来的なエクスポージャーの可能性を含む）

⁶² 原則 17 は資産の評価をより詳しく取り上げている。原則 18 は、不良資産の管理を取り上げている。

⁶³ 信用リスクは次のものから発生し得る。貸出及び前払金を含むオンバランス及びオフバランスのエクスポージャー、投資、銀行間貸出、デリバティブ取引、証券金融取引並びにトレーディング活動。

⁶⁴ カウンターパーティ信用リスクには、OTC デリバティブ取引及び他の金融商品から生ずる信用リスクを有するエクスポージャーが含まれる。

信用リスクを引受け⁶⁵、識別、計測、評価、監視、報告並びに管理または軽減するための重要な方針と手続を承認し、定期的に見直しており、これらが、取締役会が設定したリスク選好度と整合的かを確認する。また、監督当局は、上級管理職が、取締役会によって承認された信用リスク戦略を実施し、前述の方針と手続を策定していることを確認する。

3. 監督当局は、信用リスクが適切かつ十分に統制されるような環境を整備する以下を含む方針や手続を求め、定期的を確認する。
 - (a) 外部の信用評価に過度に依存することなく、信用リスクを引受けるため適切に文書化され、実効的に実施された戦略及び健全な方針と手続、
 - (b) (健全な引受基準を含む) 新たなエクスポージャーの承認並びに既存のエクスポージャーの更新及びリファイナンス、並びにエクスポージャーの規模及び複雑さに応じた承認権限の特定のための、明確に定義された基準及び方針と手続、
 - (c) (証券化エクスポージャーの場合における原資産のパフォーマンスの確認を含む) 債務の約定に従って返済を行うことに関する借手の能力及び意志の継続的な分析、文書、法的な特約事項、契約上の義務、担保及び他の形式による信用リスク削減手段の監視並びに適切な資産格付制度及び分類制度を含む、与信管理に関する実効的な方針と手続、
 - (d) 信用リスクを有するエクスポージャーを正確かつ適時に識別、合算し、取締役会及び上級管理職に継続的に報告するための実効的な情報システム、
 - (e) 銀行のリスク選好度、リスク特性及び資本力と整合的であって、関係職員に理解され、定期的に伝達されている、健全かつ適切な与信限度、
 - (f) 銀行の適切な上級管理職または必要に応じて、取締役会レベルにおける迅速な措置を確保するための例外的取り扱いの追跡及び報告手続、及び

⁶⁵ 「引受け」には、様々な金融商品に伴う信用リスクやカウンターパーティ・リスクを含め、信用リスクをもたらす全ての種類のリスクを引き受けることが含まれる。

- (g) 信用リスクを識別、計測し、（データの質、信頼性と重要性に関するもの及び検証手続に関するものを含む）限度を設けるためのモデルの使用に係る実効的な統制。
4. 監督当局は、信用供与先の負債総額及びヘッジされていない重要な外国為替リスクを含むデフォルトの原因になりかねないリスク要因を監視するための方針と手続を有していることを確認する。
 5. 監督当局は、銀行が利益相反を排除し、独立企業間（arm's length）の原則に則って与信を決定することを求める。
 6. 監督当局は、信用供与に関する方針において、一定額ないし当該銀行の自己資本の一定比率を上回る大口の信用リスクを有するエクスポージャーは、当該銀行の取締役会または上級管理職が決定する旨を定めることを求める。また、特にリスクの高い、あるいは当該銀行の主要な活動から外れる信用リスクを有するエクスポージャーにも同様に適用される。
 7. 監督当局は、信用供与及び投資のポートフォリオに関する情報及び信用リスクの引受け、管理、統制及び報告に関与する職員に自由にアクセスすることができる。
 8. 監督当局は、銀行に対し、リスク管理目的のため、ストレス・テスト・プログラムの対象に自行の信用リスクを有するエクスポージャーを含めることを求める。

原則 18 - 不良資産、引当金及び準備金⁶⁶

銀行が、不良資産を早期に特定及び管理し、適切な貸倒引当金及び貸倒準備金を維持するための適切な方針と手続を備えていることを、監督当局が確認している監督当

⁶⁶ 原則 17 は資産の評価をより詳しく取り上げている。原則 18 は、不良資産の管理を取り上げている。

局は、銀行が、不良資産を早期に識別及び管理し、適切な貸倒引当金・貸倒準備金を維持するための適切な方針と手続を備えていることを確認する⁶⁷。

(参考文書：「貸出金の健全な信用リスク評価」(2006年6月)及び「信用リスク管理の諸原則」(2000年9月))

必須基準

1. 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、不良資産の特定と管理に関する方針と手続を策定することを求める。また、法律、規則または監督当局は、銀行に対し、(個別資産レベル、ないし均質な資産についてはポートフォリオ・レベルにおける)不良資産、資産の分類、引当、及び償却の状況を定期的に見直すことを求める。
2. 監督当局は、資産を格付、分類し、適切かつ堅固な引当水準を確立するための銀行の方針と手続の適切性を確認する。監督当局の所見を裏付けるため、これを外部の専門家が検証することが可能であり、その場合において、監督当局が、銀行の方針と手続の適切性を確認するために外部の専門家による作業を精査している。
3. 監督当局は、銀行の資産分類及び引当のシステムが、オフバランスのエクスポージャーも考慮に入れていることを確認する⁶⁸。
4. 監督当局は、銀行が、市場及びマクロ経済情勢を考慮し、引当金や償却が適時かつ現実的な返済及び回収見通しを反映したものとなるよう確保するための適切な方針と手続を有していることを確認する。

⁶⁷ 本原則でいう準備金とは、(「費用」として利益から引かれる)準備金以外に監督当局によって義務付けられている「費用外の」配当不可能な利益処分である。

⁶⁸ オフバランスのエクスポージャーには二種類あることが認識されている。すなわち、銀行が(約定に明記されており、従って必ずしも引当を行う必要がなく)一方的に取り消すことのできる取引と、一方的には取り消すことのできない取引である。

5. 監督当局は、銀行が、劣化しつつある資産の早期の特定、不良資産の継続的な監視及び延滞債権の回収のための適切な方針と手続及び組織上の資源を有していることを確認する。均質な特徴を有する信用エクスポージャーのポートフォリオについては、エクスポージャーが、支払が（例えば 30 日、60 日、90 日の）一定の期間を超えて延滞している場合に分類される。監督当局は、（例えば貸出の繰延、借換えまたは再分類等の）分類及び引当基準のあらゆる重大な回避を特定する観点から、銀行による資産の取り扱いを検証している。
6. 監督当局は、資産の分類及び引当に関し、適度に詳細な情報を定期的に入手しているかまたはそうした情報への自由なアクセスを有する。監督当局は、銀行に対し、自行の分類及び引当水準を裏付ける適切な文書化を行うよう求める。
7. 監督当局は、資産の分類及び引当が健全性の観点から適切であるかどうかを評価する。監督当局は、健全性の観点から、資産分類が正確でないまたは引当が十分ではないと判断する場合（例えば、監督当局が、既存のまたは予想される資産の質の劣化を懸念する場合または発生が予想される損失が引当に十分に反映されていない場合等）、銀行に対して、個別資産の分類を調整し、引当、準備金または自己資本の水準を引き上げるよう求め、必要であれば、その他の是正措置を命ずる権限を有する。
8. 監督当局は、銀行に対し、保証、クレジット・デリバティブ及び担保などのリスク削減手段の価値を定期的の評価するための適切なメカニズムを有することを求める。市場状況一般を考慮し、担保の評価に正味の実現可能額が反映されている。
9. 法律、規則または監督当局によって、資産に関する以下の要件が定められている。
 - (a) 不良資産として特定されるもの（例えば、元本・利息とも含む返済額全額が貸出約定通りに回収できないと信ずるに足る理由が存在するとき、貸出は不良資産として認識されるもの）、及び
 - (b) 正常資産として再分類されるもの（例えば、延滞が全て解消され貸出が全面的に正常な状態に戻っており、約定に従い一定の返済期間継続して適時に返済が行われ、回収の継続が期待できるもの）。

10. 監督当局は、取締役会が、資産の分類、引当金と準備金の水準及び主要な不良資産を含め、銀行の資産ポートフォリオの状態に関する適切な情報を適時に受け取っていることを確認する。この情報には、最低でも、資産に関する最新の精査手続の結果の要旨、不良資産全般における質の比較動向、既存のまたは予想される資産の質の劣化及び発生が予想される損失の計測結果が含まれる。
11. 監督当局は、少なくとも重要なエクスポージャーの評価、分類及び引当は個別に行われるよう求める。監督当局は、この目的のため、銀行に対し、重要なエクスポージャーを特定するための適切な限度を定め、その限度の水準を定期的に見直すことを求める。
12. 監督当局は、銀行の不良資産に関して、銀行セクター全体にわたるリスクのあらゆる動向と集中及びリスクの蓄積を定期的に評価し、銀行が採用するリスク削減戦略にみられる集中及びリスク削減手段の損失削減効果に対する潜在的な影響を勘案する。監督当局は、この評価に照らし、銀行及び銀行システムレベルでの引当金及び準備金の適切性を考慮する。

原則 19 - リスクの集中及び大口エクスポージャー規制

監督当局は、銀行がリスクの集中を適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための適切な方針と手続を備えていることを確認する。監督当局は、単一のカウンターパーティあるいは関連のあるカウンターパーティ・グループに対する銀行のエクスポージャーを制限するための健全性維持のための上限を設定する⁶⁹。

(参考文書：ジョイント・フォーラムによる報告書「金融コングロマリットにおけるリスク集中の認識と管理に関する業態横断的な調査結果」(2008年4月)、「貸出金の健全な信用リスク評価」(2006年6月)、「信用リスク管理のための諸原則」(2000年9月)及び「大口信用エクスポージャーの測定と管理」(1991年1月))

⁶⁹ 関連のあるカウンターパーティには、財務上のつながり、所有者や経営陣が共通することによるつながり、あるいはそれらの組み合わせによるつながりを有する自然人及び会社グループが含まれる。

必須基準

1. 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、集中リスクの重要な源泉⁷⁰に関する、包括的な銀行全体としての視点を示す方針と手続を有することを求める。また、オフバランス及びオンバランス項目並びに偶発債務から生ずるエクスポージャーが捕捉されている。
2. 監督当局は、銀行の情報システムが、単一のカウンターパーティまたは関連のあるカウンターパーティ・グループに対するリスク集中を引き起こすエクスポージャー及び大口のエクスポージャー⁷¹を適時に特定、合計し、能動的な管理を促進することを確認する。
3. 監督当局は、銀行のリスク管理方針と手続において、銀行のリスク選好度、リスク特性及び資本力が反映されたリスク集中の許容限度が定められ、関係職員がこれを理解し、定期的に伝達されていることを確認する。また、監督当局は、銀行の方針と手続において、あらゆる重要な集中を定期的に見直し、銀行の取締役会に報告するよう義務づけていることも確認する。

⁷⁰ これには、次のエクスポージャーを通じた信用リスクの集中が含まれる：単一のカウンターパーティ及び関連のあるカウンターパーティ・グループ向けの直接・間接のエクスポージャー（例えば、担保または単一のカウンターパーティによって行われる信用保護に対するエクスポージャーを通じたものなど）、同一の産業、経済セクターまたは地域のカウンターパーティ向けエクスポージャー、及び財務実績が同一の業務または商品並びに（保証その他のコミットメントを含む）オフバランスのエクスポージャーに依存するカウンターパーティ向けエクスポージャー。また、特定の資産分類、商品、担保及び通貨に対する銀行のエクスポージャーが過度である場合のマーケット・リスク及び他のリスクの集中も含まれる。

⁷¹ 単一のカウンターパーティ及び関連するカウンターパーティ・グループに対する大口エクスポージャーの観点から、信用エクスポージャーの計測は、カウンターパーティの破綻から発生する潜在的な損失の最大値を反映するべきである（すなわち、現実の債務及び潜在的な債務並びに偶発債務をこれに含めるべきである）。バーゼル規制における自己資本基準において採用されたリスクウェイトは、バスケット方式で信用リスクを計測するために考案されており、これを信用の集中の計測に用いた場合、潜在的な損失が大幅に過小評価されかねないため、ここで目的とする信用エクスポージャーの計測には当該リスクウェイトを用いるべきではない（1991年1月「大口信用エクスポージャーの測定と管理」を参照）。

4. 監督当局は、セクター別、地域別及び通貨別エクスポージャーを含め、銀行のポートフォリオ内の集中を精査出来る情報を定期的に入手する。
5. 単一のカウンターパーティまたは関連のあるカウンターパーティ・グループに対する信用エクスポージャーについて、法律または規則により、リスク・エクスポージャーの実態が反映される形で「関連のあるカウンターパーティ・グループ」が明確に定義されているか、または監督当局に定義する権限が与えられている。監督当局は、当該定義をケース・バイ・ケースで適用するための裁量を行使できる。
6. 法律、規則または監督当局によって、単一のカウンターパーティまたは関連のあるカウンターパーティ・グループに対する大口エクスポージャーを管理し、抑制するための健全かつ適切な⁷²要件が設定されている。「エクスポージャー」には、（カウンターパーティ信用リスクを有するエクスポージャーを発生させるものを含む）オンバランス及びオフバランスの全ての債権及び取引カウンターパーティが含まれる。監督当局は、上級管理職がこれらの限度を監視していること及び単体ベースでも連結ベースでも限度が超過されていないことを確認する。
7. 監督当局は、銀行に対し、リスク管理目的のため、重要なリスクの集中による影響をストレス・テスト・プログラムに含めるよう求める。

補足基準

1. 単一のカウンターパーティまたは関連のあるカウンターパーティ・グループに対する信用エクスポージャーについて、銀行は、以下の項目の遵守が求められる。
 - (a) 銀行の自己資本の 10 パーセントないしそれ以上を大口エクスポージャーと定義する、及び

⁷² この要件は、少なくとも国際的に活動する銀行に対しては、適用可能なバーゼル委が定めた基準を反映すべきである。2012年9月時点においては、大口エクスポージャーに関する新しいバーゼル基準は依然検討中である。

- (b) 銀行の自己資本の 25 パーセントを、民間セクターにおける銀行以外のカウンターパーティあるいは関連のあるカウンターパーティ・グループに対する個別の大口エクスポージャーの上限とする。

これらの上限からのわずかな逸脱は、明らかに一時的なものである場合、あるいは極めて小規模または専門化した銀行に関連する場合は、許容され得る。

原則 20 - 関連先との取引

関連先⁷³との取引における濫用の発生を防ぎ、利益相反のリスクに対処するため、監督当局は、関連先⁷⁴との全ての取引を独立企業間の原則に則って（arm's-length ベースで）行うこと、これらの取引を監視すること、リスクを管理ないしは軽減するための適切な方策を講ずること及び標準的な方針と手続に従って関連先へのエクスポージャーの償却を行うことを銀行に義務づける。

（参考文書：「信用リスク管理の諸原則」（2000年9月））

必須基準

1. 「関連先」の包括的な定義が法律ないし規則に示されているか、またはこれを定義する権限が監督当局に与えられている。当該定義においては、本原則の脚注に述べる主体が考慮される。監督当局は、当該定義をケース・バイ・ケースで適用するための裁量を行使できる。

⁷³ 関連先には、特に銀行の子会社、関連会社、及び銀行の支配力が及ぶ主体または銀行に対して支配力を行使する主体（その子会社、関連会社及び特別目的会社を含む）、銀行の主要株主、取締役、上級管理職及び主要職員と、それらの主体が直接利害を有する先ないし関連のある先、近親者、並びに関連会社において以上に相当する主体が含まれ得る。

⁷⁴ 関連先との取引には、オンバランスとオフバランスの信用エクスポージャー及び債権並びにサービス契約、資産購入及び販売などの取引、建設契約、リース契約、デリバティブ取引、借入及び償却が含まれる。取引という言葉を広義に解し、関連先との取引だけでなく、（銀行が既存のエクスポージャーを有する）関連先ではない取引先が後に関連先となった場合も含めるべきである。

2. 法律、規則または監督当局によって、関連先との取引が、関連のないカウンターパーティに対する同様の取引と比べてより有利な条件（例えば、信用力評価、期間、金利、手数料、債務償還スケジュール、担保要件において）で引き受けられることのないよう求められている⁷⁵。
3. 監督当局は、一定額を超える、またはその他の事由により特別なリスクをもたらす関連先取引及び関連先エクスポージャーの償却について、当該銀行の取締役会の事前承認を得ることを求める。監督当局は、関連先取引の許可及び管理に係る承認手続において、利益相反のある取締役を除外することを求める。
4. 監督当局は、銀行に対し、取引により恩恵を受ける者及び（または）その者と関連のある者が、当該取引の許可及び管理の手続に参加することを防止するための方針と手続を有することを確認する。
5. 法律や規則、または監督当局の権限により、関連先エクスポージャーに係る一般的ないしケース・バイ・ケースの上限が設定され、自己資本の適切性を評価する際に自己資本から当該エクスポージャーを控除することとし、あるいは当該エクスポージャーについて担保による保全が求められている。関連先に対するエクスポージャーの総額に上限が設定されている場合、その上限は、少なくとも、単一のカウンターパーティないし関連のあるカウンターパーティ・グループに適用される上限と同程度に厳格である。
6. 監督当局は、銀行が、関連先に対する個別のエクスポージャー及び関連先との取引並びにエクスポージャーの総額を特定し、独立した与信審査または監査手続を通じて同エクスポージャーを監視し、報告するための方針と手続を有することを確認する。監督当局は、方針、手続及び限度枠に関する例外的な取扱いが、適切なレベルの銀行の上級管理職及び必要に応じて取締役会に適時に報告されていることを確認する。また監督当局は、銀行の上級管理職が関連先取引を継続的に監視していること及び取締役会もこれらの取引を監視していることを確認する。

⁷⁵ 全般的な報酬パッケージの一部として有利な条件が設定されている場合（例えば、職員が有利な利率で信用供与を受けるなど）は例外とするのが適当かもしれない。

7. 監督当局は、関連先に対するエクスポージャーの総額に関する情報を入手し、精査している。

原則 21 - カントリー・リスク及びトランスファー・リスク

監督当局は、銀行が、国際的な貸付及び投資活動に伴うカントリー・リスク⁷⁶及びトランスファー・リスク⁷⁷を適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための適切な方針と手続を備えていることを確認する。

(参考文書：「銀行の海外融資の管理」(1982年3月))

必須基準

1. 監督当局は、銀行の方針と手続において、カントリー・リスク及びトランスファー・リスクの識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減に十分な注意が払われていることを確認する。また、監督当局は、この手続が、銀行のリスク特性、システミックな重要性及びリスク選好度と整合的であり、市場及びマクロ経済情勢を考慮に入れ、カントリー・リスク及びトランスファー・リスクを有するエクスポージャーに関する銀行全体かつ包括的な視点を与えるものであることを確認する。(関連性に応じて、グループ内エクスポージャーを含む)エクスポージャーは、(末端の借入人・末端のカウンターパーティ別に加え)地域別及び国別に特定され、監視され、管理される。銀行は、カントリー・リスク及びトランスファー・リスクの動向を監視及び評価し、適切な対応策を講じるよう求められる。

⁷⁶ カントリー・リスクとは、外国で発生する事象から生ずる損失に対するエクスポージャーのリスクである。これは、個人、法人、銀行または政府に対する(または対象との)あらゆる形態の融資または投資活動をカバーしているため、ソブリン・リスクよりも広い概念である。

⁷⁷ トランスファー・リスクとは、借り手が、現地通貨を外貨に交換できず、そのために外貨での債務返済ができないリスクをいう。このリスクは、通常、借入国の政府が課す為替規制から生ずる。(参考文書：IMF 文書「対外債務統計：統計作成者およびユーザーのためのガイド」(2003年))

2. 監督当局は、銀行のカントリー・リスク及びトランスファー・リスクの管理に関する戦略、方針と手続が取締役会によって承認されているか、かつ、取締役会がそれらの方針と手続が実効的に実施され、銀行全体のリスク管理手続に完全に組み込まれるよう、経営陣を監督しているかを確認する。
3. 監督当局は、銀行が、カントリー・エクスポージャーを適時かつ正確に合算、監視及び報告を行うため、カントリー・エクスポージャーの設定限度を遵守するための情報システム、リスク管理システム及び内部統制システムを有することを確認する。
4. 監督当局は、カントリー・リスク及びトランスファー・リスクに対して適切な引当金が設定されているかどうかを監視する。採用されている引当実務は国際的に区々であっても、リスクに見合う結果をもたらす限り容認される。それらには以下のようなものが含まれる。
 - (a) 監督当局（あるいは他の当局）が、一般情勢を考慮に入れ、国別エクスポージャーに固定的な比率を定期的に設定することにより適切な最低引当額を決定する。監督当局は、必要に応じ、最低引当水準を見直す。
 - (b) 監督当局（あるいは他の当局）が、一般情勢を考慮に入れ、国別に一定の比率幅を定期的に設定し、銀行はその幅の範囲内で個別のエクスポージャーにどの程度の引当を行うかを決定する。監督当局は、必要に応じ、引当目的の一定の比率幅を見直している。
 - (c) 銀行自体（あるいは全国銀行協会などのその他の機関）が、適切な引当について、比率またはガイドラインを策定する、あるいは個別の貸出に対する引当水準そのものを決定している。当該引当の適切性は、外部監査人及び（または）監督当局の評価を受けている。
5. 監督当局は、銀行に対し、リスク管理目的で、ストレス・テスト・プログラムに、カントリー・リスク及びトランスファー・リスクの分析を反映する適切なシナリオを含めるよう求める。
6. 監督当局は、銀行のカントリー・リスク及びトランスファー・リスクについて十分な情報を適時かつ定期的に入手し、見直している。また、監督当局は、

(例えば危機的状況において) 必要に応じ、追加的な情報を入手する権限も有する。

原則 22 - マーケット・リスク

監督当局は、銀行が、自行のリスク選好度、リスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢並びに市場の流動性の著しい悪化のリスクを考慮に入れた適切なマーケット・リスク管理手続を備えていることを確認する。これには、マーケット・リスクを適時に識別、計測、評価、監視、報告並びに管理または軽減するための健全な方針と手続が含まれる。

(参考文書：「バーゼル II におけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂」(2011年2月)、「バーゼル II におけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂に係る解釈上の論点」(2011年2月)、「トレーディング勘定における追加的リスクにかかる自己資本の算出のためのガイドライン」(2009年7月)、「銀行の金融商品公正価値実務の評価のための監督上のガイダンス」(2009年4月)及び「マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定」(2005年11月))

必須基準

1. 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、マーケット・リスクを有するエクスポージャーに関する包括的な銀行全体としての視点を提供する適切なマーケット・リスク管理手続を有することを求める。監督当局は、これらの手続が、銀行のリスク選好度、リスク特性、システミックな重要性及び資本力と整合的なものであって、市場及びマクロ経済情勢並びに市場流動性が大幅に悪化するリスクを考慮し、マーケット・リスクの識別、計測、監視及び管理に関する役割及び責任を明確に定めたものであることを確認する。
2. 監督当局は、マーケット・リスクの管理に関する銀行の戦略、方針と手続が取締役会によって承認されているか、かつ、取締役会がこれらの方針と手続を効果的に実施し、銀行の総合的なリスク管理手続に全面的に組み込まれるよう取締役会が経営陣を監督していることを確認する。

3. 監督当局は、銀行の方針と手続により、以下を含む、マーケット・リスクが適切かつ十分に管理された環境が整備されていることを確認する。
 - (a) マーケット・リスクを有するエクスポージャーを正確かつ適時に識別、合算、監視、報告し、取締役会及び上級管理職に報告するための実効的な情報システム、
 - (b) 銀行のリスク選好度、リスク特性及び資本力並びにマーケット・リスクを管理する経営陣の能力と整合的であって、関係職員が理解しており、職員に定期的に伝達されている適切なマーケット・リスクの限度、
 - (c) 適切なレベルの上級管理職または必要に応じて取締役会が迅速な措置を講ずるための例外的取り扱いの追跡及び報告手続、
 - (d) マーケット・リスクを識別、計測し、上限を設けるためのモデルの使用に係る実効的な管理、及び
 - (e) トレーディング勘定に対するエクスポージャーを配分するための健全な方針と手続。
4. 監督当局は、銀行の時価ポジションが頻繁に再評価されることを確実にするシステム及び管理が存在することを確認する。また、監督当局は、すべての取引が適時に把握され、評価手続が整合的かつ健全な実務及び関連するリスク負担事業部門から独立した機能（または市場価格が存在しない場合は内部モデルないし業界で受け容れられているモデル）によって検証される信頼性のある市場データを利用していることも確認する。銀行が評価をモデルに依存する場合、銀行は関連するリスク負担事業部門から独立した機能によって当該モデルが検証されることを求められる。監督当局は、銀行に対し、集中度が高いポジション、流動性が低いポジション、及び相当過去に構築されたポジションを含む、他の方法では保守的に評価できないポジションの評価額調整を勘案するための方針と手続を策定し、維持するよう求める。
5. 監督当局は、銀行が、非期待損失に備えるための適切な水準の自己資本を保有し、資産及び負債の公正価値を決定する上で、不確実性に対する適切な評価額調整を行うことを確認する。

6. 監督当局は、銀行に対し、リスク管理目的のため、マーケット・リスクを有するエクスポージャーをストレス・テスト・プログラムの対象に含めるよう求める。

原則 23 - 銀行勘定の金利リスク

監督当局は、銀行が、銀行勘定の金利⁷⁸リスクを適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための適切なシステムを備えていることを確認する。これらのシステムは、自行のリスク選好度、リスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢を考慮に入れたものとする。

(参考文書：「金利リスクの管理と監督のための諸原則」(2004年7月))

必須基準

1. 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、金利リスクに関する包括的な銀行全体としての視点を提供する適切な金利リスク戦略及び金利リスク管理の枠組みを有することを求めている。これには、マーケット・リスクの重要な源泉を適時に識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための方針と手続が含まれる。監督当局は、銀行の戦略、方針と手続が、銀行のリスク選好度やリスク特性及びシステミックな重要性と整合的であって、市場及びマクロ経済情勢を考慮に入れ、定期的に見直され、変化する銀行のリスク特性及び市場動向に合わせ必要に応じて適切に調整されていることを確認する。
2. 監督当局は、取締役会が、金利リスクの管理に関する銀行の戦略、方針と手続を承認し、定期的に見直していることを確認する。また、監督当局は、上級管理職が、戦略、方針と手続を実効的に策定、実施していることを確認する。
3. 監督当局は、銀行の方針と手続により、以下を含む、適切かつ十分に統制管理された金利リスク環境が整備されていることを確認する。

⁷⁸ 本原則において「金利リスク」とは、銀行勘定の金利リスクを指す。トレーディング勘定の金利リスクは、原則 22 で扱われている。

- (a) 包括的かつ適切な金利リスク計測システム、
 - (b) 金利リスク管理を担当する機能により利用されるモデルの（モデルの主要な前提の見直しを含む）定期的な見直し及び独立した（内部または外部の）検証、
 - (c) 銀行の取締役会及び上級管理職によって承認され、銀行のリスク選好度、リスク特性及び資本力を反映した、かつ、関係職員に理解され、定期的に伝達されている適切なリスクの限度、
 - (d) 銀行の適切なレベルの上級管理職または必要に応じて取締役会が迅速な措置を講ずることを確保するための実効的な例外的取り扱いの追跡及び報告手続、及び
 - (e) 金利リスクを有するエクスポージャーを正確かつ適時に識別、合算、監視し、取締役会及び上級管理職に報告するための実効的な情報システム。
4. 監督当局は、銀行に対し、金利が不利な方向に動いた場合に損失を被る可能性を計測するため、適切なシナリオを自行のストレス・テスト・プログラムの対象に含めることを求める。

補足基準

1. 監督当局は、銀行勘定への標準的な金利ショックの適用を含め、経済価値が脅威に晒される可能性の程度を示すものとして表される、銀行内部の金利リスク計測システムから得られた計測結果を銀行から入手する。
2. 監督当局は、銀行内部の自己資本計測システムが銀行勘定の金利リスクを適切に捕捉しているかを評価する。

原則 24：流動性リスク

監督当局は、流動性に関する当該銀行のニーズを反映した、銀行の流動性に関する健全かつ適切な（定量的な要件と定性的な要件のいずれかまたは両方を含め得る）要

件を定める。監督当局は、銀行が、流動性リスクの健全な管理及び流動性に関する要件の遵守を可能にするような戦略を備えていることを確認する。この戦略は、銀行のリスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢を考慮に入れ、銀行のリスク選好度に応じ、一連の適切な対象期間における流動性リスクを識別、計測、評価、監視、報告及び管理または軽減するための健全な方針と手続を含む。少なくとも国際的に活動する銀行に関しては、流動性要件はバーゼル委が定めた基準を下回ってはならない。

(参考文書：「バーゼルⅢ：流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」(2010年12月)及び「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」(2008年9月))

必須基準

1. 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、監督措置の適用対象となる基準を示す閾値を含む規定の流動性要件を終始一貫して遵守するよう求めている。少なくとも国際的に活動する銀行に関しては、所定の要件は、バーゼル委によりあらかじめ定められている基準と同等以上であり、かつ監督当局は、これと同等以上の流動性モニタリング手段を幅広く利用する。
2. 規定の流動性要件は、銀行が活動する市場及びマクロ経済情勢に照らして、銀行の(オンバランス及びオフバランスのリスクを含む)流動性リスクの特性を反映している。
3. 監督当局は、銀行が、一連のストレス事象にも耐え得るだけの流動性を維持することを求め、銀行の取締役会の承認を得た流動性リスク管理のための適切な方針と手続を含む堅固な流動性管理の枠組みを有していることを確認する。また、監督当局は、これらの方針と手続が、流動性リスクに関する銀行全体としての包括的な視点を与え、銀行のリスク特性及びシステミックな重要性と整合的であることも確認する。
4. 監督当局は、銀行の流動性戦略、方針と手続により、以下を含む、適切かつ適正に管理された流動性リスク環境が確立されていることを確認する。

- (a) 銀行の事業及び金融システムにおける役割にとって適切な、銀行の取締役会の承認を得た全体的な流動性リスク選好度の明確化、
- (b) 日々の、及び必要な場合には日中の健全な流動性リスク管理実務、
- (c) (担保ポジションの積極的な管理を含む) 流動性リスクを有するエクスポージャー及び資金調達ニーズの積極的な識別、合算、監視及び管理を可能にする銀行全体としての実効的な情報システム、
- (d) 経営陣が、流動性リスクを管理するための方針と手続を、銀行の流動性リスク選好度と整合的になるような形で、実効的に実施することを確保するための銀行の取締役会による適切な監督、及び
- (e) 銀行の取締役会による、変化する銀行のリスク特性並びに銀行が操業する市場及びマクロ経済情勢の外的変化を考慮した、流動性リスク管理のための戦略、方針と手続の、(最低年 1 回の) 定期的な見直し及び適切な調整。

5. 監督当局は、銀行に対し、資金調達戦略及び所要資金調達額を継続的に計測、監視し、かつ、資金調達リスクを効果的に管理するための方針と手続を策定し、定期的に見直すよう求める。当該方針と手続には、他のリスク(例えば、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク及び評判リスク)が当該銀行の全般的な流動性戦略にどのような影響を及ぼし得るかを考慮することが含まれ、かつ以下のものが含まれる。

- (a) 複数のシナリオの下での所要資金調達額の分析、
- (b) ストレス期において緩衝となり、障害なく資金調達に利用できるような高品質で、担保用途が決められていない(unencumbered)流動資産の維持、
- (c) (カウンターパーティ、金融商品、通貨及び市場を含む)資金調達源と調達期間の分散化及び集中限度の定期的な見直し、
- (d) 負債保有者との関係を構築・維持するための定期的な努力、及び
- (e) 資産売却能力の定期的な評価。

6. 監督当局は、銀行が流動性問題に対処するための堅固な流動性緊急時調達計画を有することを確認する。監督当局は、銀行の緊急時調達計画が正式に策定され、適切に文書化され、同計画が、一連のストレス環境下において最後の貸し手による支援に依存することなく流動性不足に対処するための銀行の戦略を定めていることを確認する。また、監督当局は、銀行の緊急時調達計画において、責任系統が明確に定められ、（監督当局とのコミュニケーションを含む）明確なコミュニケーション計画が含まれ、その業務上の堅固性を確保するために定期的に検証され、更新されていることも確認する。監督当局は、銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に照らし、銀行の緊急時調達計画に実現可能性があり、これにより何らかの不備に対処するよう銀行が義務づけられているかを、評価する。
7. 監督当局は、銀行に対し、保守的かつ定期的に見直されている前提を用いて、銀行固有及び市場全体的な短期及び長期の多様な流動性ストレス・シナリオ（個別のシナリオあるいは複数のシナリオを組み合わせ）をリスク管理目的のストレス・テスト・プログラムに含めるよう求める。監督当局は、銀行が自行の流動性リスク管理戦略、方針及びポジションを調整し、効果的な緊急時調達計画を策定するためにストレス・テストの結果を活用していることを確認する。
8. 監督当局は、大規模な外貨流動性の変換を行っている銀行を特定する。銀行の外国為替業務が大規模である場合、あるいは、銀行の特定通貨に対するエクスポージャーが大きい場合、監督当局は、当該銀行に対し、主要通貨毎に自行の戦略を個別に分析し、流動性に関する自行のニーズを監視するよう求める。これには、当該通貨のミスマッチの適切性を確認するためにストレス・テストを利用し、必要に応じ、外貨全体ないし個別主要通貨のキャッシュ・フロー・ミスマッチの規模に対する上限を設定し、定期的に見直すことが含まれる。また、このような場合において、監督当局は、各主要通貨に対する銀行の流動性ニーズを監視し、法域間及び企業間で、流動性のある通貨から別の通貨に移管する銀行の能力も評価する。

補足基準

1. 監督当局は、銀行の資金調達コストへの影響及びその長期的な流動性ポジションの安定性への影響という観点から、過剰な水準の担保によるリスクを軽減するため、銀行の貸借対照表上の資産の担保水準が許容限度内に管理されていることを確認する。監督当局は、銀行に対し、識別されたリスクを軽減するための適切な情報開示に取り組み、適切な限度を設けるよう求める。

原則 25：オペレーショナル・リスク

監督当局は、銀行が、自行のリスク選好度、リスク特性並びに市場及びマクロ経済情勢を考慮に入れたオペレーショナル・リスク管理の枠組みを有していることを確認する。これには、オペレーショナル・リスク⁷⁹を適時に識別、査定、評価、監視、報告及び管理または軽減するための健全な方針と手続が含まれる。

(参考文書「健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則」(2011年6月)、「保険によるオペレーショナル・リスク削減効果の計量モデルでの認識について」(2010年10月)、「業務継続のための基本原則」(2006年8月)及びジョイント・フォーラム「金融サービスにおけるアウトソーシング」(2005年2月))

必須基準

1. 法律、規則または監督当局は、個々の銀行に対し、オペレーショナル・リスクを識別、査定、評価、監視、報告及び管理または軽減するためのオペレーショナル・リスク管理戦略、方針と手続を有するよう求めている。監督当局は、銀行の戦略、方針と手続が、銀行のリスク特性、システミックな重要性、リスク選好度及び資本力と整合的であり、市場及びマクロ経済情勢を考慮に入れ、銀行の事業に広く存在する重要なオペレーショナル・リスクの(オペレーシ

⁷⁹ バーゼル委は、オペレーショナル・リスクを「内部手続、人、システムが不適切であること、または機能しないこと、または外生的事象に起因する損失に係るリスク」と定義している。この定義には法的リスクが含まれるものの、戦略リスクや評判リスクは含まれない。

ル・リスクが増大し得る時期を含め) あらゆる重要な側面に銀行全体として対処し得るものであることを確認する。

2. 監督当局は、(オペレーショナル・リスクに対する銀行のリスク選好度を含め) オペレーショナル・リスクの管理に関する銀行の戦略、方針と手続を承認し、定期的に見直すよう銀行の取締役会に求める。また、監督当局は、取締役会の監視の下に、経営陣がこれらの方針と手続の有効な実施を確保することを求める。
3. 監督当局は、経営陣が、オペレーショナル・リスクの管理について承認された戦略、重要な方針と手続を効果的に実施しており、これが銀行全体のリスク管理手続に全面的に組み込まれていることを確認する。
4. 監督当局は、銀行に悪影響を及ぼし得る事業の深刻な破綻シナリオにおける銀行の災害復旧及び事業継続計画の実現可能性を評価するために、当該計画の質及び包括性を精査する。その際、監督当局は、当該銀行が、業務に著しい混乱を来した場合でも、継続企業として営業し、支払決済システムの混乱から生じる損失を含め、損失を最小限にとどめる能力を有することを確認する。
5. 監督当局は、銀行が、テクノロジー・リスクを識別、評価、監視及び管理するための情報テクノロジーに関する適切な方針と手続を設けていることを確認する。また、監督当局は、銀行が、(平時及びストレス時においても) 自行の現在及び予想される事業要件を満たし、データ及びシステムの整合性、安全性及び利用可能性を確保し、総合的かつ包括的なリスク管理を支えるような適切かつ健全な情報テクノロジー・インフラを有することも確認する。
6. 監督当局は、銀行が以下の内容を目的とする適切かつ実効的な情報システムを有することを確認する。
 - (a) オペレーショナル・リスクを監視すること、
 - (b) オペレーショナル・リスクのデータを収集し、分析すること、及び
 - (c) 銀行の取締役会、上級管理職及び事業システムのレベルにおいて、オペレーショナル・リスクの先見的な管理を手助けするような適切な報告メカニズムを促進すること。

7. 監督当局は、その管轄下にある銀行のオペレーショナル・リスクに影響を及ぼす動向について、常に情報を得られるような適切な報告メカニズムを有するよう銀行に求める。
8. 監督当局は、銀行が、アウトソースした業務を評価、管理及び監視するための適切な方針と手続を設けていることを確認する。アウトソーシングに係るリスク管理プログラムは以下の内容をカバーしている。
 - (a) サービス提供者の選択に際しての適切なデューデリジェンスの実施、
 - (b) アウトソーシング取決めの作成、
 - (c) アウトソーシング取決めに伴うリスクの管理と監視、
 - (d) 実効的な統制環境の確保、及び
 - (e) 実行可能な緊急時対応計画の策定。

アウトソーシングに関する方針と手続は、銀行に対し、サービス提供者と銀行との間の明確な責任分担を含む、包括的な契約及び（または）サービス水準に関する取決めの締結を求めている。

補足基準

1. 監督当局は、オペレーショナル・リスクに対するエクスポージャーまたは潜在的な脆弱性の共通点（例えば、多数の銀行による共通のサービス提供者への主要業務のアウトソーシングまたはアウトソーシング先である支払及び決済業務提供者の混乱等）を定期的に特定している。

原則 26： 内部統制及び監査

監督当局は、銀行が、自行のリスク特性を考慮に入れ、業務を行うための適切に管理された業務環境を確立し、維持するための適切な内部統制の枠組みを有することを確認する。これには、権限及び責任を委譲するための明確な取決め、銀行による約定

の締結、資金の支払い及び資産・負債の会計処理に係る機能の分離、これらの手続の照合、銀行の資産の保全並びにこれらの内部統制や適用される法律・規則の遵守状況を検査するための適切かつ独立した⁸⁰内部監査及びコンプライアンス機能が含まれる。

(参考文書：「銀行の内部監査機能」(2012年6月)、「バーゼルⅡの枠組みの強化」(2009年7月)及び「コンプライアンスおよび銀行のコンプライアンス機能」(2005年4月)及び「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」(1998年9月))

必須基準

1. 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、自行のリスク特性を考慮に入れ業務を行うために、適切に管理された業務環境の整備に適した内部統制の枠組みを有することを求めている。こうした統制は、銀行の取締役会及び(または)上級管理職の責任に属し、(詐欺、横領、許可のない取引及びコンピューター・システムへの侵入等の不正使用を防止し、早期に発見し、報告するための措置を含む)組織構造、会計に関する方針と手続、チェック・アンド・バランス並びに資産及び投資の保全といった事項を取り扱っている。より具体的には、以下の内容が統制の対象となる。
 - (a) 組織構造：権限の明確な委譲(例えば、明確に定められた融資承認限度額)、意思決定に関する方針と手続、重要な機能の分離(例えば、業務の組成、支払、照合、リスク管理、会計、監査及びコンプライアンス)を含む、職務及び責任の明確化、
 - (b) 会計に関する方針と手続：勘定の照合、コントロール・リスト、経営情報、

⁸⁰ 監督当局は、独立性を評価する際、コンプライアンス、統制及び内部監査機能に所属する職員の業績を評価する際の利益相反を防ぐための統制システムについて、適切に留意している。例えば、このような職員への報酬は、当該職員が監視する(oversee)事業系統とは独立して決定されるべきである。

(c) チェック・アンド・バランス（または「四つの目の原則（four eyes principle）」）：職権の分離、相互チェック、資産の二重統制、二鑑制（double signature）、及び

(d) 資産及び投資の保全：物理的な統制及びコンピューターへのアクセスを含む。

2. 監督当局は、バックオフィス、統制機能及び業務管理の技能及び資源が、業務組成部署に対して適度にバランスしていることを確認する。また、監督当局は、バックオフィス及び統制機能の職員が、組織内において業務組成部門に対する効果的なチェック・アンド・バランスを働かせるために十分な専門知識及び権限（及び統制機能の場合において、必要な場合には、銀行の取締役会への十分なアクセス）を有していることも確認する。
3. 監督当局は、銀行が、上級管理職による銀行のコンプライアンス・リスク管理を効果的に手助けするよう、職員が適切に配置され、恒久的かつ独立したコンプライアンス機能⁸¹を有していることを確認する。監督当局は、コンプライアンス機能内部の職員が適切に訓練され、必要な経験を備え、行内において、自らの役割を効果的に果たすための権限を有していることを確認する。監督当局は、銀行の取締役会がコンプライアンス機能の運営を監視していることを確認する。
4. 監督当局は、銀行が以下の内容を目的とする独立した、恒久的かつ実効的な内部監査機能⁸²を有していることを確認する。

⁸¹ 「コンプライアンス機能」という用語は、必ずしも組織上の単位を意味しない。コンプライアンス担当職員による（事業系統から独立している必要がある）コンプライアンス部門の長への報告ラインをも有することを条件に、当該職員が事業単位ないし現地子会社に在籍し、当該事業系統の管理職ないし当該現地子会社の管理職の管理下にあってもよい。

⁸² 「内部監査機能」という用語は、必ずしも組織上の単位を意味しない。一部の国では、代替策として、主要な内部統制について外部専門家等による独立審査を利用するシステムを導入することを小規模銀行に対し認めている。

- (a) (リスク管理、コンプライアンス及びコーポレート・ガバナンスの手続を含む) 既存の方針、手続及び内部統制が、銀行の事業にとって実効的、適切かつ引き続き十分であることを評価すること、及び
 - (b) 方針と手続が遵守されるよう確保すること。
5. 監督当局は、内部監査部門が以下の要件を満たしていることを確認する。
- (a) 十分な資源を有していること、及び、内部監査に従事する職員が適切な訓練を受け、監査対象業務を理解・評価する上で必要な経験を備えていること、
 - (b) 適度な独立性を備えており、銀行の取締役会または監査委員会への報告ラインが設けられていること、及び、監査部門の指摘に上級管理職が対応し、行動することを確保するため、銀行内で相応の地位が与えられていること、
 - (c) 銀行のリスク管理戦略、方針または手続に対する一切の重要な変更について適時に伝えられていること、
 - (d) 任務の遂行上必要であれば何時でも、銀行ないしその関連会社の全ての職員、記録、ファイルまたはデータに自由にアクセスすることや、連絡をとることが可能であること、
 - (e) 銀行が負っている重大なリスクを識別し得る手法を用いていること、
 - (f) 独自のリスク評価に基づいて監査計画を立て、同計画に従って資源を配分していること、及び
 - (g) アウトソースされている全ての機能を評価する権限を備えていること。

原則 27： 会計報告及び外部監査

監督当局は、銀行及び銀行グループが、適切かつ信頼性のある記録を作成・保管し、国際的に広く受け入れられた会計方針及び実務に従って財務諸表を作成し、財務状況及び収益性を公正に反映し、独立した外部監査人の意見を添付した情報を毎年公表し

ていることを確認する。また、監督当局は、銀行及び銀行グループの親会社が、外部監査機能に対する適切なガバナンス及び監視機能を備えているかについても確認する。

(参考文書：「銀行の金融商品公正価値実務の評価のための監督上のガイダンス」(2009年4月)、「外部監査の品質と銀行監督」(2008年12月)及び「銀行監督当局と銀行の外部監査人との関係」(2002年1月))

必須基準

1. 監督当局⁸³は、銀行の取締役会及び経営陣に対し、国際的に広く受け入れられた会計方針及び実務に従って財務諸表を作成し、適切かつ信頼性のあるデータが得られるような記録システムで財務諸表作成を支えるよう確保する責任を負わせている。
2. 監督当局は、銀行の取締役会及び経営陣に対し、国際的に受け入れられた監査実務及び基準に従って行われた監査から得られた、独立した外部監査人の意見が、毎年、一般に対して発行される財務諸表に添付されるよう確保する責任を負わせている。
3. 監督当局は、銀行が、国際的に広く受け入れられた会計基準と整合性のある評価実務を採用していることを確認する。また、監督当局は、公正価値を見積もるための枠組み、構造と手続が、独立した検証、評価の対象とされていること、及び銀行が財務報告目的で利用している評価法と、規制目的で利用している評価法とのあらゆる重要な違いについて文書化していることも確認する。
4. 法律や規則、または監督当局の権限に基づき、銀行の外部監査の範囲及び外部監査を行う際に従うべき基準が設けられている。それらにより、外部監査を計画し、実施する際にリスク及び重要性に基づく手法が求められている。

⁸³ 本必須基準における監督当局は、必ずしも銀行当局に限定されない。また、証券及び市場監督当局も、会計方針及び実務に従って財務諸表が作成されるよう確保する責任を負う場合があり得る。

5. 監督ガイドラインまたは各国の監査基準に従って、監査の範囲に、貸出ポートフォリオ、貸倒準備金、不良資産、資産の評価、トレーディング及びその他の証券業務、デリバティブ、資産の証券化、オフバランス・ビークルの連結及びそれ以外の関与並びに財務報告に係る内部統制の適切性等の分野が含まれる。
6. 監督当局は、外部監査人の専門能力や独立性が不十分であると考えられる場合、または確立された職業基準の適用対象となっていない、もしくは同基準に従っていない場合、当該外部監査人の任命を却下するかまたは罷免する権限を有する。
7. 監督当局は、銀行に対し、外部監査人（監査法人ないしは監査法人内の職員）を時折交替させていることを確認する。
8. 監督当局は、外部監査法人と定期的に会合を行い、銀行の業務運営に関する共通の関心事について議論する。
9. 監督当局は、直接あるいは銀行を通じたものであるかを問わず、例えば免許基準からの逸脱、銀行法その他の法律に対する違反、銀行の財務報告手続における重大な不備及び統制上の弱点または監督当局の任務にとって重大な意味を持つと監査人自身が考えるその他の事項など、重要事項について監督当局に報告するよう外部監査人に求める。法律または規則により、そうした報告を行う善意の監査人が守秘義務違反の責任に問われない旨が規定されている。

補足基準

1. 監督当局は、必要に応じて、外部監査人の監査調書にアクセスする権限を有する。

原則 28：情報開示及び透明性

監督当局は、銀行及び銀行グループが、容易にアクセス可能であり、かつその財務状況、収益性、リスク・エクスポージャー、リスク管理戦略及びコーポレート・ガバ

ナンスに関する方針と手続が公正に反映された連結ベース及び必要な場合には単体ベースの情報を定期的に公表していることを確認する。

(参考文書：「第三の柱における報酬についての開示要件」(2011年7月)、「バーゼルⅡの枠組みの強化」(2009年7月)、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組み」(包括版)(2006年6月)及び「銀行の透明性向上について」(1998年9月))

必須基準

1. 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、その真の財務状況及び業績が適切に反映され、比較可能性、関連性、信頼性及び適時性を高めるための基準を遵守した連結ベースでの、または必要な場合には単体ベースでの情報を定期的に公表⁸⁴するよう求めている。
2. 監督当局は、開示情報に、銀行の財務実績、財務ポジション、リスク管理に関する戦略及び実務、リスク・エクスポージャー、関連先に対するエクスポージャーの合計、関連先との取引、会計方針、基本的な業務、経営管理、ガバナンス及び報酬に関する定性的及び定量的な情報が含まれていることを確認する。提供される情報の範囲・内容及び細分化・詳細化のレベルは、当該銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に応じたものである。
3. 法律、規則または監督当局は、銀行に対し、グループ構造に含まれる主要な主体を全て開示することを求めている。
4. 監督当局または別の政府機関が、情報開示基準の遵守状況を実効的に精査し、執行している。
5. 監督当局またはその他の関連組織は、銀行システムに対する公衆の理解を助け、市場規律の機能を促進するため、銀行システムに関する総合的な情報を定期的

⁸⁴ 本必須基準の目的上、情報開示要件は、監督当局が発出する指令ではなく（または同指令に加えて）、適用される会計ルール、証券取引所の上場ルール、ないし同様のその他のルールにおいて定められている場合もあり得る。

に公表している。それらの公表情報には、銀行業務の主要な側面（財務諸表の構造、自己資本比率、収益力及びリスク特性）が反映されたバランスシート指標や統計パラメータに関する総計値が含まれる。

補足基準

1. 銀行に課せられている情報開示要件が、例えば財務報告期間中の平均的なエクスポージャーまたは取引高など、報告期間中における銀行のリスク・エクスポージャーの理解を助けるような情報の開示を促進している。

原則 29：金融サービスの濫用

監督当局は、銀行が、金融セクターにおける高水準の倫理的・職業的基準を促進し、自行が意図的に、または意図せずして犯罪活動に利用されることを防ぐための厳格な顧客確認ルール（CDD）を含む適切な方針と手続を備えていることを確認する⁸⁵。

（参考文書：「改訂金融活動作業部会（FATF）勧告」（2012年2月）、「顧客確認に係る連結ベースのリスク管理」（2004年10月）、「シェルバンクとブックイング・オフィス」（2003年1月）及び「銀行の顧客確認」（2001年10月））

必須基準

1. 法律または規則により、犯罪活動に関する銀行の内部統制の監督及び関連法令の執行に関する監督当局の義務、責任及び権限が定められている。

⁸⁵ バーゼル委は、一部の法域においては、不正行為、マネーロンダリング、テロ資金供給など、銀行関連の犯罪活動に関する法令遵守を評価することについて、金融情報部門（FIU）など、銀行監督当局以外の当局が第一義的な責任を負うことを認識している。従って、本原則（特に必須基準 7、8 及び 10）における「監督当局」が、銀行監督当局以外の当局を意味する場合もある。これらの法域の銀行監督当局は、本原則に述べられている基準を遵守するため、関連する当局と協力している。

2. 監督当局は、銀行が、高水準の倫理的、職業的基準を促進し、また、意図的に、もしくは意図せずして自行が犯罪活動に利用されることを防ぐための適切な方針と手続を有していることを確認している。これには、犯罪活動の防止及び発見、並びにそうした疑わしい活動を適切な当局に報告することが含まれる。
3. 金融情報部門ないしその他の指定された当局への報告に加え、銀行は、自行の安全性、健全性または評判にとって重大と思われる疑わしい活動及び不正行為について、銀行監督当局に報告する⁸⁶。
4. 監督当局は、追加的に疑わしい取引に気付いた場合、金融情報部門及び該当する場合は、他の指定された当局に通知する。さらに、監督当局は、直接的または間接的に、疑わしいまたは実際の犯罪行為に関連する情報を関連する当局と共有する。
5. 監督当局は、銀行が、顧客確認（CDD）のための方針と手続を設けた上で、適切に文書化し、関連する全ての職員に伝達していることを確認する。また、監督当局は、このような方針と手続が、銀行の総合的なリスク管理に組み込まれており、顧客、国及び地域、並びに商品、サービス、取引及び供給経路に関する、マネーロンダリング及びテロ資金供給のリスクを識別、評価、監視、管理及び軽減するための適切な措置が継続的に存在することも確認する。銀行グループ全体の CDD 管理プログラムは、以下の基本要素を備えている。
 - (a) 識別されたリスクに基づいて当該銀行が受入れを拒否する業務関係が明確にされている、顧客の受入れに関する方針、
 - (b) 継続的な顧客の特定、確認及びデューデリジェンスに関するプログラム。本プログラムには、受益権者（beneficial owner）を確認すること、取引関係の目的及び性質について理解すること及び記録が更新され、有用であることを確保するためのリスク・ベースの見直しが含まれる、

⁸⁶ 銀行は、国際的な基準に従って、マネーロンダリングやテロ資金供給との関わりを示唆する疑わしい活動について、関連する国家機関に通知することとされている。当該国家機関は、独立した政府当局として、または金融情報部門として機能を果たしている既存の当局内のいずれかに設置されている。

- (c) 通常とは異なるまたは潜在的に疑わしい取引を監視及び把握するための方針と手続、
 - (d) ハイリスクな口座に対する強化されたデューデリジェンス（例えば、これらの口座に関わる業務関係の締結や、既存の業務関係がハイリスク化した場合の関係維持に関する意思決定を銀行の上級管理職レベルが行うこと）、
 - (e) 重要な公的地位を有する者（**politically exposed persons**）に関する強化されたデューデリジェンス（特に、これらの者と業務関係を結ぶ場合の意思決定を銀行の上級管理職レベルが行うこと）、及び
 - (f) 顧客確認や個々の取引に関して保存すべき記録及び保存期間に関する明確なルール（そうした記録は、少なくとも5年間は保存される）。
6. 監督当局は、銀行がコルレス・バンキングについて、通常のデューデリジェンスに加え、特別な方針と手続を有していることを確認する。そうした方針と手続には以下のものが含まれる。
- (a) コルレス先の銀行について十分な情報を収集し、同銀行の業務や顧客基盤、及び同銀行がどのように監督されているかを十分に理解すること、及び
 - (b) 犯罪活動に対する適切な統制を有しない、または関係当局により実効的に監督されていない主体またはシェルバンクと思われる銀行とは、コルレス関係の締結ないし継続を行わないこと。
7. 監督当局は、銀行が、マネーロンダリング及びテロ資金供給を含め、潜在的な金融サービスの濫用を防止、特定及び報告するための十分な統制及びシステムを有していることを確認する。
8. 監督当局は、犯罪活動に関し、該当する法律及び規則に係る義務を果たさない銀行に対する措置を講ずるための適切な権限を有している。
9. 監督当局は、銀行が以下の要件を満たしていることを確認する。

- (a) 内部監査及び（または）外部専門家⁸⁷に対し、関連するリスク管理方針、
手続及び統制を独立した立場から評価することを求めていること。監督当
局は、その報告書にアクセスできること、
 - (b) 経営陣レベルのコンプライアンス・オフィサーを指名し、（疑わしい取引
を含む）当該銀行の金融サービスが濫用されている可能性について、報告
を受ける専任の職員を指名するための方針と手続が確立されていること、
 - (c) 職員を雇用する際、または代理関係やアウトソーシング関係に入る際、高
い倫理基準及び職業基準を確保するための適切なスクリーニングに関する
方針と手続が存すること、及び
 - (d) CDD 並びに犯罪活動及び疑わしい活動を監視し、発見する方法を含め、
職員を対象とする継続的な研修プログラムが実施されていること。
10. 監督当局は、銀行職員が、自行の金融サービスの濫用に係る問題を現場の経営
陣ないし専任の関連職員、あるいはその双方に報告するための明確な方針と手
続を備え、これに従っていることを確認する。また、監督当局は、銀行が、そ
うした活動について適時かつ適切な情報を銀行の取締役会、経営陣及び専任の
職員に提供するための適切な経営情報システムを備え、活用していることを確
認する。
11. 法律により、善意の銀行職員が疑わしい活動を銀行内部で、または関連当局に
直接報告した場合に責任を問われないことが規定されている。
12. 監督当局は、関連する国内外の金融セクターの監督当局との間で、直接的また
は間接的に協力し、監督目的の下、疑わしい活動や実際の犯罪活動に関する情
報を共有している。
13. 他の当局で行われていない限り、監督当局は、犯罪活動に対処するための専門
能力を備えた人材を組織内部に持つ。この場合、監督当局は、銀行に対し、マ
ネーロンダリング及びテロ資金供給のリスクに関する情報を定期的に提供する。

⁸⁷ 適切な守秘義務の下で適切な任務を受託する、外部監査人ないしその他の適格な主体が、外
部専門家として考えられる。

付属文書 1

コア・プリンシプルの改訂版と 2006 年版との比較

改訂版の構成	2006年版の構成
監督権限、責任及び機能	
原則1： 責任、目的及び権限	原則1： 目的、独立性、権限、透明性及び協力
原則2： 監督当局の独立性、説明責任、資源配分及び法的保護	
原則3： 協力及び協調	
原則4： 許容される業務	原則2： 許容される業務
原則5： 免許付与の基準	原則3： 免許付与の基準
原則6： 主要な所有権の移譲	原則4： 重要な所有権の移転
原則7： 主要な買収	原則5： 重要な買収
原則8： 監督上のアプローチ	原則19： 監督上のアプローチ
原則9： 監督上の手法及び手段	原則20： 監督上の手法
原則10： 監督当局への報告	原則21： 監督当局への報告
原則11： 是正及び制裁に関する監督当局の権限	原則23： 是正及び改善に関する監督当局の権限
原則12： 連結ベースの監督	原則24： 連結ベースの監督
原則13： 母国・現地当局間の関係	原則25： 母国・現地当局間の関係
健全性に関する規制及び要件	
原則14： コーポレート・ガバナンス	
原則15： リスク管理プロセス	原則7： リスク管理のプロセス
原則16： 自己資本の適切性	原則6： 自己資本の適切性
原則17： 信用リスク	原則8： 信用リスク
原則18： 不良資産、引当金及び準備金	原則9： 不良資産、引当金及び準備金
原則19： リスクの集中及び大口エクスポージャー規制	原則10： 大口エクスポージャー規制
原則20： 関連先との取引	原則11： 関連先に対するエクスポージャー
原則21： カントリー・リスク及びトランスファー・リスク	原則12： カントリー・リスク及びトランスファー・リスク
原則22： マーケット・リスク	原則13： マーケット・リスク

原則23：銀行勘定の金利リスク	原則16：銀行勘定の金利リスク
原則24：流動性リスク	原則14：流動性リスク

改訂版の構成	2006年版の構成
原則25：オペレーショナル・リスク	原則15：オペレーショナル・リスク
原則26：内部統制及び監査	原則17：内部統制及び監査
原則27：会計報告及び外部監査	原則22：会計及び情報開示
原則28：情報開示及び透明性	
原則29：金融サービスの濫用	原則18：金融サービスの濫用

付属文書 2

国際通貨基金及び世界銀行が作成する評価報告書の構成及び指針

1. 本付属文書は、金融セクター評価プログラム（FSAP）⁸⁸及び単独評価において評価者が作成するバーゼル・コア・プリンシプル（BCP）評価報告書に関し、IMF 及び世界銀行が推奨する提示手法及び構成に係る指針及び様式を示すものである。IMF・世界銀行による評価実施前に対象国の当局が行う自己評価⁸⁹も、この手続の必須要素であることから、本指針及び様式に従うべきである。

2. BCP 評価報告書は、次の七つのパートに分かれる。(1) 背景となる情報及び利用した評価方法について説明する概説、(2) 制度的環境及び市場インフラの概要、(3) 実効的な銀行監督のための前提条件の評価、(4) 個別原則毎の詳細評価、(5) 評価結果を取りまとめた遵守状況表、(6) 今後の行動計画に関する提案及び(7) 当局の返答。以下では、七つのパートのそれぞれについて簡単に説明する。

2. 1 評価作業の背景情報（評価の背景及び評価方法）に関する概説。本セクションでは、

(a) 監督当局の同意を得て評価範囲を選択した旨を記載し、特に、当局が必須基準のみに基づいて評価され、格付されることを希望したか、それとも補足基準を利用

⁸⁸ 本指針及び書式は、項目を絞るかあるいはリスク・ベースによる「基準及び規範の遵守に関する報告書」（ROSC）を作成する場合にも推奨される。リスク・ベースのまたは項目を絞ったの評価では、既存の遵守評価結果及び各国の重要なリスク及び脆弱性の評価にもとづき、全てではなく、特定のコア・プリンシプルについて評価する。リスク・ベースの DAR（詳細評価報告書）及び ROSC に関する具体的な指針を参照：
<http://www.imf.org/external/pp/longres.aspx?id=4684>

⁸⁹ 翻訳の必要性も考慮し、自己評価については、根拠法及び規則を付記し、評価者が評価を行う前に余裕をもって利用できるようにすべきである。

することにも同意したかを明記する。リスク・ベースでまたは項目を絞って評価する場合には、再評価の対象となった原則及び再評価の理由も、本セクションにて記載しなければならない。評価者の氏名及び所属も本セクションに記入すべきである。

- (b) 自己評価の結果、当局が記入した調査票、関連する法律、規則、通達、他の文書（例えば、報告書、研究論文、対外声明、ウェブサイト、非公表のガイドライン、指令、監督レポート及び評価等）など、評価に利用した資料の出所にも言及する。
- (c) 評価の対象となった監督当局を特定し、インタビューを行った上級管理職⁹⁰について一般的な形で言及するほか、また、他の国内監督当局、民間セクターの参加者、関連政府機関または（銀行協会、監査人、会計士等）業界団体等との面談についても記載する。
- (d) 評価の妨げや評価の助けとなった要因に言及する。特に、（監督資料または翻訳文書へのアクセスの欠如等）情報が不足した点について述べ、それが評価にどの程度影響したかを説明する⁹¹。

2. 2 制度的環境及び市場構造の概要： 本セクションでは、金融セクターに関する監督環境を概説し、制度的及び法的環境、特に各監督当局の任務及び監督機能、規制対象外の金融仲介業者の存在及び自主規制組織の果たす役割を手短かに記述すべきである。さらに、本セクションでは、金融市場、特に銀行セクターの構造について一般的な説明を行い、銀行数・GDP 対比の総資産、銀行業の安定性、自己資本の適切性・レバレッジ・資産の質・流動性・収益性・リスク特性の基本的な評価結果及び所有構造に関する情報（すなわち、外国資本と国内資本、国有と民間所有、コングロマリットまたは規制対象外の関係会社の存在）並びに類似の情報に言及すべきである。

⁹⁰ 個人を保護し、率直な発言を促すため、通常は匿名とすべきである。

⁹¹ 情報不足により特定の原則に係る評価の質及び深度が悪影響を被る場合、特に、遵守状況を評価する上で深度ある情報へのアクセスが不可欠である場合、評価者は、評価書式のコメント欄で言及し、直面した障害を記録すべきである。このような問題について評価ミッションのリーダーの注意を喚起し、必要に応じ、本部職員に連絡し、指示を仰ぐべきである。

2. 3 実効的な銀行監督の前提条件の評価：本セクションでは、バーゼル・コア・プリンシプル文書に記載されている、実効的な銀行監督の前提条件がどの程度整っているかを概説する。過去の経験は、前提条件が適切に実施されないことにより、銀行監督の質及び実効性が著しく損なわれ得ることを示している。評価者は、銀行システム及び監督枠組みが運用されている環境について報告書の読者が明確に理解できるよう、事実に基づいた前提条件のレビューすることを目標とすべきである。これにより、個々の原則の評価及び格付についてより深く理解するための視点が得られる。レビューする際は、通常、それぞれの前提条件につき、パラグラフを一つか二つに絞り、以下の見出しの順に進めるべきである。

Box1：評価時の「前提条件」の取扱い方法

BCP の評価者は、前提条件それ自体については評価すべきではない。それは、個々の基準に関する評価の範囲を逸脱することになるからである。評価者は、IMF 及び世銀の公式文書に最大限依拠し、これと整合的となるよう説明及び所見を簡潔に述べることに努めるべきである。

関連性があると判断した場合、評価者は、これらの要素と監督の実効性との関係を、自身の分析に織り込むよう試みるべきである。次のセクションで記載するように、個々の原則の遵守状況を評価する際は、充足度の低い前提条件によってそうした評価が大きく影響を受ける可能性について明記すべきである。前提条件の不備が監督の実効性に与える影響度に応じ、影響を受けるコア・プリンシプルの格付にも悪影響を及ぼす可能性がある。前提条件の不備への対処を狙いとした提案は、評価結果に基づいた提言には含まれないものの、FSAP 評価の対象範囲内にある一般的な FSAP 提言に盛り込むことが可能である。

- (a) 健全かつ持続可能なマクロ経済政策：レビューでは、銀行システムの構造及び業績に悪影響を及ぼしかねない側面について説明する一方、これらの分野の政策の適否について意見を述べるべきでない。政策の適否については、4 条協議をはじめとする IMF 及び世界銀行プログラム関連報告書など、既存の IMF 及び世銀文書における分析や提言に言及するにとどめる。
- (b) 金融安定化政策を策定するための十分に確立された枠組み：レビュー結果には、マクロプルーデンス監視、安定化政策策定のための明確な枠組みの存否について記載すべきである。これには、関連する当局の役割及び任務の明確化、当局間に

における協力及び協調並びにマクロプルーデンス分析、リスク及び方針並びにその結果の伝達のための実効的なメカニズムを含めるべきである。当該枠組みの適切性及び実効性に関する独立した評価結果が存在する場合、評価者は、その内容に依拠し得る。

- (c) *十分に発達した公的インフラストラクチャー*：公的インフラストラクチャーに関する事実に基づいたレビューは、銀行システムに関係する要素に焦点を絞り、必要な場合には、ミッションに参加している他の専門家や IMF・世銀の国別チームの専門家との協力の下で行われるべきである。これに関する前提条件をレビューする際は、良好な与信カルチャーの存在や、整合的に施行され、紛争を公正に処理するためのメカニズムを提供している会社法・破産法・契約法・消費者保護法・私有財産法などのビジネス法体系、また、訓練の行き届いた信頼性のある会計・監査・法律専門家の存在、実効的で信頼性のある司法制度、金融セクターに対する適切な規制、及び実効的な支払・清算・決済システムの存在、などの事項が範囲に含まれ得る。
- (d) *危機管理、再建及び処理のための明確な枠組み*：銀行の危機管理及び処理のための健全な制度的枠組みの利用可能性並びに関連する当局の役割及び任務の明瞭さをレビュー範囲に含めるべきである。実効性の根拠は過去の危機の際の管理及び処理の実例によって示される一方、当該法域で実施した金融危機のシミュレーション結果に関する文書も根拠となり得る。当該枠組みの適切性及び実効性に関する独立した評価結果が存在する場合、評価者は、その内容に依拠し得る。
- (e) *適切なレベルのシステムミックな保護（または公的セーフティ・ネット）*：セーフティ・ネット、またはシステムミックな保護の概説には、例えば、監督当局、預金保険、中央銀行等、関連する様々な主体の機能に関する分析が含まれ得る。これに続いて、破綻金融機関の処理等、危機的状況に対処するための明確に定義された手続が説明される。さらに、当該手続に関与する様々な主体の役割の調整に関する説明が併せて行われる。加えて、（中央銀行の資金を含む）公的資金の利用に関連して、モラルハザードを最小限に抑えるための十分な措置が講じられているかどうかをレビューする。また、銀行の一時的な短期流動性への需要を満たすためのメカニズムについての記述も必要となる。かかる流動性は、主としてインターバンク市場を通じて供給されるが、他の供給源からも供給され得る。

- (f) **実効的な市場規律**：市場規律をレビューする際は、例えば、コーポレート・ガバナンス、透明性及び監査を経た財務情報の開示に関するルール、管理職や取締役の雇用及び解雇に関する適切なインセンティブ構造、株主の権利の保護、市場及び消費者情報の適切な入手可能性、政府が銀行に対して行使する影響力に関する情報開示、（例えば、預金をはじめ、債権者が銀行に保有する資産の移動可能性等）市場規律を発揮する手段、金利その他の価格の適切な周期による公示、合併・買収及び株式取得の実効的な枠組み、外国からの市場参入や外国からの資金提供により行われる買収の可能性などが対象範囲に含まれ得る。

2. 4 個別の原則に含まれる各基準に関する銀行監督システムの「説明」、格付または「評価」、及び「コメント」で構成される個別原則毎の詳細な評価。

- (a) 詳細評価の書式は、以下のように構成されている。

表 1：詳細評価報告書の書式

原則X（当該原則の原文を逐語で記入）	
必須基準	
必須基準1に関する説明及び評価結果	
必須基準2に関する説明及び評価結果	
必須基準 n に関する説明及び評価結果	
補足基準（監督当局が、補足基準に基づいて評価され、格付されることも選択した場合のみ）	
補足基準1に関する説明及び評価結果	
補足基準 n に関する説明及び評価結果	
原則Xの格付	「遵守」（compliant）、「ほぼ遵守」（largely compliant）、「かなりの程度不遵守」（materially non-compliant）、「不遵守」（non-compliant）、「該当せず」（not applicable）
コメント	

- (b) 「説明及び評価結果」の欄には、評価対象国において観察された実状に関する情報を記入する。本欄では、関連する法律ないし規則の主要な要素を引用、要約す

べきである。その際、関連する法律ないし規則の、例えば、URL、官報及びそれらと同様の情報源に言及する等、容易に参照可能な形で行うべきである。可能かつ関連する限り、説明は次のように構成されるべきである。(1) 銀行法及び関連規則、(2) 健全性に係る報告書及び公衆への情報開示を含む健全性に係る規則、(3) 監督上の手法及び手段、(4) 監督当局の制度的な対応能力及び(5) 実施及び(または) 執行またはその欠如を示す証拠。

Box2：実施の証拠

実施及び(または) 執行に関する証拠は不可欠である - 適切に設計された監督制度であっても、監督当局が、与えられた権限を効果的に利用し、ルール及び規則を実施しない限り、効力は発揮されない。実施の実例を、監督当局が提示し、評価者が評価し、報告書に記載すべきである⁹²。

(c) 「格付」欄は一行のみとし、「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」の「第 IV 部：評価メソドロジー」に記載されている通り、評価対象の監督制度が、当該原則を「遵守」しているか、「ほぼ遵守」しているか、「かなりの程度不遵守」であるか、あるいは「不遵守」であるかを記載する。

- ・ その法域が、他の選択肢を明確に選択しない限り、必須基準のみに照らしてコア・プリンシプルの遵守状況の評価し、格付する。
- ・ 法域は、自らの規制及び監督を更に強化することが可能な分野を特定し、その実現方法に関し、評価者の所見から恩恵を受けるため、補足基準に基づく評価を受けることも任意で選択できる。ただし、コア・プリンシプルの遵守状況の格付は、依然として必須基準のみを参照して行われる。

⁹² 記載するのは、例えば、監督当局が過去数年間に是正措置を何回発動したか、銀行がどの程度の頻度でオン・サイトの検証を受けたか、免許申請が何件受理され、うち何件が承認または却下されたか、資産の質に関する報告書が検証者によって作成されているか、そして、その結論が銀行の上級管理職及び銀行監督当局の幹部職員にどのように伝達されているか、などの事項である。

- ・ あるいは、監督に関するベスト・プラクティスの達成を更に望む法域は、必須基準に加え、任意で補足基準に照らして評価され、格付されることも選択できる。

Box3： 比例原則

必須基準は、健全な監督実務のための最低限の基本要件を定め、あらゆる国に普遍的に適用される。しかしながら、ある法域を必須基準に照らして評価する際は、監督実務が、監督対象の銀行のリスク特性及びシステミックな重要性に応じたものである必要を認識しなければならない。つまり、評価する際に、監督実務が適用される状況を考慮しなければならない。補足基準に照らして評価する場合も、必須基準の場合と同様、比例原則を採用すべきである。基準において比例原則の考え方に明確に言及していない場合でも、あらゆる基準の評価の根底にはこの考え方が存在すべきである。例えば、多くのシステム上重要な銀行または複雑に結合したコングロマリットの一部を構成する銀行を抱える法域は、主として預金及び融資を扱う小規模かつ複雑ではない銀行しか存在しない法域よりも、「遵守」格付を受けるためのハードルが当然高くなる。

- (d) 「コメント」欄は、特定の格付が付与された理由を説明するために用いられる。格付理由の説明は、次のように構成される。(1) 法律及び規則の整備や実施に関する理由、(2) 監督手段の整備状況（報告様式、早期警戒制度、検査マニュアル等）、(3) 実務的な運用面の質、(4) 監督当局の制度的な対応能力及び(5) 執行状況。例えば、何らかの情報が提供されなかった場合や、重要な人物と重要事項について協議することができなかった場合など、特定の基準の遵守状況を適切に評価することができなかった場合も、この欄において、事実と理由を明らかにすべきである。情報提供や会見を求めた場合は、「コメント」欄にその旨を記し、評価者が当該原則を適切に評価するよう努力した事実を示すべきである。
- ・ 「遵守」以外の格付が付与された場合、本欄では、観察された問題点の重要性を明らかにし、完全遵守または遵守の水準を高めるために必要な措置について指摘する。この提言は、「提言する措置」（後述）にも含まれるべきである。
 - ・ 「コメント」欄には、法律、規則及び政策が存在するにも関わらず、「遵守」との格付に至らない原因となっている実施面での弱さについて説明すべきで

ある。逆に、「遵守」の格付が付与されたものの、当該国が、メソドロジーの基準とは異なるメカニズムによりその根拠を示している場合には、その旨も「コメント」欄にて説明されるべきである。

- また、評価者は、他国の手本かつベスト・プラクティスとなり得る特定分野の特にすぐれた実務またはルールが存在について認識した場合には、これを「コメント」欄に含めることもできる。
- 評価及びこれに伴う格付は、評価当時に存在した規制の枠組み及び監督実務のみに基づいて行われるべきであり、これに既存の規制及び実務の改正を目指している計画または新たな規制及び実務の導入を目指している計画が反映されてはならない。しかしながら、このような動きがある場合には、本欄で好意的に言及することは可能である。遵守状況の格付の格上げにつながるような改善措置を進めているものの、未だ実効的ではないか、または実施に移されていない場合がこれに該当する。また、実施が確認できなかった最近の法律、規制及び監督の動きも、本欄で言及すべきである。
- 特定の原則間または前提条件と原則との間に関連性があることが明白な場合、「コメント」欄を利用し、原則 X に対応する規則及び実務それ自体は「遵守」であるように見えても、原則 Y または前提条件 Z の実施に重大な不備があれば、「遵守」と格付できない場合がある旨を読み手に説明すべきである⁹³。複数の原則に係る格付に悪影響を及ぼすような、関連性のある重要な共通の不備の存在を認識しつつ、評価者は、重複を極力避けるべきである。関連性のある原則または前提条件について判明した不備が格下げの根拠となるほど重大ではない場合でも、これについて、本欄にて触れるべきである。
- 各原則の遵守に関する格付は、対象国における発展の段階とは無関係に付与されるべきである。当該国の銀行システムの規模、業務の性質及び複雑性を考慮し、特定の基準が当てはまらない場合には、適用可能な基準の遵守状況のみにもとづき、その原則の格付が付与されるべきである。この点について

⁹³ 例えば、資本の適切性に関する規制及び監督が遵守されているように見えても、引当など、別の原則に関係する重大な不備が判明した場合、このことは、自己資本が過大評価されており、比率が信頼できないものである可能性を意味する。

は、状況が変化し、将来の評価時に格付を再検討できるよう、本欄にて明記しなければならない。これは、「該当せず」という格付が付与される場合も同様である。

Box4：基準及び規範の遵守に関する報告書（ROSC）

「基準及び規範の遵守に関する報告書」（Reports on the Observance of Standards and Codes, ROSC）への評価結果の記載は、上述の「詳細評価」への結果の記載とは異なる。詳細評価のセクション 4 は「主な評価結果」という見出しのセクションに置き換えられる。本セクションでは、詳細評価における主な評価結果をまとめるべきであり、その際は、次の主な分類が参考になり得る。責任、目的、権限、独立性、説明責任及び協力（原則 1-3）、所有、免許付与及び構造（原則 4-7）、継続的な銀行監督上の手法（原則 8-10）、監督当局の是正及び制裁権限（原則 11）、連結ベース及びクロスボーダー銀行監督（原則 12-13）、コーポレート・ガバナンス（原則 14）、健全性要件、規制枠組み、会計及び情報開示（原則 15-29）。

2. 5 個別原則毎の評価を取りまとめた遵守状況表

本表には、二つの版がある。格付が明示的に含まれていない表は、ROSC⁹⁴に利用する。格付が含まれている版は、詳細評価にのみ利用する。本表により、遵守の度合いを明確に伝え、各原則に関する主な長所、そして特に短所について簡単な説明が行われるべきである。書式は以下の通りとする。

⁹⁴ 説明及び詳細なコメント（DAR のみで利用できる）を伴わない限り、格付を十分に理解することは困難なため、ROSC には、表の中に格付を含めていない。

表 2： バーゼル・コア・プリンシプルの遵守状況のまとめ - 詳細評価報告書

コア・プリンシプル	格付	コメント
1. 責任、目的及び権限		
2. 監督当局の独立性、説明責任、資源配分及び法的保護		
3. 協力及び協調		
4. 許容される業務		
5. 免許付与の基準		
6. 主要な所有権の移譲		
7. 主要な買収		
8. 監督上のアプローチ		
9. 監督上の手法 及び手段		
10. 監督当局への報告		
11. 是正及び制裁に関する監督当局の権限		
12. 連結ベースの監督		
13. 母国・現地当局間の関係		
14. コーポレート・ガバナンス		
15. リスク管理プロセス		
16. 自己資本の適切性		
17. 信用リスク		
18. 不良資産、引当金及び準備金		
19. リスクの集中及び大口エクスポージャー規制		
20. 関連先との取引		
21. カントリー・リスク及びトランスファー・リスク		
22. マーケット・リスク		
23. 銀行勘定の金利リスク		
24. 流動性リスク		
25. オペレーショナル・リスク		
26. 内部統制及び監査		
27. 会計報告及び外部監査		
28. 情報開示及び透明性		
29. 金融サービスの濫用		

表3：バーゼル・コア・プリンシプルの遵守状況のまとめ - ROSC

コア・プリンシプル	コメント
1. 責任、目的及び権限	
2. 監督当局の独立性、説明責任、資源配分及び法的保護	
3. 協力及び協調	
4. 許容される業務	
5. 免許付与の基準	
6. 主要な所有権の移譲	
7. 主要な買収	
8. 監督上のアプローチ	
9. 監督上の手法 及び手段	
10. 監督当局への報告	
11. 是正及び制裁に関する監督当局の権限	
12. 連結ベースの監督	
13. 母国・現地当局間の関係	
14. コーポレート・ガバナンス	
15. リスク管理プロセス	
16. 自己資本の適切性	
17. 信用リスク	
18. 不良資産、引当金及び準備金	
19. リスクの集中及び大口エクスポージャー規制	
20. 関連先との取引	
21. カントリー・リスク及びトランスファー・リスク	
22. マーケット・リスク	
23. 銀行勘定の金利リスク	
24. 流動性リスク	
25. オペレーショナル・リスク	
26. 内部統制及び監査	
27. 会計報告及び外部監査	
28. 情報開示及び透明性	
29. 金融サービスの濫用	

2. 6 個別原則毎に、規制・監督上の枠組み及び実務を改善するための措置や手段を提言する「提言する措置」の表

- (a) 本セクションでは、遵守状況及び監督の枠組みの全体的な実効性を改善するための望ましい措置を列挙すべきである。提言は、評価において不備が特定された各事例について、優先順位を明らかにしつつ行うべきである。提言する措置は、具体的な性質のものであるべきである。また、提言する措置が、どのような形で遵守水準の向上及び監督の枠組みの強化につながるかについての説明も提供される場合もある。重複や混乱を避けるため、提言する各々の措置に責任を負う機関についても明確にされるべきである。本表では、具体的な提言が行われた原則のみを取り上げるべきである。
- (b) また、提言は、補足基準の遵守状況に不備があるもの及び全面的に遵守されているものの、監督実務に改善の余地がある原則についても行うことができる。
- (c) 「提言する措置」の書式は、以下のとおりとする。

表 4： 提言する措置

パーゼル・コア・プリンシプルの遵守状況並びに規制及び監督の枠組みの実効性を改善するために提言する措置	
参照する原則	提言する措置
原則X	例：規制A、監督実務Bの導入に関する提言
原則Y	例：規制C、監督実務Dの導入に関する提言

2. 7 評価に対する当局の返答⁹⁵： 評価者は、評価対象である監督当局に対し、評価結果を記載した文書案の全文を提示した上で、評価結果に返答する機会を与えるべきである。評価結果をめぐって意見の相違が明確にされ、報告書に記載されるべきである。評価する際は、十分な対話が行われるべきであり、従って、評価チームは、監督

⁹⁵ そのような回答が合理的な期間内になされなかった場合、評価者は、その旨を明記し、評価ミッション終了時に当局と評価者との間で行われた協議（総括討議）における当局の対応を簡潔に記載すべきである。

当局のコメント、懸念及び事実関係に関する訂正を評価結果に反映させるため、評価
手続の過程で監督当局と協議を重ねておく必要がある。また、当局は、評価結果につ
いて、書面による簡潔な返答の作成を求められるべきである（「返答の権限」）。し
かしながら、評価結果は交渉の対象とされるべきでなく、評価者及び当局は、当局の
見解が公正かつ正確に示されていることを前提として、「合意に至らないことを合意
する」ことについての心構えを有するべきである。